

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月29日
【計算期間】	第8期（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）
【ファンド名】	日興AMオフショア・ファンズ（注1） NBコーポレート・ハイブリッド証券ファン ド (Nikko AM Offshore Funds – NEUB Corporate Hybrid Securities Fund)
【発行者名】	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（注2） (Nikko AM Global Cayman Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 谷 桂子
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャー チ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT (P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 乙黒 亮祐 同 東 直希 同 谷口 陸 同 野村 賢太郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1203
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）日興AMオフショア・ファンズは、2025年9月1日付で名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更する予定で
す。以下同じです。

（注2）日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドは、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリ
ミテッドに変更する予定です。以下同じです。

（注3）米ドルの円貨換算は、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81
円）によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があ
ります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四
捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注５）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年３月１日に始まり２月の最終暦日に終了する１年をいいます。ただし、第１期計算期間とは、2017年２月22日（ファンドの運用開始日）から2018年２月28日までの期間を指します。

（注６）本書における用語の定義については、本書別紙Ａ「定義」をご参照ください。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

日興AMオフショア・ファンズ NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。日本において、ファンドの名称について「日興AMオフショア・ファンズ」を省略することがあります。）の投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）の数は無制限であり、受託会社（以下に定義します。）の同意をもって管理会社（以下に定義します。）により決定され、無額面です。

b. ファンドの性格

日興AMオフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）は、オープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであり、受託会社および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書（2025年6月26日付の変更証書により変更済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）に従い組成されています。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設定されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを設立、設定することが可能であり、各々のシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が割り当てられます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々の受益証券が発行されます。受益証券は、いかなる証券取引所にも上場されることが予定されていません。

マスター信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠します。すべての受益者は、マスター信託証書およびマスター信託証書を補足する信託証書の規定の便益を享受する権利を有し、かかる規定に拘束され、これらの規定について通知を受領しているものとみなされます。（i）シリーズ・トラストに関連する目論見書の規定と（ii）当該シリーズ・トラストに関連するマスター信託証書および追補証書の規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先します。

トラストのシリーズ・トラストである、NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンドは、受託会社と管理会社との間のマスター信託証書および2016年12月16日付の追補証書（2025年6月26日付の変更証書により変更済）（以下合わせて「追補証書」といい、マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従って設立されました。

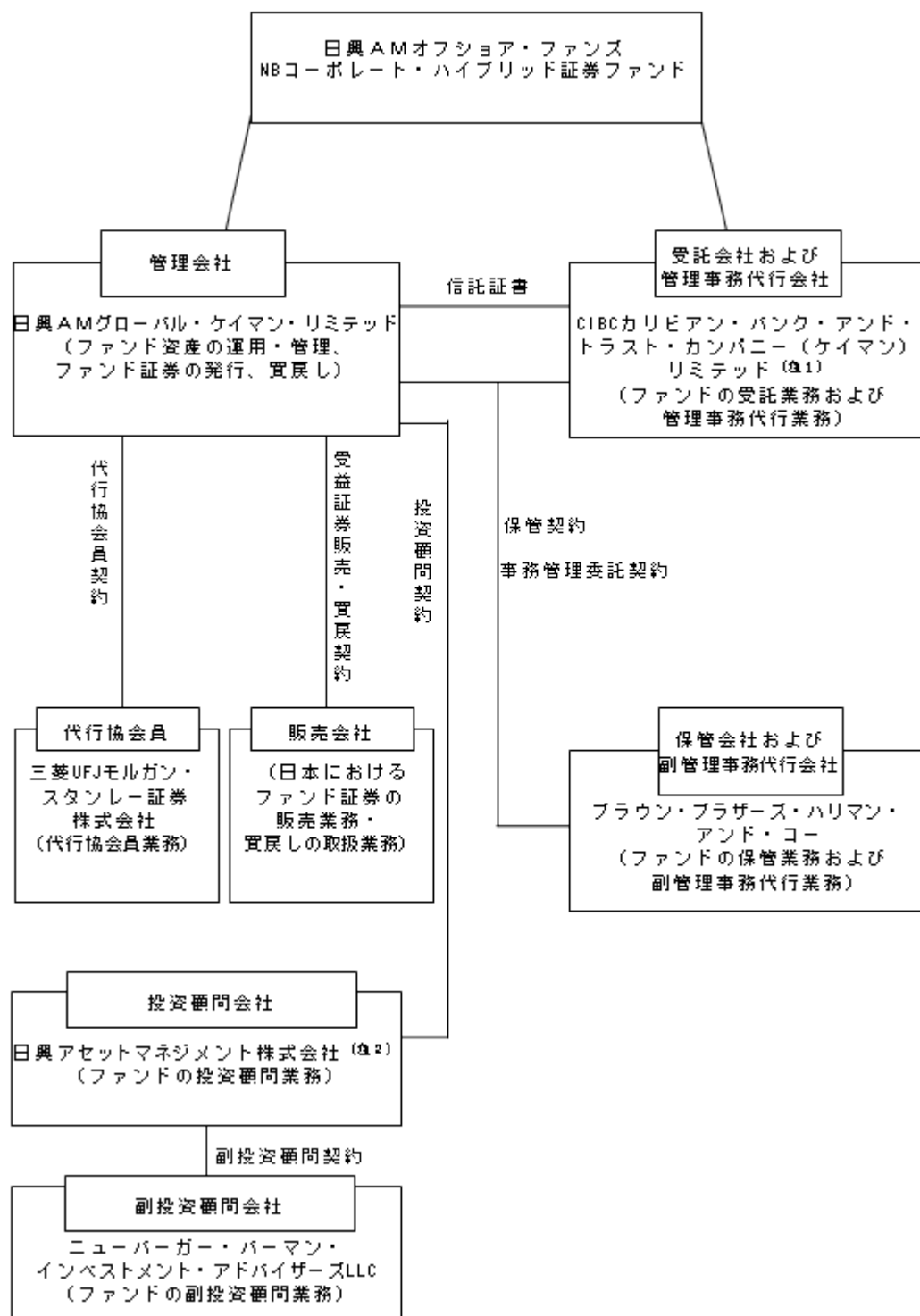
管理会社は、自らが各シリーズ・トラストの信託財産の実質的所有者である場合と同様に、いかなる方法でも各シリーズ・トラストの信託財産またはその一部を取り扱い、または処分する（貸与、売却、抵当権の設定またはその他の担保権の設定を行う権利を含み、また、管理会社の関連会社、受託会社または受託会社のいずれかの関連会社に利益となるか否かを問いません。）完全な権限を有するものとします。ただし、管理会社は、常に、当該シリーズ・トラストに関する目論見書に記載される投資目的、投資方針、投資制限およびガイドラインを遵守するものとします。

（2）【ファンドの沿革】

2003年9月26日	管理会社設立
2012年10月15日	マスター信託証書締結
2016年12月16日	追補証書締結
2017年2月22日	ファンドの設定（運用開始）
2025年6月26日	変更証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、2024年8月13日付で商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更しました。以下同じです。

(注2) 日興アセットマネジメント株式会社は、2025年9月1日付で商号をアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に變更する予定です。以下同じです。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド (Nikko AM Global Cayman Limited) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (以下「受託会社」または「管理事務代行会社」といいます。)	受託会社および管理事務代行会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。 2017年1月20日付で管理会社および副管理事務代行会社との間で事務管理委託契約（以下「事務管理委託契約」といいます。）（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。 2017年1月20日付で管理会社および保管会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの保管業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.) (以下「保管会社」または「副管理事務代行会社」といいます。)	保管会社および副管理事務代行会社	保管契約を管理会社および受託会社との間で締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 事務管理委託契約を管理会社および受託会社との間で締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「代行協会員」といいます。)	代行協会員	2017年1月17日付で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。
有価証券届出書「第一部（8）申込取扱場所」をご参照ください。 (また、申込取扱場所となる各金融機関を以下「販売会社」といいます。)	販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取扱業務について規定しています。

日興アセットマネジメント株式会社 （以下「投資顧問会社」といいます。）	投資顧問会社	2017年1月18日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC （Neuberger Berman Investment Advisers LLC） （以下「副投資顧問会社」といいます。）	副投資顧問会社	2017年1月18日付で投資顧問会社との間で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注6）を締結。ファンドのための副投資顧問業務について規定しています。

（注1）事務管理委託契約とは、管理事務代行会社および管理会社により任命された副管理事務代行会社が、受益証券の発行および買戻しの登録、分配金の記録の保持ならびにその他の管理事務代行業務を遂行することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注5）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産の投資および再投資の管理に際し、管理会社を支援することを約する契約です。

（注6）副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が、ファンドの資産の投資および再投資の管理に際し、投資顧問会社を支援することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

（i）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に基づき、ケイマン諸島において2003年9月26日に設立されました。

（ii）事業の目的

管理会社が設定された目的は制限されておらず、また、会社法（改正済）または随時改正された法律により禁止されない目的を実行する全権および権限を有しています。

（iii）資本金の額（2025年6月末日現在）

2025年6月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約6,951万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（144.81円）の普通株式480,000株です。管理会社の授權株式資本金は、1株1米ドル（144.81円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億4,481万円）です。

（iv）会社の沿革

2003年9月26日 設立

2009年8月27日 社名を「日興グローバル・インベストメンツ（ケイマン）リミテッド」から「日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド」に変更

（v）大株主の状況

（2025年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッド （Nikko AM Global Holdings Limited）	英国、ロンドン、EC2V 5DE、バISINGホル・ストリート40 （40 Basinghall Street, London EC2V 5DE, United Kingdom）	480,000株	100.00%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）およびミューチュアル・ファンド法に基づき規定された本規則（以下に定義します。）により規制されています。

② 準拠法の内容

（i）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、特例信託として登録申請されます。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に届出されます。

特例信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

特例信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

（ii）ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

（iii）ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項（a）に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社（有限責任会社を含みます。）またはパートナーシップである投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれます。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能です。）をすることができます。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。

（5）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、販売書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければなりません。販売書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基

づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。販売書類は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がこれらの規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、トラストに以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

- (a) 弁済期に債務を履行できないかまたは履行できない可能性があること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。トラストの会計監査は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて行われます。

管理事務代行会社は、

- (a) トラストの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと。
- (b) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったトラストの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと。

のいずれかを認識した場合、管理事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (イ) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (ロ) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、トラストの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

管理事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- (a) トラストの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- (b) トラストを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にトラストの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、トラストに関連して以下が記載されていなければなりません。

- (a) トラストの名称およびすべての旧名称
- (b) 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- (c) 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- (d) 純資産額
- (e) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- (g) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- (a) 受託会社が知り得る限り、トラストの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- (b) トラストは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

トラストは、管理事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（管理事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

② 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年2月の最終暦日に終了します。監査済年次報告書は米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常は各会計年度の末日から6ヶ月以内に受益者名簿に登録された受益者に開示されます。未監査半期報告書は、通常、関連する期間の末日から2ヶ月以内に受益者名簿に登録された受益者に開示されます。

最新の受益証券の購入価格および買戻価格は、管理事務代行会社（またはその受任者）の事務所において要求することにより無料で入手することができます。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（i）ファンドの名称、（ii）管理会社等の情報、（iii）ファンドの目的・特色、（iv）投資リスク、（v）運用実績および（vi）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則（以下に定義します。）に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときはまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されますが、受益者から交付請求があった場合には、交付されません。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項（a）上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、その財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

トラストは、その投資活動またはトラストのポートフォリオの構成に関してCIMAまたはその他のケイマン諸島の政府当局による監督を受けることはありませんが、CIMAは、一定の状況下においてはトラストの活動を調査する権限を有しています。CIMAまたはその他のケイマン諸島の政府当局のいずれも、トラストの英文目論見書の条件またはトラストへの投資のメリットについて判断を下していない、または承認していません。ケイマン諸島において投資家に適用される投資補償制度はありません。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはその業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

CIMAが交付した投資信託免許は、トラストのパフォーマンスまたは信用力に関するCIMAの投資家に対する義務を構成しません。

また、かかる免許の交付にあたり、CIMAはトラストの損失もしくは不履行または目論見書もしくは販売書類に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとします。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。

ファンドは、非金融会社である発行体により発行され、ムーディーズ、S & Pまたはフィッチから格付が付与された投資適格および投資不適格の双方のハイブリッド証券に主として投資するものとします。ポートフォリオの平均格付は、BBB-またはBaa3以上とします（平均格付の計算にあたっては、各コーポレート・ハイブリッド証券に対する格付のうち、上記格付機関の最も高い格付をもって平均を求めます。）。

金融セクターが発行するハイブリッド証券に対する投資は認められておらず、ファンドは、その純資産の51%超をユーロ建てのハイブリッド証券に投資します。

コーポレート・ハイブリッド負債証券は、一般に発行体が利息の支払いと引き換えに投資家から金銭を借り入れるための手段を提供する、株式と債券の両方の特徴を兼ね備えた仕組商品です。発行体企業は、自己資本水準の引き上げ、加重平均資本コストの引き下げ、資金調達源の分散化や信用格付の管理をはじめとした様々な理由でハイブリッド証券を利用することがあります。条件の標準化が進んでいますが、各商品に固有の特徴（支払条件、負債比率のような特性、期間、適用利率等）は変更される可能性があります。

ファンドは、政府や政府関係機関が発行する固定金利および変動金利の負債証券（債券を含みます。）にも投資することがあります。

ハイブリッド資本は普通株式にのみ優先するため、発行体が清算される場合のハイブリッド証券の回収率は、優先資本の回収率を下回ります。

デリバティブ商品は、専ら効率的なポートフォリオ管理および／または投資を目的としてのみ利用されます。デリバティブ商品の例としては、以下のものがあります。

- ・スワップ（既存のロングポジションをヘッジするために（ポートフォリオが投資することのある他の種類の資産のそれぞれに係る）通貨スワップ、金利スワップ、指数スワップやトータル・リターン・スワップを含むことがあります。）
- ・通貨およびノンデリバブル通貨に係る先渡し契約（利益を実現するとともに、既存の通貨のロングエクスポージャーをヘッジするために利用することがあります。）
- ・債券および金利に係る先物契約（既存のロングポジションをヘッジするために利用することがあります。）

ファンドは、（i）持分証券等、（ii）債権等または（iii）デリバティブ商品への投資による単一の発行体またはカウンターパーティ・リスクにさらされる事態を避けるため、単一の発行体またはカウンターパーティにつき、それぞれファンドの純資産総額の10%を超えて投資されることのないように管理されます。上記（i）、（ii）および（iii）に関する各エクスポージャーは、JSDAの指針に従って計算されます。さらに、ファンドは、エクスポージャーの合計（すなわち上記（i）、（ii）および（iii））が同一の者についてファンドの純資産総額の20%を超えること

がないように運用されます。ただし、（i）取引所で取引されるデリバティブ商品および（ii）為替予約取引のうち、120日未満に予約期日が到来するものへのエクスポージャーはないとみなされるものとします。

ファンドの資産は、一または複数の通貨により保有される可能性があります。ファンドは、原則として、各クラスの表示通貨（米ドルクラスは米ドル、円クラスは日本円）と投資先ポートフォリオの資産の通貨との間で為替取引を行います。ただし、円クラスのヘッジは、米ドルを通じて行われる可能性があります。

ただし、ファンドは、市場の大きな変化またはファンドの残存期間もしくは資本がファンドに保有される資産の管理上問題が生じるレベルにまで落ち込んだ場合には、その資産を上記のような方法で管理することができない可能性があります。

ファンドのポートフォリオは、流動資産を含むことがあります。当該資産は、当座預金または一流の発行体により定期的に交渉および発行もしくは保証されている短期金融商品とすることができます。

ファンドの原資産は通常の市場リスクの影響を受けるため、ファンドの目的が達成されるという保証はできず、受益証券の価値および受益証券からの利益は、増加することもあれば減少することもあります。

投資を検討する方は、本書に記載されているリスク要因に留意してください。

投資顧問会社は、ファンドの資産の投資および再投資の管理責任を副投資顧問会社に委任しています。

投資顧問会社は、その裁量により、随時他のまたは追加の投資顧問または投資顧問会社を任命することができます。

ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。

通貨

ファンドは米ドル建てです。米ドル以外の通貨で受領された申込金は米ドルに換金され、また、投資ポートフォリオは、副投資顧問会社により米ドルで管理されます。

米ドルクラス受益証券は米ドル建てであり、円クラス受益証券は円建てです。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照ください。

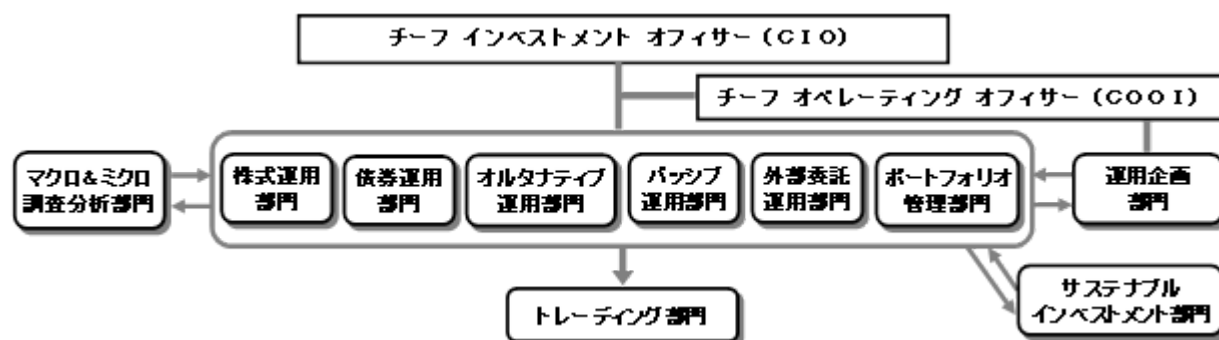
（３）【運用体制】

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関して、投資顧問会社である日興アセットマネジメント株式会社に業務を委託しています。

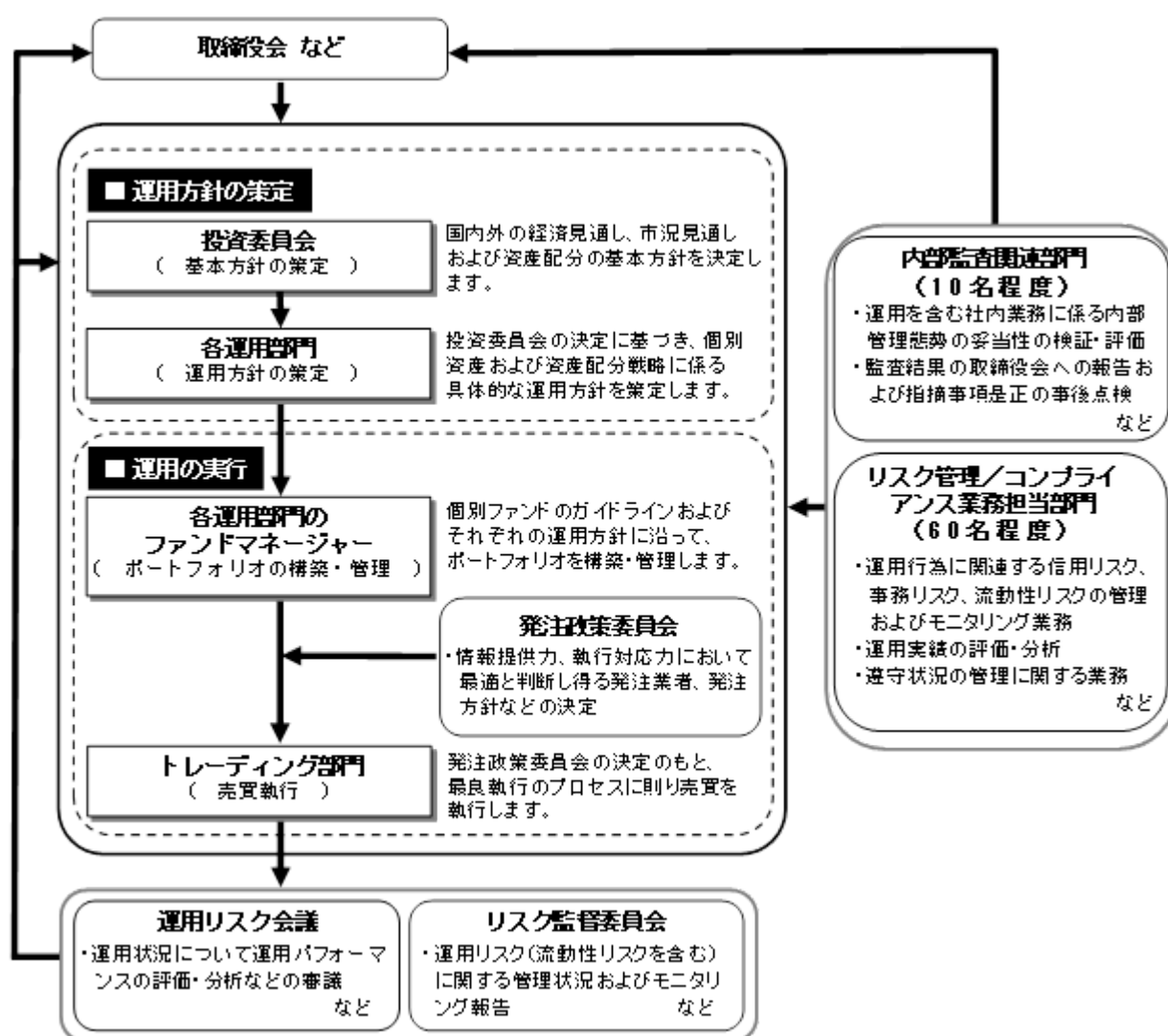
投資顧問会社は、以下の体制により投資顧問業務を行います。

- ① 運用部門に所属する運用担当者が、ファンドの運用内容をモニタリングし、リスクおよびパフォーマンスの確認、ガイドラインの遵守状況の確認等を行います。
- ② ファンドの投資対象証券に関する投資判断および売買発注に関して、副投資顧問会社であるニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCに業務を委託します。
- ③ 運用部門に所属する運用担当者は、ファンドの投資対象証券に関する売買発注が適正に行われていることをモニタリングします。

◆投資顧問会社における運用体制は以下の通りです。



◆投資顧問会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

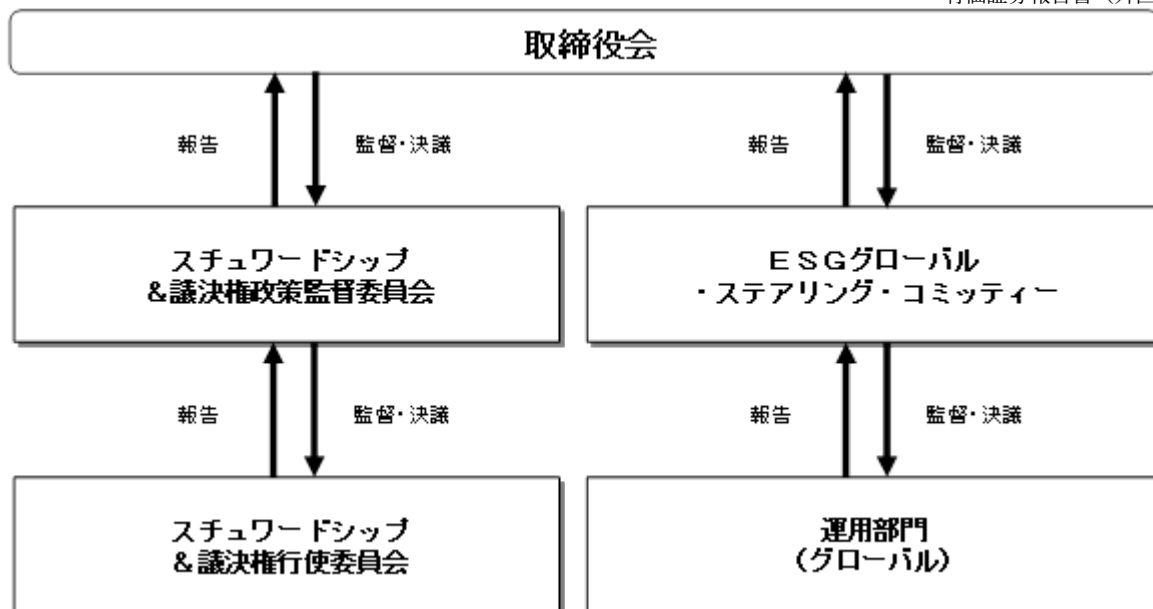


投資顧問会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

投資顧問会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続で受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティ

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、投資顧問会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、投資顧問会社の取締役会にて行うこととしています。（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています。）



※上記体制は2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（2025年6月末日現在）

投資顧問会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関して、副投資顧問会社であるニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCに業務を委託しています。

副投資顧問会社は、以下の体制で運用を行っています。



上記体制は2025年6月末日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（４）【分配方針】

管理会社は、その単独の裁量により、随時分配を宣言することができます。管理会社は、毎月15日（または当該日が営業日（「営業日」とは日本、ロンドンおよびニューヨークの銀行および証券取引所が営業を行う日（土曜日、日曜日もしくは12月24日を除きます。）またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできるその他の日をいいます。）でない場合には、翌営業日）（以下「分配日」といいます。）に、分配を行います。分配は、分配日の前営業日（以下「分配基準日」といいます。）に宣言されます。ただし、当該日が営業日でない場合には、かかる分配は、前営業日に宣言されるものとします。各分配期間は、分配が宣言された基準日の翌日から、次の基準日までとします。分配金は、関連する分配日（同日を含みます。なお、同日は分配落ち日に当たります。）から5営業日後に海外で支払われます。ただし、各クラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの純収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。さらに管理会社は、その裁量により、分配金の支払を行わないことを選択することができます。

米ドルクラス受益証券：米ドルクラス受益証券の各受益証券につき分配される金額の計算において、1口当たりの分配金は0.001米ドル未満の端数を切り捨てます。分配期間に関する分配は、当該分配期間の終了する分配基準日時点でトラストの受益者名簿に登録されている受益証券の名義人に対して行われます。かかる分配はいずれも、0.01米ドル未満の端数を切り捨てます。

円クラス受益証券：円クラス受益証券の各受益証券につき分配される金額の計算において、1口当たりの分配金は1円未満の端数を切り捨てます。分配期間に関する分配は、当該分配期間の終了する分配基準日時点でトラストの受益者名簿に登録されている受益証券の名義人に対して行われます。かかる分配はいずれも、1円未満の端数を切り捨てます。

投資者は、ファンドに関する分配金の支払が完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていない点に留意する必要があります。

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



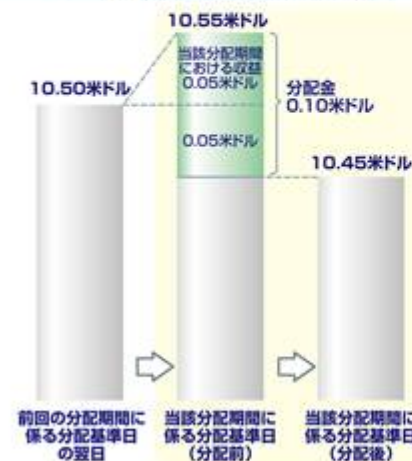
購入価格を上回る部分(分配金A)に加え、下回る部分(分配金B*)も分配金として課税対象となります。

注) 分配金に対する課税については、本書の「課税上の取扱い」をご参照ください。

- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

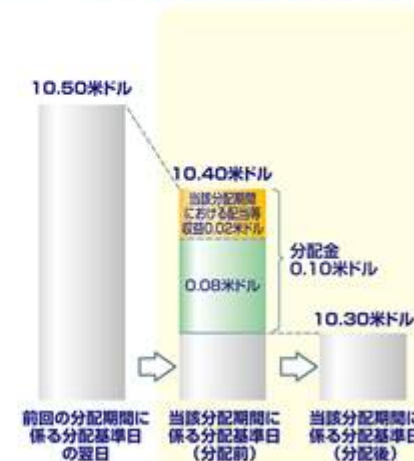
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩す

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩す

※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

（５）【投資制限】

管理会社またはその受任者はいずれも、ファンドに関して、下記の行為を行いません。

- (a) ファンドが保有するハイブリッド証券の総比率が純資産価格の90%を下回ること。ただし、この制限は、当初申込み、追加の大口申込み、大口および／もしくは頻繁な買戻し、ファンドの終了またはその他の回避しがたい状況がある場合には適用されません。
- (b) ファンドが転換社債またはマネー・マーケット・ファンドに投資すること。
- (c) ポートフォリオにおける単一の発行体の最大許容比率が10%を超えること。
- (d) 空売りの結果、ファンドを代理して空売りされたすべての証券の総額が、かかる空売りの直後にファンドの資産の評価額を超える場合に、証券の空売りを行うこと。
- (e) 借入の結果、ファンドを代理して行われた借入の残高の総額が、かかる借入の直後にファンドの純資産の評価額の10%を超える場合に、当該借入を行うこと。ただし、（i）特殊な状況（ファンドが別のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限定されません。）においては、12ヶ月を超えない範囲で本項における借入制限を超過することができ、また（ii）（A）ファンドの目的が、その受益証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含みます。）に投資することにある場合で、かつ（B）管理会社および／またはその受任者が、ファンドの資産の健全な運用の確保または受益者の権利保護のために、かかる制限を超過する借入が必要であると判断する場合においては、当該借入を行うことができます。
- (f) 投資会社ではない単一の法人の株式に関して、株式の取得の結果、管理会社および／またはその受任者が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該法人の議決権付株式総数が、当該法人の議決権付発行済株式総数の50%を超えることになる場合に、当該株式を取得すること。
- (g) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象の取得に関して、投資対象の取得の結果、ファンドが保有するかかるすべての投資対象の総額が、当該取得の直後に直近の入手可能な純資産価格の15%を超える場合に、かかる投資対象を取得すること。ただし、本項における制限は、評価方法がファンドの目論見書に明確に開示されている場合には、適用されません。
- (h) 投資対象の取得または追加取得の結果として、ファンドの資産総額の50%超が金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）の第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産から構成される結果となる場合、かかる投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- (i) 受益者の権利を害する取引またはファンドの資産の適正な運用に反する取引（投資顧問会社および／もしくはその受任者または第三者（受益者を除きます。）の利益を図るための取引を含みますが、これらに限定されません。）を行うこと。
- (j) 自己取引を行うこと。
- (k) 単一の発行体のデリバティブ商品から生じる未実現利益の10%超を有すること。疑義を避けるために付言すると、本制限は、満期日が取引日から120日未満に設定されている為替リスクのヘッジのための通貨フォワードには適用されません。
- (l) 投資顧問会社またはその関係会社により設立された投資信託の受益権への投資を行うこと。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定されます。JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）の残高にかかる金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とします。

上記の投資制限は、管理会社および／またはその受任者が、ファンドに代わって、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の株式、有価証券もしくは持分またはこれらに対するその他の投資対象の全部または一部を取得することを妨げません。

- (I) ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合。
- (II) マスター・ファンドまたはフィーダー・ファンドまたはその他同様のストラクチャーまたは会社または事業体のグループの一部を構成している場合。
- (III) ファンドの投資目的または戦略（全部かまたは一部かを問いません。）を直接推進させる特別目的事業体である場合。

かかる投資制限に関連する適用ある法令または規則が変更または廃止され、管理会社が、適用ある法律および規則に抵触することなく投資制限を変更することが可能であると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議後、受益者の同意を得ることなく（ただし、かかる変更または削除の21日前までに受益者に対して通知が行われるものとします。）、上記のいかなる投資制限も変更または削除（適用ある場合）することができるものとします。

とりわけ、ファンドの投資対象の価格変動、格付の変更（もしくは取り下げ）、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払、受益証券の買戻しまたは管理会社および／もしくはその受任者による支配の及ばないその他の事由の結果、ファンドに適用される制限に違反した場合、管理会社および／またはその受任者は、投資対象を直ちに売却する義務を負いません。ただし、管理会社および／またはその受任者は、かかる制限の違反を確認した後、合理的期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するため、受益者の利益に配慮した合理的に実行可能な措置を講じるものとします。

管理会社はその絶対的な裁量により、その時々において、受益者が所在する国の法令に従うために、受益者の利益と矛盾せず、または受益者の利益となる追加の投資制限を課することができます。

借入制限

管理会社および／またはその受任者は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、かかる借入の結果、ファンドのためになされた借入総額残高が、かかる借入の直後に純資産総額の10%を超える場合には、資金の借入は行わないものとします。ただし、特殊な状況（ファンドが別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限られません。）においては、12ヶ月を超えない範囲で一時的にかかる制限を超過することができるものとします。

3【投資リスク】

① リスク要因

a. リスク要因

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は、多大なリスクを伴います。管理会社および／またはその受任者は、ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で潜在的な損失を最小化することを企図した戦略を実施することを意図していますが、これらの戦略が実施される保証はなく、また実施されたとしても成功するという保証はありません。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、このため受益者は、買戻しによってのみ保有する受益証券を処分することができます。投資家は、ファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があります。このため、各投資家は、ファンドへの投資に伴うリスクを負うことができるかどうかを慎重に検討する必要があります。以下のリスク要因についての考察は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明となることを意図するものではありません。

コーポレート・ハイブリッド証券は、以下をはじめとする種々の特別なリスクを伴う複雑な商品です。

クーポン繰延リスク

コーポレート・ハイブリッド証券のクーポンの支払は、コーポレート・ハイブリッド証券の発行会社の裁量で繰り延べることができ、またかかる繰延は債務不履行を惹起しません。この繰り延べられたクーポンは、個々の証券の構造次第で、累積することもしないことも可能です（ただし投資顧問会社および副投資顧問会社は、主に累積するコーポレート・ハイブリッド証券への投資を想定しています。）。このようにコーポレート・ハイブリッド証券が繰り延べられるという特徴から、かかる証券の市場価格は、より（i）変動しやすく、かつ、（ii）一般にかかるコーポレート・ハイブリッド証券の発行体の財務状態が悪化した場合にその影響を受けやすい傾向があります。

繰上償還延期リスク

コーポレート・ハイブリッド証券の発行体はその判断で特定の日に証券を償還することができるため、投資家は、繰上償還が行われない潜在的なリスクにさらされることとなります。ハイブリッド証券は一般に、発行体による繰上償還を前提として（すなわち発行体が最初の繰上償還日に投資家からハイブリッド証券を買戻す前提で）発行されます。ハイブリッド証券がストレスのない状況で繰上償還され、ストレスのある状況下でもなお（損失を吸収する）安定した状態を維持することが主な目的です。また、コーポレート・ハイブリッド証券の中には特定の満期日がないものもあり、その場合、ファンドは当該証券の償還を請求することができません。そのためファンドが保有する当該証券は、繰上償還が行われないリスクがあります。したがって、ファンドは、当該証券に対する投資につき、無期限にまたは長期間にわたって金銭的リスクを負うことを強いられる可能性があり、ファンドが当該証券の元本の返済を受けられるか否か、および受けられるとしてもその時期については不透明です。

期限前償還リスク

多くのハイブリッド証券には、特定の状況（会計処理、格付機関の手法および税務の変更等）下で発行会社が償還期日より前に証券を償還できる契約条項が設定されています。そのため発行体が発行したコーポレート・ハイブリッド証券の利息よりも借入コストのほうが低いときは、発行体による当該証券の期限前償還が行われる可能性があります。この場合、ファンドは、償還対象のコーポレート・ハイブリッド証券の利息と同じ高い実効金利で償還手取金を再投資することができない可能性があり、著しく低い利益率による再投資しかできなくなります。

劣後リスク

発行体が破産に至った場合、まずシニア債の保有者が最初に発行体の資産に対して請求権を行使できます。その結果、かかる状況下ではハイブリッド証券の回収率はシニア債の回収率を大きく下回り、ファンドは当初の投資対象のすべてまたは一部を失うこととなるおそれがあります。ハイブリッド資本は普通株式に対してのみ優先します。多くの場合、コーポレート・ハイブリッド証券には保護的な財務制限条項がないため、コーポレート・ハイブリッド証券の発行体は、原則として、コーポレート・ハイブリッド証券よりも上位またはこれと同順位の債権を将来的に発行し、債務を負うことを妨げられません。

流動性および市場特性

ある状況下では、コーポレート・ハイブリッド証券は相対的に流動性を欠くことがあり、その場合、多くの取引所における建値で同証券を売買することが困難になります。それによって、ファンドはその投資対象を市場の動向に応じて売却することが困難となり、ファンドは不利な価格で投資対象を売却しなければならない場合があります。

期限前返済リスク

ファンドの投資に関して、期限前返済（債務者による任意の期限前返済ならびに債務不履行および担保権実行による清算を含みます。）が発生する頻度は、様々な要因（金利の現行水準ならびに経済、人口統計、税金、社会、法律およびその他の要因を含みます。）により影響を受けます。

再投資リスク

ファンドの現在の投資による手取金（利息支払および元本支払の両方）は、一部は再投資時点の市況および金利環境により、現在の投資よりも低い利回りを提供する商品に再投資される可能性があります。

店頭取引における規制上のリスクおよびカウンターパーティ・リスク

ファンドによる投資は、店頭取引を含む場合があります。店頭取引市場における政府規制および政府による監督は一般に強化されていますが、店頭取引市場は、多くの整備された取引所に比べて未だ規制が行き届いていません。さらに、一定の整備された取引所は、店頭取引市場には適用されない保護策を参加人に対して提供しています。たとえば、取引所決済機関の履行保証等は、店頭取引については対象外です。これによりファンドは、信用もしくは流動性の問題、または契約上の条件に係る解釈の相違を理由にカウンターパーティが取引の決済を行わないリスクにさらされます。このためファンドは、これらの管理者がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合と比較して、不履行による損失を被るリスクがより高くなります。さらに、米国およびその他の規制当局は、外国為替取引を含む店頭取引市場への監視を強化しています。新たな規制が課されることにより、ファンドに対してかかる取引の費用を増加させる可能性があり、かかる新たな規制には、記録保管の導入および報告要件の結果として、最低限の文書基準および証拠金要件が含まれると思われます。

ファンドは、カウンターパーティが支払不能、倒産、行政による禁止またはその他の理由を問わず取引を履行できないというリスクに服することとなり、これによりファンドは著しい損失を被る可能性があります。かかるリスクを軽減するために、ファンドの投資顧問会社またはその受任者は、ファンドの取引を、ファンドの投資顧問会社および／またはその受任者が信用力があると判断したカウンターパーティに限定することに尽力します。取引カウンターパーティは、特定の契約または商品について適宜マーケット・メイクを控えることがあり、この結果当該契約および商品の保有者はかかるエクスポージャーを売却することができなくなります。かかる性質により、当該商品の保有者は、多大な損失の発生を被る可能性があります。

信用格付

管理会社および／またはその受任者は、有価証券を評価するために信用格付を使用することがありますが、その使用が義務付けられているわけではありません。信用格付は、格付される有価証券の元本および利息の支払の安全性を評価することを企図して信用格付機関により発表されます。しかしながら、これらの機関はより低品質の有価証券の市場価値リスクは評価しないため、投資の正確なリスクを完全には反映していない可能性があります。さらに、信用格付機関は、有価証券の市場価値に影響を及ぼす景気または発行体の状況の変動を適時に格付に反映することもあれば、反映しないこともあります。その結果、信用格付は、投資品質の予備指標としてのみ使用されます。より低品質あるいはそれと同レベルの格付されていない債務に対する投資は、投資適格級の債務に対する投資の場合に比べ、より管理会社および／またはその受任者の信用分析に依拠することになります。信用格付は、債券に対する投資に関連するすべてのリスクの尺度ではありません。これらのリスクは、ファンドが投資する有価証券の流動性を必ずしも反映しているわけではなく、また、ファンドが積極的な購入者を見つける能力を予測するものでもありません。市場が不安定である期間中は、格付の高い有価証券でさえ、ファンドの受益証券の価格を決定する目的において評価することは困難であることがあります。通常、信用格付機関は、方針上、債務の発行体企業が所在する国に対して付与した格付よりも高い格付を当該発行体企業に対して付与することはありません。このため、新興国市場における発行体企業の格付は、通常それぞれの国に対して付与されている格付が上限となります。

信用リスク

投資、特に債券に対する投資は、信用リスクにさらされます。格付の高い新興国市場以外の発行体およびソブリン・ローンまたは準ソブリン・ローン等の発行体よりも格付が低く、債務不履行に陥る可能性の高い発行体の債券または債務証券は、通常、より重大な信用リスクを有します。債券または債務証券の発行体が財務上または経済的な困難に陥った場合、当該債券または債務証券の価値およびこれらの債券または債務証券に対して支払われた金額へ影響が及び、さらにファンドの純資産価格に影響が及ぶ可能性があります。債券、通貨および関連するデリバティブ商品を伴う商品、株式および株式関連のデリバティブ商品の取引は、常に政府による規制または管理の対象となっているわけではありません。これらの取引を行う際には、カウンターパーティによる契約上の義務の不履行に係るリスクにさらされます。当該不履行にさらされることにより、多大な損失が発生する可能性があります。

ハイイールド証券

ファンドは、ハイイールド証券に投資する可能性があります。かかる証券は一般に取引所で取引される証券ではなく店頭市場において取引されるため、結果として取引所で取引されるものより透明性が低いものとなります。ファンドは、その株式が非上場または非公開である発行体の債券に投資する可能性があります。ハイイールド証券は、常に不確実さに直面しており、発行体のビジネス上、財務上または経済上の状態が悪化し、その結果適時に利息および元本の返済を受けられないリスクにさらされています。これらの低格付または格付のない一定の債務証券の市場価値は、主として一般の金利変動に反応する高格付証券と比較して高い割合で発行体自体の変化に左右される傾向にあり、また、より高い格付の証券よりも経済情勢に敏感に反応する傾向にあります。かかる証券を発行する会社は高レバレッジであり、他の資金調達手段がない可能性があります。大きな景気低迷によってかかる証券の市場は大打撃を受けることがあり、かかる証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、こういった景気の下降が、かかる証券の発行体の元本返済および利息支払の能力に悪影響を及ぼし、かかる証券が債務不履行となる事態を増加させることがあります。

不良有価証券

ファンドは、破産手続もしくはその他の更生手続および清算手続に関与し、または債務不履行となっている発行体の有価証券および債務に投資する可能性があります。かかる投資は、とりわけ破産裁判所の特定の請求を却下し、減少させ、劣後させまたは剥奪する権限に関する法律により悪影響を受ける可能性があります。投資顧問会社がファンドの投資の基礎となる資産の価値、または更生もしくは同様の措置の成功の見込みを正確に評価する保証はありません。ファンドが投資する会社に関する更生手続または清算手続において、ファンドは、全投資を失う可能性があり、ファンドの当初投資よりも少ない価値の現金もしくは有価証券を受領することを求められる可能性があり、かつ／または支払期限

の延長を求められる可能性があります。かかる状況において、ファンドの投資から生じた利益は、負ったリスクに対して十分に引き合わない可能性があります。清算（破産によるものおよび破産によらないものの両方）ならびにその他の形態の会社更生において、更生が成功しない（たとえば、必要な承認を取得できなかったため）、遅延する（たとえば、様々な債務（実際もしくは偶発の）が弁済されるまで）、またはその価値が当該分配が行われた有価証券のファンドの購入価格よりも少ない現金もしくは新たな有価証券の分配につながるというリスクが存在します。

評価

投資顧問会社がファンダメンタルズからみて過小評価されていると考える有価証券は、最終的に資本市場において投資顧問会社が予測する価格かつ／または時間枠内で、評価されない可能性があります。特に、投資顧問会社が投げ売りのまたは公正価格を下回ると考える価格で有価証券を購入することは、かかる有価証券の価格がさらに下落しないことを保証するものではありません。

価格変動の激しい市場

ファンドが投資する可能性のある金融商品の価格は、変動が激しい可能性があります。ファンドの資産が投資される可能性のあるデリバティブ契約の価格変動は、とりわけ金利、変化する需給関係、政府の貿易、財政、金融および為替管理のプログラムおよび政策、ならびに国内外の政治および経済の事象および政策により影響を受けます。ファンドは、そのポジションが取引される取引所または決済機関の破綻のリスクにさらされます。

短期間の市場に対する検討

投資顧問会社の投資判断は短期間の市場に対する検討を基礎になされることがあり、ポートフォリオの回転率が高いと投資関連の費用が多額になる可能性があります。

倒産事件に関連するリスク

倒産事件における多くの事象は対立的で、しばしば債権者が制御することはできません。債権者は通常重要な訴訟に反対する機会を与えられますが、破産裁判所がファンドの利益に反する可能性のある訴訟を承認しない保証はありません。さらに、債権者および持分保有者が、債務者の経営および機能的業務管理を引き継いだと考えられる場合に、そのような順位付けおよび優先権を失う例があります。

一般的に、倒産事件の期間はおおざっぱに見積もることしかできません。会社の更生には大概、更生計画の策定および交渉、債権者による計画承認ならびに破産裁判所による確認が含まれます。この手続には、ファンドに多額の法律、専門および管理の費用が生じる可能性があります。これは、予測不能の長い遅延となりがちです。またこの手続の間、ファンドの競争上の地位が損なわれる可能性があり、主要な経営陣が去る可能性があり、ファンドが十分投資できない可能性があります。場合によっては、ファンドは、更生できない可能性があり、資産を清算しなければならない可能性があります。ファンドに債務へ投資する意図があっても、金融再編における会社の債務は、ほとんどの場合、現在の利息を支払わず、再編中に利息がつかない可能性があり、発行体の基本的価値の下落により悪影響を受ける可能性があります。かかる投資により、元本の全額損失が生じる可能性があります。

米国破産法は、更生計画に対する投票のための更生手続における請求権の分類を判断するにおいて「実質的に同じ」請求権の分類を認めています。分類基準が曖昧なため、有価証券のクラスに関するファンドの影響がクラスにおける請求権の数および額の増加またはクラスのその他の改変により失われる可能性があるという重大なリスクが存在します。さらに、一定の債権者の請求に対して法律により優先権を有する一定の管理費および請求（たとえば、税金請求）が、極めて多額の可能性があります。さらに、債権者および持分保有者が債務者の経営および機能的業務管理を引き継ぐ場合、債権者および持分保有者が順位付けおよび優先権を失う場合があります。ファンドが、かかる行為により債務者の「支配および管理」を実行していることが判明した場合において、債務者が事業が悪影響を受けた、またはその他の債権者および持分保有者がファンドにより損害を受けたことを証明できる場合、ファンドは優先権を失う可能性があります。

ファンドはOECD諸国および新興国を含む他の米国外の国の会社に投資する可能性があります。米国外に本拠を置く財務状態が悪化した会社の債務に投資することは追加のリスクを負うことになります。破産法および破産手続は米国のそれと大幅に異なり、結果として、債権者の権利、当該権利の強制執行可能性、再編のタイミングならびに請求権の種別、優先順位および取扱いに関して不確実性が大きくなります。特定の開発途上国においては、破産法が制定されているにもかかわらず、再編のプロセスは相変わらず極めて不確定です。

投資顧問会社またはその関係会社は、債権者または持分保有者としてのファンドにおける立場の維持または強化を確保するために、債権者委員会（公式もしくは非公式の）、持分保有者の委員会またはその他のグループのメンバーを務めることを選択することができます。かかる委員会またはグループのメンバーは、通常委員会が代表する同様の立場にあるすべての当事者に対して一定の義務を負う可能性があります。投資顧問会社またはその関係会社が、委員会または

グループのメンバーとしてその他の当事者に対して負う義務がファンドに対して負う義務に反すると判断した場合、投資顧問会社は、当該委員会またはグループを辞任する可能性があります。ファンドは、委員会またはグループへの参加の利益（もしあれば）を実現しない可能性があります。さらに、また上記のように、投資顧問会社またはその関係会社が委員会またはグループで代表される場合、ファンドは、引続きかかる委員会またはグループで代表される間、適用ある法律に基づき、かかる会社における投資の処分または増加を制限または禁止される可能性があります。

訴訟全般

再編については、議論の原因となったり、対立的になる可能性があります。交渉技術として訴訟の脅威および実際の訴訟を利用することは、関係者にとって決して珍しいことではありません。ファンドの存続期間中、投資顧問会社またはファンドおよびおそらく一定の投資家が民事訴訟の被告として名前を挙げられる可能性があります。第三者による申立に対する弁護士費用および和解または判決に基づく金額の支払は、通常ファンドが負担し、純資産を減少させ、投資家が、分配された元本および利益をファンドに返還しなければならないことがあります。

衡平法上の劣後

貸し手責任の請求を形成し得るコモンローの原則に基づき、貸し手が（a）意図的に当該借り手もしくは発行体のその他の債権者を害するような借り手もしくは発行体の資本不足を生じさせる行為をする場合、（b）その他の債権者を害するような衡平性に反する行為を行う場合、（c）その他の債権者に関する詐欺を行い、もしくは不実表明を行う場合、または（d）株主として借り手もしくは発行体を支配もしくは管理する影響力を行使し当該借り手もしくは発行体のその他の債権者を害するような場合、裁判所は、害を与えた貸し手または社債権者の請求を不利益を受けた債権者の請求に劣後させること（「衡平法上の劣後」と称される救済方法）を選択する可能性があります。ファンドは、衡平法上の劣後の原則に基づく訴訟原因の基礎を形成する行為に関与する意図はありません。しかしながら、借入債務の性格により、ファンドは、発行体により保有されている債務者の借入債務が衡平法上劣後すべきであるという当該債務者の債権者から請求を受ける可能性があります。

偶発債務

随時ファンドは、投資に関する偶発債務を生じる可能性があります。たとえば、ファンドは、これに基づき第三者が呈示する債務不履行リスクの責任を負うことに同意する契約を締結する可能性があります。またその一方で、第三者がファンドに債務不履行補償を提供する契約を締結する可能性があります。

為替リスク

ファンドはその資産の一部を、各クラスの表示通貨（米ドルクラスについては米ドル、円クラスについては日本円）、つまり当該通貨を参照して決定される価格以外の通貨建ての商品および投資対象に投資することができます。ただし、ファンドは、その有価証券およびその他の資産を各クラスの表示通貨（米ドルクラスについては米ドル、円クラスについては日本円）で評価します。米ドルクラスに投資する日本の投資家は、ファンドの資産の価値が、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象についての価格変動のほかに自国通貨である日本円に対する米ドル為替相場によっても変動するという為替リスクにさらされています。

ファンドの資産は、一または複数の通貨により保有される可能性があります。ファンドは、原則として、各クラスの表示通貨（米ドルクラスについては米ドル、円クラスについては日本円）と投資先ポートフォリオの資産の通貨との間で為替取引を行います。ただし、各クラスの表示通貨以外の通貨建ての有価証券の価値は、為替変動以外の独立した要素の結果として変動している可能性があるため、当該価値の変動に対して完全にヘッジをすることは可能ではありません。ファンドの各クラスの価値は、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象についての価格変動だけではなく為替レートにより変動する可能性があります。そのため、日本円または米ドルの価値が、ファンドが投資対象としているその他の通貨に対して上昇している場合、現地の市場におけるファンドの有価証券の価格の上昇の効果を抑え、減少の効果を拡大させることになります。反対に、日本円または米ドルの価値が減少している場合、現地の通貨建てのファンドの有価証券に対して逆の影響を及ぼすことになります。ファンドはオプションや先物取引を活用し為替変動に対してヘッジを行います。そのようなヘッジ取引が効果的である保証はなく、またそのような技術はコストの増大や追加のリスクを引き起こすことがあります。

レバレッジによるリスク

ファンドが金銭を借り入れているかまたはそれ以外にレバレッジを掛けている限り、追加的なリスクがある可能性があります。ファンドの資産は、資金を借り入れるために担保に供されることがあります。さらに、市場価格、金利または投資対象の価値に影響を与えるその他の要因がレバレッジド・ポジションのために、より大きな利益または損失を生じさせる可能性があります。したがって、ファンドの投資対象に悪影響をもたらす市場におけるレバレッジの利用の累

積により、ファンドに多大の損失をもたらす可能性があり、損失はレバレッジが利用されていなかった場合よりもさらに大きくなる可能性があります。

さらに、ファンドは「追加証拠金（マージン・コール）」の対象となる可能性があり、かかる追加証拠金に従ってファンドは追加の資金または有価証券を貸し主またはカウンターパーティに預託しなければならないか、または価値の減少を補償するために担保の強制的清算を受けなければなりません。ファンドの資産の価値が急落した場合、ファンドはその証拠金要件を満たすために十分な資産を速やかに清算することができない可能性があります。

ファンドは、資金調達またはレバレッジを利用した結果として制限的な財務上および業務上の約定条項に従う可能性があります。したがって、このことによりファンドがその将来の業務および資本のニーズをまかなう能力が低下させられる可能性があります。結果として、事業および経済の状況の変化および事業機会に対応するファンドの柔軟性が制限される可能性があります。

投資対象の処分時のリスク

ファンドの投資対象の処分に関連して、ファンドは、事業の売却に関連して行われるものが典型ですが、ファンドの事業および財務の状況について表明を行うことを要求される可能性、または適用ある証券法に基づき開示書類の内容に責任を負う可能性があります。ファンドはまた、かかる表明または開示書類が不正確、不十分または誤解を招く恐れがあると判明した範囲に限り、かかる投資対象の購入者または引受人に補償することを要求される可能性があります。かかる取決めは偶発債務を生じさせる可能性があり、このことにより最終的に投資家が、かかる債務を負担しなければならない可能性があります。

投資顧問会社への依存

ファンドの成功は、投資顧問会社がファンドの投資目的を進展させかつ効果的に実行する能力に依存しています。投資家は、ファンドの業務を実行および管理するために全面的に投資顧問会社に依存することになります。投資家は、投資顧問会社がファンドのために適切な投資および投資の決定を行う能力に依存しなければなりません。

重要な従業員の維持および意欲の向上

投資顧問会社の実績は、投資顧問会社が雇用している高い技能を備えた個人の能力および努力に大きく依拠しています。ファンドの成功は、投資顧問会社が、有能な投資の専門家およびその他の従業員を選別し、彼らを惹きつけ、維持しおよび意欲を向上させるために妥当な報酬を提供する意思に依存しています。投資顧問会社の投資の専門家が、（該当する場合）ファンドの存続期間を通して投資顧問会社との関係を継続する保証はありません。また、そのような投資の専門家を惹きつけまたは維持することができなかった場合、たとえば、投資顧問会社が本書に記載される特定の投資戦略を迫及する能力が制限される場合を含め、ファンドおよび投資家に重大な悪影響を与える可能性があります。優秀な従業員に対する金融サービス業界における競争は激しく、投資顧問会社の投資の専門家の能力に代わり得る者が見つかるという保証はありません。

ファンドへの投資に関連する費用

投資家は、ファンドへ投資することにより、ファンドに請求されるまたはファンドが間接的に負担する報酬および経費（ファンドの管理報酬および取引関連、営業その他の費用を含みますが、これらに限られません。）を負担することになります。

報酬およびその他のリスク

ファンドにとっては収益性を高めるために、また投資家にとっては利益を実現するために、ファンドは、かなりの報酬（管理報酬を含みます。）および経費を負担することになります。これらは投資利益でカバーされなければならないものです。かかる報酬の一部はファンドの投資が収益性が高いか否かにかかわらず発生するものです。

ファンドの投資対象の集中

ファンドのポートフォリオの集中に関する投資ガイドラインに従い、ファンドに代わり投資を行う通常の過程において、投資顧問会社はファンドのために投資対象を選択することができ、これによりたとえば一つの発行体、業界、部門、新興市場または地理的地域に集中する可能性があります。かかるリスクの集中により、ファンドの投資対象が集中する分野が価格変動により不均衡に悪影響を受ける場合、ファンドが一般的に市場に生じる損失とは不均衡な損失にさらされる可能性があります。

ファンドの事業リスクおよび規制上のリスク

法律上、税制上および規制上の変更がファンドの存続期間中に生じる可能性があります、ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。投資信託に係る規制環境は変化しつつあり、投資信託に係る規制の変更によりファンドが保有する投資対象の価値が悪影響を受ける可能性があります。加えて、証券市場および先物市場は広範な法律、規制および証拠金要件の適用を受けます。米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、その他の規制当局および自主規制機関および取引所は、市場で緊急事態が生じた場合は特別な処置を講じる権限を与えられています。デリバティブ取引およびかかる取引に關与する投資信託の規制は変化しつつある法律の分野であり、政府および司法判断による変更に従います。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は大きくかつ不利なものとなる可能性があります。投資家は、ファンドの事業がダイナミックで、時とともに変化すると予想されることを理解する必要があります。したがって、将来、ファンドは新たなまたは追加的な規制上の制約を受ける可能性があります。本項は、投資顧問会社、ファンドまたはそれぞれの事業に影響を及ぼす可能性がある、起こり得るすべての現在または将来の規制を取り上げまたは予想しているものではありません。かかる規制は、投資家またはファンドの業務に大きな影響をもたらす可能性があり、ファンドが行う投資の種類を制限すること、ファンドが一定の金融商品に関する議決権を行使できなくなることを含みますが、これらに限られません。かかる規制が一または複数の投資家に不利な影響をもたらす可能性がある場合であっても、投資顧問会社が投資活動または事業活動がファンドの利益になるものであると考える場合、投資顧問会社は、その単独の裁量で、ファンドをかかる規制に従わせることができます。投資を行う投資家には、ファンドへの投資について自身のアドバイザーに助言を受けることをお勧めします。

経済および市場の一般情勢

ファンドの活動の成功は、金利、クレジットの利用可能性、クレジット・デフォルト、インフレ率、経済の不確実性、法律の変更（ファンドの投資対象についての税制に係る法律を含みます。）、貿易障壁、為替管理、および国内外の政治情勢（戦争、テロ行為または治安活動を含みます。）といった経済および市場の一般情勢によって影響を受ける可能性があります。かかる要因は、金融商品の価格の水準およびボラティリティならびにファンドの投資対象の流動性に影響を与える可能性があります。ボラティリティおよび流動性欠如は、ファンドの収益性を損なわせるかまたは損失をもたらす可能性があります。ファンドは大きなトレーディング・ポジションを維持することがあります。かかるポジションは、金融市場におけるボラティリティの水準によって悪影響を受ける可能性があります。すなわち、より大きなポジションをとることでより大きな損失の可能性が生じることになります。

システミック・リスク

信用リスクは、流動性または業務上のニーズを満たすために別の機関に依存する幾つかの大手機関のうちの一つの機関の債務不履行により生じる可能性があります、一つの機関の債務不履行が次々にその他の機関の債務不履行を引き起こします。これは「システミック・リスク」とも呼ばれるものであり、かかるリスクは、日々ファンドが相互に交流する決済機関、清算機関、銀行、証券会社および取引所等の金融仲介機関に悪影響を及ぼす可能性があります。システミック・リスクは、金融市場のボラティリティを増加させ、カウンターパーティの債務不履行リスクを増大させる可能性があります。

ボラティリティのリスク

ファンドは、デリバティブ等のボラティリティの高い商品に投資することができ、かかる商品は、原金融商品の過去の変動率よりも、デリバティブ等自身の予想変動率に基づき評価されることが多いものです。したがって、かかる金融商品のボラティリティの変動または長期変動は、ファンドが保有する投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、米国以外の金融市場の多くは、米国の金融市場ほど発展したまたは効率的なものではなく、結果として、価格のボラティリティはファンドの投資対象に対してより高いものである可能性があります。

競争：投資対象の利用可能性

ファンドが投資を行うことができる一定の市場は、魅力的な投資機会についての競争が非常に厳しく、結果として、期待される投資の利回りを低下させる可能性があります。投資顧問会社がかかる状況下で魅力的な投資機会を見出したりはかかる機会の追求に成功するという保証はありません。その他の要因の中でも、銀行、金融機関、その他の合同運用型ヴィークル、公開株式市場およびその他の投資家との適切な投資をめぐる競争は、投資機会の利用可能性を低下させる可能性があります。かかる投資を行うために設立された会社の数は大幅に増加しており、このことが適切な投資対象を得るにあたりファンドへ競争の増加をもたらす可能性があります。

クラス間にまたがる債務

受益証券は、異なるクラスで発行されます。ファンドは、単一のトラストとして構成されており、あらゆるクラスの受益証券の保有者は、かかる保有者が保有する受益証券とは別のその他のクラスの受益証券に関して生じる債務を、こ

これらの債務を弁済するためにその他のクラスの受益証券に帰属する十分な資産がない場合に、負わなければならない可能性があります。したがって、あらゆるクラスの受益証券に帰属する債務は当該特定のクラスの受益証券に制限されない可能性があり、一または複数のクラスの受益証券に帰属する資産から支払わなければならない可能性があるというリスクがあります。

政治上および／または法律上のリスク

ファンドの資産の価値は、海外の政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および外貨建て送金に係る制限、為替変動ならびに投資が行われる可能性のある諸国の法律および規制のその他の展開等の不確実性により影響を受ける可能性があります。さらに、投資が行われる可能性のある一定の諸国における法的インフラならびに会計、監査および報告基準は、主要な証券市場において通常適用されるのと同程度の投資家保護または投資家への情報を提供しない可能性があります。

カウンターパーティ・リスク

ファンドは、契約の条件（事実かどうかにかかわらず）についての争いにより、または信用もしくは流動性の問題により、契約条件に従って取引を決済しないカウンターパーティと遭遇する恐れがあり、その結果、ファンドに損失を被らせる可能性があります。かかる「カウンターパーティ・リスク」は、決済を阻む事象が介入する可能性が高くなるより長い満期の契約の場合、または取引が単一もしくは小グループのカウンターパーティとの間で実行された場合に際立ちます。

ファンドは、特定のカウンターパーティと取引すること、または一つのカウンターパーティに一部もしくは全部の取引を集中することを制限されていません。さらに、投資顧問会社は、カウンターパーティの信頼性を評価する信用調査機能を内部に有していません。投資顧問会社が、不特定で多数のカウンターパーティと取引を行うことができること、またかかるカウンターパーティの財務状態を評価する十分かつ独自の能力を持たないことは、ファンドの損失の可能性を増加させる可能性があります。

仲介業務およびその他の取決

ポートフォリオ取引を行うブローカーまたはディーラーの選定において、投資顧問会社は、競争入札を募る必要はなく、最低額の手数料費用を追求する義務を負いません。投資顧問会社は、同じ取引の実行に対して別のブローカーまたはディーラーが請求する可能性のある価格よりも高い価格で、調査またはサービスを提供し、または支払うブローカーまたはディーラーに手数料が支払われるようにする可能性があります。

立ち上げ期間

ファンドは、立ち上げ期間に新規に拠出された資産の当初投資に関する一定のリスクに直面する可能性があります。さらに、立ち上げ期間はまた、ファンドのポートフォリオの分散レベルが、全面的にコミットされているポートフォリオまたはポートフォリオの集団におけるそれよりも低い可能性があるという特定のリスクを示します。投資顧問会社は、全面的にコミットされたポートフォリオに移行するために異なる手続を用いることができます。これらの手続は一部、市場の判断に基づきます。これらの手続が成功するという保証はありません。

将来の規制上の変更を予測することの不可能性

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な法律、規制および証拠金要件に服します。さらに、取引所は、市場の緊急事態の場合、臨時措置（たとえば、投機的ポジション制限または証拠金要件の引上げの遡及的实施、値幅制限の設定および取引の停止を含みます。）を講じることを授權されています。証券およびデリバティブの規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法判断による変化に服します。ファンドに関する将来の規制上の変更による影響を予測することは不可能ですが、重大で有害となる可能性があります。

分配

ファンドの分配の支払は、管理会社の裁量に一任されています。各（または一切の）分配期間について分配が行われるという表明または保証はなされていません。

買戻しが与え得る影響

受益者により受益証券の大量の買戻しの申し込みがあった場合、買戻しに必要な現金を調達するために、望ましい時機よりも早期に管理会社および／またはその受任者にファンドの投資の清算を余儀なくさせる可能性があります。

利益相反およびその他の問題

利益相反

ファンドは、投資顧問会社または副投資顧問会社およびその関係会社が関与する様々な現実のまた潜在的な利益相反の対象となっています。かかる利益相反はファンドおよびその投資家に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、投資顧問会社または副投資顧問会社およびその関係会社は、ファンドの資産が値上りすることへの実際上の動機付けがあるため、単に現実のまたは潜在的な利益相反が存在することでファンドが害される事態とはならないと考えています。利益相反が問題となった場合、投資顧問会社は公正に解決されるよう、努力します。

他の合同運用口座の投資運用業者として従事する投資顧問会社

投資顧問会社または副投資顧問会社は、ファンドが何らの持分も保有しない他の合同運用口座に対して投資運用業務を提供します。他の合同運用口座は、ファンドと同様もしくは相反する投資目的、投資プログラム、投資戦略および投資ポジションを持つこと、またはファンドと競合もしくは利益が相反することがあります。この相反はファンドが投資する金融商品の価格および利用可能性に影響を与える可能性があります。しかしながら、類似の投資目的、投資プログラムまたは投資戦略をもつ他の合同運用口座がファンドと同一のポジションを有したり、ファンドと実質的に同様の業績となったりする保証はありません。さらに、他の合同運用口座の活動はファンドの活動と利益相反する可能性があります。

投資顧問会社または副投資顧問会社およびその関係会社は、他の合同運用口座が、たとえファンドの投資目的と同一または類似の投資目的であった場合でも、ファンドに対してなされたアドバイス、推奨または購入された投資対象とは異なるアドバイスまたは投資対象の推薦を、他の合同運用口座に対して行う可能性があります。結果として、ファンドと他の合同運用口座とが類似の投資目的を有し同様の投資戦略を追求している場合でも、実質的に異なるポートフォリオおよび投資利益となる可能性があります。投資顧問会社または副投資顧問会社が自身または単一もしくは複数の合同運用口座の利益がファンドの利益と異なる事項に関して決定を行う際にも、利益相反が問題となります。

さらに、ファンドが特定の他の合同運用口座と同一の投資戦略の多くを追求するという事実は、当該他の合同運用口座に対して有益に作用する可能性が高くなります。たとえば、ファンドが他の合同運用口座と同一または類似のポジションを取った場合、ファンドの既存のかかるポジションが関連する市場において価格および取引可能性に対して好影響を与える可能性があります。かかる利益は他の合同運用口座の価値を高め、かつ流動性を高める可能性があり、その結果、投資顧問会社または副投資顧問会社が当該他の合同運用口座から得る報酬を増加させることになります。したがって、投資顧問会社または副投資顧問会社がファンドと他の合同運用口座とを同時に管理することは、生来的に利益相反が存在することになります。

取引上のエラー

投資顧問会社または副投資顧問会社は、ファンドのために行った取引に関して時折エラーを経験することがあります。取引上のエラーは、たとえば誤った金融商品を購入もしくは売却した場合、正しい金融商品を購入もしくは売却したが誤った勘定であった場合、または誤った量を購入もしくは売却した場合もしくは不適格な投資対象を取得した場合を含め、多様な状況から発生します。投資顧問会社は、決済の前に取引上のエラーを検出し、迅速に修正および／または軽減する努力を行っています。取引相手方（たとえばブローカー）が原因となってエラーが発生している限度で、投資顧問会社（適用あれば）は、かかるエラーに関連する損失を当該取引相手方（投資顧問会社の関係会社である可能性があります。）から回収する努力をします。投資顧問会社は、自身の詐欺行為、故意的不法行為または重過失を構成するような作為または不作為を原因として取引上のエラーが発生したのか否かを見極め、自身のかかる作為または不作為が原因でない限り、損失はファンドが負担し、利益もファンドに帰属します。取引上のエラーは損失を発生させることがしばしばありますが、時折利益を生む結果となる場合があります。投資顧問会社による取引上のエラーにかかる費用は、当該エラーが影響する限度においてファンドにより直接支払われることがあります。投資顧問会社は、ファンドに損失を発生させるエラーとファンドに利益を発生させるエラーとを相殺することもできます。投資顧問会社は、かかる決定がなされる方法についての内部規則を設定することがありますが、投資家は、かかる決定を行うにあたり、投資顧問会社に利益相反が生じることを注意すべきです。ファンドのために投資顧問会社が行う取引量が大きく、多種多様であり、取引が複雑であることから、投資家は、取引上のエラー（および類似のエラー）が発生する可能性があることを想定すべきです。

投資機会の割当

投資顧問会社または副投資顧問会社は、自身の顧客および個々の関係会社の顧客間で長期的な観点から公正かつ衡平法にかなうと信じる方法により投資機会を割当てる予定ですが、投資顧問会社または副投資顧問会社および個々の関係

会社のいずれもファンドのために特定の投資機会を取得する義務はなく、投資顧問会社または副投資顧問会社は、自身または個々の関係会社が他の勘定または顧客との間で事前の確定約定を結んでいた場合、自身または個々の関係会社が内部情報（以下に定義します。）を保有している場合（これらを含むがこれらに限られません。）などの一定の状況において、投資顧問会社または副投資顧問会社は、特定の有価証券をファンドに提供する必要はありません。ファンドが、投資顧問会社または副投資顧問会社が運用する同様の戦略をもつ他のファンドと同じ投資対象を保有すること、また実質的に同様のパフォーマンスを達成するという保証はありません。

重要な非公開情報の所持

投資顧問会社または副投資顧問会社およびそれらの職員ならびにその関係会社は、ある会社に関する重要な非公開情報（以下「内部情報」といいます。）を所持している場合に、ファンドもしくはその他の合同運用口座についてまたは彼らの利益のために取引を行うことができない可能性があり、かかる会社の金融商品の取引を勧めることができない可能性があり、さらに、かかる内部情報を受け取る権限を有していない者に対してかかる内部情報を開示できない可能性があります。投資顧問会社または副投資顧問会社およびその職員ならびにその関係会社は、内部情報にアクセスすることができます。したがって、投資顧問会社または副投資顧問会社がファンドおよび／またはその他の合同運用口座に代わって金融商品の購入および／または販売を行うことを制限される一定の状況が発生する可能性があります。投資顧問会社または副投資顧問会社が内部情報を受領しないという保証はなく、かかる制限が発生しないという保証もありません。その時々において、投資顧問会社または副投資顧問会社は、ファンドまたはその他の合同運用口座に対する制限を回避する努力として、ファンドのポートフォリオに関係する可能性のある、その他の市場参加者が受領する資格を有するかまたは受領している、内部情報を受領することを選択しないことができます。

米国商品先物取引委員会（CFTC）規則

ファンドの一定の投資対象により、ファンドがコモディティ・プールとみなされ、その結果ファンドが米国商品取引法およびCFTC規則の規制下におかれる可能性があります。

受託会社、管理会社または投資顧問会社は、CFTC規則3.10(c)(3)の除外規定によりファンドに関してコモディティ・プール・オペレーターまたはコモディティ・トレーディング・アドバイザーとして登録していません。副投資顧問会社はCFTCにおけるコモディティ・トレーディング・アドバイザーとして登録しています。ただし、副投資顧問会社はCFTC規則4.14(a)(8)の規定における、コモディティ・トレーディング・アドバイザーの登録除外事由に依拠する予定です。

上述のリスク要因は、ファンドに投資する際のリスクの完全な説明となるよう意図されていません。そのため、投資を検討する者は、本書を精査し、ファンドに投資することを決定する前に各自の専門アドバイザーに相談する必要があります。

b. 利益相反

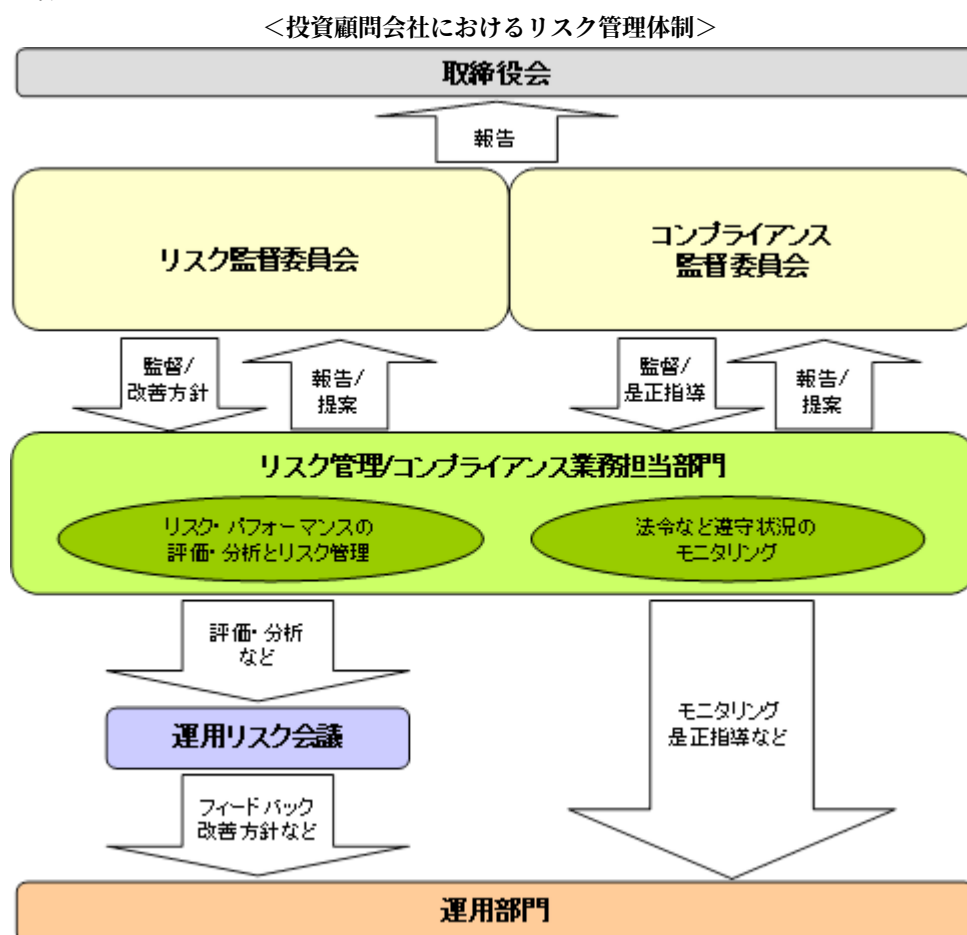
受託会社および管理会社ならびにその持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、シリーズ・トラストと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、管理者、投資顧問または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社が、シリーズ・トラストと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託の運用またはアドバイスを行うことが予測されます。また、受託会社の関係者が、管理会社との間で合意される条件に基づいてシリーズ・トラストに対し銀行および金融業務を提供する場合があります、当該関係当事者は当該銀行および金融業務から得た利益を取得します。受託会社および管理会社は、第三者に対して、シリーズ・トラストに提供した業務と類似の業務を提供する場合があります、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社または管理会社は（必要に応じて）、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めます。管理会社は、シリーズ・トラストを含む様々な顧客に対する投資機会の配分に関して、利益相反に直面する可能性があります。しかしながら、管理会社は、そのような場合においても投資機会が公正に配分されるよう確保します。

各シリーズ・トラストは、関係当事者、かかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、また自らが適切と考える場合、それを売買することができます。関係当事者は、シリーズ・トラストが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で投資資産を購入し、保有し、売買することができます。

関係当事者は、受益者、またはその証券がシリーズ・トラストか保有もしくはシリーズ・トラストの勘定で保有されている会社との間で、金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、シリーズ・トラストの利益となるか否かにかかわらず、当該シリーズ・

トラストの勘定で実行した当該シリーズ・トラストの投資資産の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ることができます。

② リスク管理



■全社的リスク管理

投資顧問会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。投資顧問会社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、さらに年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善案の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行い、投資方針に沿った運用が行われているかなどのモニタリングを行っています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行います。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。

※上記体制は2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

米ドルクラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.9%	8.3%	13.2%	6.9%	-7.8%	-1.3%	0.7%
最大値	15.4%	38.9%	53.1%	58.9%	8.4%	12.2%	14.3%
最小値	-16.4%	-28.4%	-20.1%	-30.7%	-26.1%	-21.3%	-20.6%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年7月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円クラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、
年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-0.3%	15.0%	22.7%	13.2%	-2.1%	4.9%	7.1%
最大値	14.6%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-17.4%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年7月から2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2020年7月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本）

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または有価証券届出書「第一部（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

申込手数料の額（１口当たり）は、通常、申込日の日本における翌営業日（以下「国内約定日」といいます。）に適用される受益証券１口当たり純資産価格に申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供、ならびに購入に関する事務コストなどの対価です。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

受託会社および管理事務代行会社の報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各四半期に後払いにて受領することができます。

管理会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する合計年率0.65%（管理・投資顧問報酬として年率0.30%および副投資顧問報酬として年率0.35%）の管理報酬を毎月後払いにて受領することができます。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、副投資顧問会社および投資顧問会社の受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。

保管会社および副管理事務代行会社の報酬

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産総額に対する下記の年率で副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領することができます。

0.08%	2.5億米ドル以下の部分
0.07%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.06%	5億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を80,000米ドルとし、毎月後払いされます。

さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領する権利も有します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費についても全額ファンドの負担となります。

代行協会の報酬

代行協会は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.05%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。

当該報酬は、目論見書や運用報告書等の販売会社への送付および受益証券1口当たり純資産価格の公表業務等の対価として受領されます。

販売会社の報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.65%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。

当該報酬は、販売会社における受益者の取引口座内でのファンドの管理および事務手続、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の業務の対価として受領されます。

その他の報酬および経費

ファンドの設立および受益証券の募集ならびにトラストの設立に関連する経費および費用（要求される目論見書または説明書類の作成および印刷にかかる経費および費用を含みます。）は、約180,000米ドルを見込んでいました。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間内に償却されます。管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

2025年2月28日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

受託会社の報酬	14,998米ドル
管理会社の報酬	341,004米ドル
保管会社および副管理事務代行会社の報酬	161,289米ドル
代行協会の報酬	26,231米ドル
販売会社の報酬	341,004米ドル

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに（a）ファンドのために行ったすべての取引ならびに（b）ファンドの管理に対する経費および費用を負担します。かかる経費および費用には、（i）法律および税務顧問ならびに監査人の報酬および費用、（ii）仲介手数料（もしあれば）および有価証券取引に関連して課された発行または譲渡に対する税金、（iii）副保管会社の報酬および費用、（iv）政府または政府機関に支払うすべての税金および法人手数料、（v）借入金の利息、（vi）投資家向けサービスに係る通信費用ならびにファンドの受益者集会ならびに財務報告書およびその他の報告書、委任状、募集要項、販売資料ならびに同様文書の作成、印刷および配布ならびにそれらの翻訳に係る全費用、（vii）保険費用（もしあれば）、（viii）訴訟費用および賠償費用ならびに通常業務では発生しない臨時費用、（ix）登録業務の提供、（x）財務書類の作成および純資産価格の見積り、（xi）ファンドの組成、通知の周知、小切手、明細書等に関連する企業財務またはコンサルティング費用を含むその他のすべての組織上および運営上の費用、（xii）管理会社、受託会社またはその他のサービス提供者に対して行われたサービスおよびそれらが行ったサービスに関連して支払う政府税、消費税、登録料、（xiii）マスター信託証書に基づく受託会社、監査人、管理会社（および適法に選任されたそれらの受任者）に対する必要補償額、（xiv）マスター信託証書に基づく管理会社もしくは受託会社またはその受任者それぞれの義務および任務の正当な履行の結果、それらによって適正かつ合理的に生じたその他のすべての費用、手数料または報酬、ならびに（xv）マスター信託証書に明記されたファンドの資産から支払われる

その他の報酬、費用および手数料が含まれます。かかる経費および費用は直接的に特定のシリーズ・トラストに帰属しない場合、各シリーズ・トラストは、かかる経費および費用をそれぞれの純資産価格に応じて負担します。

トラストの設立、当初シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用（以下「設立費用」といいます。）は、約180,000米ドルでした。設立費用は、当初シリーズ・トラストの受益証券の当初募集期間の終了後から当初シリーズ・トラストの5計算期間までの間に償却されました。設立費用は、当初シリーズ・トラストがすべて負担します。ただし、さらなるシリーズ・トラストがかかる期間に組成され、設立された場合、設立費用はすべてのシリーズ・トラストが、存続期間に対応して調整されたその純資産価格の割合に応じて負担します。

2025年2月28日に終了した会計年度中のその他経費は、143,986米ドルです。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、注意が必要です。

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2025年8月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- （１）ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（５）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

- （４）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

- （５）個人が受益証券を譲渡・買戻し請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

- （６）分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- （７）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の扱いとなります。

（注）税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。なお、円換算為替のレートについては販売会社によって異なります。

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

トラストは、ケイマン諸島の財務大臣から、信託法第81条に基づき、保証の日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

5【運用状況】

管理会社により管理されるファンドの運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2025年6月末日現在）

資産の種類	国 名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	英国	14,320,120.18	26.52
	フランス	13,576,633.53	25.14
	米国	5,792,106.98	10.73
	スペイン	4,106,206.06	7.60
	オランダ	3,744,243.55	6.93
	カナダ	3,673,343.27	6.80
	オーストラリア	2,665,570.36	4.94
	ベルギー	1,716,733.10	3.18
	ドイツ	1,347,792.11	2.50
	イタリア	1,159,614.94	2.15
	デンマーク	950,818.48	1.76
	スウェーデン	619,959.61	1.15
	ポルトガル	107,554.00	0.20
	小計	53,780,696.17	99.60
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		213,738.38	0.40
純資産総額		53,994,434.55 (約7,818,934,067円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年6月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有 有価証券数 (口)	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							価格	総額	価格	総額	
1	ORANGE SA /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S EMTN	フランス	債券	5.913	2174年 4月18日	2,800,000	106.01	2,968,305.69	125.22	3,506,261.09	6.49
2	BP CAPITAL MARKETS PLC /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	英国	債券	7.034	2174年 6月22日	2,276,000	112.65	2,563,862.69	116.54	2,652,547.97	4.91
3	SOUTHERN CO /EUR/ REGD V/R	米国	債券	1.875	2081年 9月15日	2,329,000	105.20	2,450,168.16	112.30	2,615,530.94	4.84
4	TOTALENERGIES SE /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S EMTN SER NC7	フランス	債券	5.247	2174年 1月25日	2,269,000	91.08	2,066,601.89	112.55	2,553,738.82	4.73
5	ENGIE SA /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S SER	フランス	債券	5.588	2174年 6月14日	2,000,000	107.73	2,154,672.01	122.98	2,459,563.71	4.56
6	IBERDROLA FINANZAS SAU /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S EMTN	スペイン	債券	4.247	2173年 8月28日	2,000,000	108.28	2,165,590.36	119.40	2,388,001.80	4.42
7	VODAFONE GROUP PLC REGD V/R SER NC10	英国	債券	4.125	2081年 6月4日	2,460,000	80.91	1,990,507.02	91.27	2,245,132.09	4.16

8	BRITISH TELECOMMUNICATIO REGD V/R REG S	英国	債券	4.25	2081年 11月23日	2,018,000	90.17	1,819,685.07	98.06	1,978,798.53	3.66
9	ENBRIDGE INC REGD V/R	カナダ	債券	5.5	2077年 7月15日	1,809,000	102.68	1,857,418.02	99.17	1,793,995.07	3.32
10	ELECTRICITE DE FRANCE SA /GBP/ REGD V/R /PERP/ EMTN	フランス	債券	8.4688	2173年 7月29日	1,300,000	148.54	1,931,052.34	136.88	1,779,429.29	3.30
11	VOLKSWAGEN INTL FIN NV /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S SER PNC5	オランダ	債券	6.546	2173年 9月6日	1,300,000	108.29	1,407,769.99	126.76	1,647,855.80	3.05
12	ELIA GROUP SA/NV /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	ベルギー	債券	5.727	2174年 6月15日	1,300,000	105.54	1,372,069.30	123.12	1,600,608.35	2.96
13	IBERDROLA FINANZAS SAU /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S EMTN	スペイン	債券	5.502	2174年 4月16日	1,300,000	108.73	1,413,431.47	122.89	1,597,520.19	2.96
14	VODAFONE GROUP PLC /EUR/ REGD V/R REG S EMTN	英国	債券	6.5	2084年 8月30日	1,200,000	106.70	1,280,367.23	128.18	1,538,183.66	2.85
15	SSE PLC /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	英国	債券	5.95	2174年 4月21日	1,282,000	102.26	1,310,917.38	118.52	1,519,488.38	2.81
16	VOLKSWAGEN INTL FIN NV /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	オランダ	債券	5.969	2174年 6月14日	1,300,000	112.55	1,463,205.24	116.75	1,517,738.35	2.81
17	AUSNET SERVICES HOLDINGS /EUR/ REGD V/R REG S EMTN	オーストラリア	債券	1.625	2081年 3月11日	1,200,000	82.02	984,235.98	115.14	1,381,638.59	2.56
18	APA INFRASTRUCTURE LTD /EUR/ REGD V/R REG S EMTN	オーストラリア	債券	7.125	2083年 11月9日	1,000,000	118.85	1,188,526.72	128.39	1,283,931.77	2.38
19	NGG FINANCE PLC /EUR/ REGD V/R REG S	英国	債券	2.125	2082年 9月5日	1,002,000	83.10	832,625.18	114.57	1,148,002.79	2.13
20	SEMPRA REGD V/R	米国	債券	6.4	2054年 10月1日	1,200,000	96.80	1,161,640.87	94.93	1,139,192.04	2.11
21	ENBW ENERGIE BADEN - WU /EUR/ REGD V/R REG S	ドイツ	債券	5.25	2084年 1月23日	900,000	108.76	978,884.98	123.88	1,114,921.87	2.06
22	TOTALENERGIES SE /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S EMTN SER NC12	フランス	債券	5.517	2174年 1月25日	1,100,000	92.67	1,019,318.13	101.25	1,113,780.56	2.06
23	NEXTERA ENERGY CAPITAL REGD V/R	米国	債券	6.75	2054年 6月15日	1,000,000	102.19	1,021,853.65	103.73	1,037,336.00	1.92
24	BELL CANADA REGD V/R	カナダ	債券	6.875	2055年 9月15日	1,000,000	100.63	1,006,334.97	102.05	1,020,535.00	1.89
25	CVS HEALTH CORP REGD V/R	米国	債券	6.75	2054年 12月10日	1,000,000	99.76	997,637.32	100.00	1,000,048.00	1.85
26	ORSTED A/ /EUR/ REGD V/R REG S	デンマーク	債券	5.811	3024年 3月14日	800,000	108.14	865,088.12	118.85	950,818.48	1.76

27	ENEL SPA /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	イタリア	債券	5.667	2174年 1月14日	800,000	102.87	822,995.80	116.34	930,693.31	1.72
28	BRITISH TELECOMMUNICATIO /GBP/ REGD V/R REG S EMTN	英国	債券	8.375	2083年 12月20日	600,000	125.24	751,439.43	146.85	881,084.00	1.63
29	VEOLIA ENVIRONNEMENT SA /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	フランス	債券	6.074	2174年 2月22日	700,000	106.90	748,334.99	125.76	880,312.63	1.63
30	SSE PLC /EUR/ REGD V/R /PERP/ REG S	英国	債券	6.669	2173年 7月14日	677,000	99.12	671,019.20	116.99	791,989.32	1.47

（注）上記の各銘柄の内容は、管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2024年7月1日から2025年6月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドルクラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2018年2月28日)	62,318,176.00	9,024,295,067	10.44	1,512
第2会計年度末 (2019年2月28日)	47,211,429.00	6,836,687,033	10.02	1,451
第3会計年度末 (2020年2月29日)	29,189,271.00	4,226,898,334	10.61	1,536
第4会計年度末 (2021年2月28日)	25,004,453.00	3,620,894,839	10.62	1,538
第5会計年度末 (2022年2月28日)	16,556,208.00	2,397,504,480	9.87	1,429
第6会計年度末 (2023年2月28日)	16,402,183.00	2,375,200,120	9.09	1,316
第7会計年度末 (2024年2月29日)	25,772,179.00	3,732,069,241	9.56	1,384
第8会計年度末 (2025年2月28日)	33,797,487.00	4,894,214,092	9.92	1,437
2024年7月末日	29,873,590.79	4,325,994,682	9.74	1,410
8月末日	29,688,555.00	4,299,199,650	9.82	1,422
9月末日	30,947,602.49	4,481,522,317	9.86	1,428
10月末日	31,534,235.87	4,566,472,696	9.86	1,428
11月末日	30,367,813.19	4,397,563,028	9.87	1,429
12月末日	31,229,133.70	4,522,290,851	9.89	1,432
2025年1月末日	31,981,332.32	4,631,216,733	9.92	1,437
2月末日	33,797,487.00	4,894,214,092	9.92	1,437
3月末日	34,087,752.58	4,936,247,451	9.82	1,422
4月末日	33,739,979.18	4,885,886,385	9.82	1,422
5月末日	35,217,403.33	5,099,832,176	9.89	1,432
6月末日	35,655,862.20	5,163,325,405	9.96	1,442

円クラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2018年2月28日)	9,393,871,563	10,313
第2会計年度末 (2019年2月28日)	7,174,360,266	9,675
第3会計年度末 (2020年2月29日)	5,208,004,048	10,031
第4会計年度末 (2021年2月28日)	4,213,414,408	9,957
第5会計年度末 (2022年2月28日)	3,088,746,795	9,253
第6会計年度末 (2023年2月28日)	4,962,964,239	8,302
第7会計年度末 (2024年2月29日)	4,386,108,087	8,249
第8会計年度末 (2025年2月28日)	2,813,799,644	8,135
2024年7月末日	3,713,639,503	8,220
8月末日	3,469,633,339	8,236
9月末日	3,061,836,647	8,248
10月末日	2,933,559,177	8,212
11月末日	2,892,644,665	8,189
12月末日	2,840,837,524	8,161
2025年1月末日	2,862,816,398	8,156
2月末日	2,813,799,644	8,135
3月末日	2,776,438,382	8,025
4月末日	2,691,226,738	7,996
5月末日	2,691,653,551	8,024
6月末日	2,648,915,083	8,051

②【分配の推移】

（１口当たり、税引前）

	米ドルクラス受益証券		円クラス受益証券
	(米ドル)	(円)	(円)
第１会計年度	0.27	39	225
第２会計年度	0.36	52	300
第３会計年度	0.36	52	300
第４会計年度	0.36	52	300
第５会計年度	0.36	52	300
第６会計年度	0.36	52	300
第７会計年度	0.36	52	300
第８会計年度	0.36	52	300
2025年３月	0.03	4	25
４月	0.03	4	25
５月	0.03	4	25
６月	0.03	4	25
設定来累計	2.91	421	2,425

③【収益率の推移】

期間	収益率（％）（注１）	
	米ドルクラス受益証券	円クラス受益証券
第１会計年度	7.10	5.38
第２会計年度	-0.57	-3.28
第３会計年度	9.48	6.78
第４会計年度	3.49	2.25
第５会計年度	-3.67	-4.06
第６会計年度	-4.26	-7.04
第７会計年度	9.13	2.98
第８会計年度	7.53	2.25

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の受益証券１口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券１口当たり純資産価格（分配落の額）

第１会計年度の場合、受益証券１口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券１口当たり10.00米ドル、円クラス受益証券１口当たり10,000円）

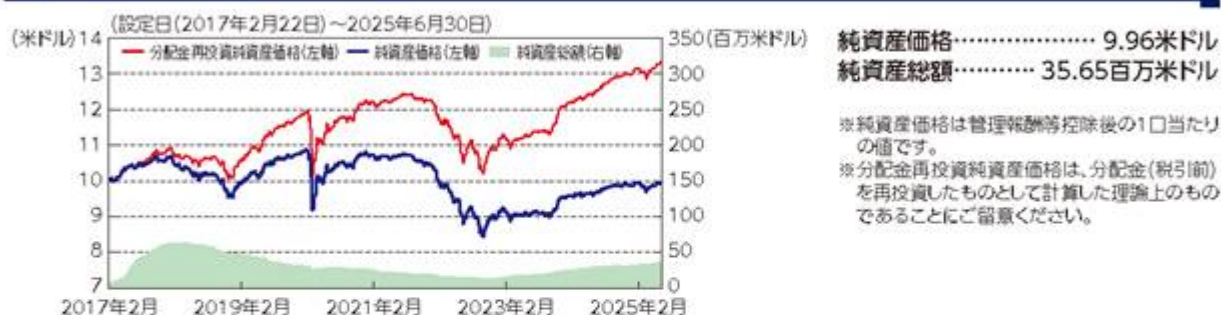
（注２）ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

運用実績(米ドルクラス)

2025年6月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	直近12ヵ月計	設定来合計
0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.36米ドル	2.91米ドル

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

ハイブリッド証券	96.1%
その他資産	0.0%
現金等	3.9%

<格付別構成比>

A以上	14.3%
BBB	60.8%
BB	21.0%
B以下	0.0%

<国・地域別組入上位5ヵ国>

イギリス	25.6%
フランス	24.2%
アメリカ	10.3%
オランダ	8.4%
スペイン	7.4%

<通貨別組入上位5通貨>

ユーロ	69.2%
米ドル	22.6%
イギリスポンド	8.1%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:49銘柄)

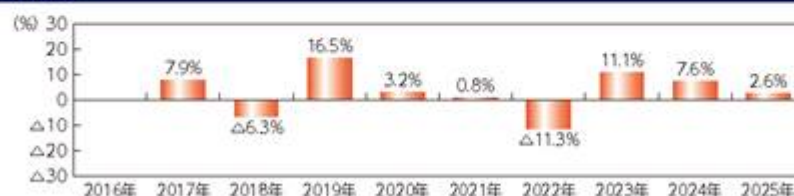
	発行体名	国・地域名	業種名	クーポン	次回コール日	比率
1	ORANGE SA	フランス	通信	5.375%	2030/1/18	6.2%
2	SOUTHERN ELECTRIC GENERATING CO	アメリカ	電力	1.875%	2027/6/15	4.7%
3	BP CAPITAL MARKETS PLC	イギリス	エネルギー	3.625%	2029/3/22	4.7%
4	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	1.625%	2027/10/25	4.5%
5	ENGIE SA	フランス	ガス	5.125%	2033/6/14	4.3%
6	IBERDROLA FINANZAS SAU	スペイン	電力	4.247%	2030/8/28	4.3%
7	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	通信	4.125%	2031/3/4	4.0%
8	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC	イギリス	通信	4.250%	2026/11/23	3.5%
9	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	5.500%	2027/7/15	3.2%
10	ELECTRICITE DE FRANCE SA	フランス	政府系企業	6.000%	2026/1/29	3.2%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCより提供された情報です。有価証券届出書「第二部 第1 5 (2) ①投資有価証券の主要銘柄」(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(円クラス)

2025年6月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格.....8,051円

純資産総額.....26.48億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることに留意ください。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	直近12ヵ月計	設定来合計
25円	25円	25円	25円	25円	300円	2,425円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

ハイブリッド証券	96.1%
その他資産	0.0%
現金等	3.9%

<格付別構成比>

A以上	14.3%
BBB	60.8%
BB	21.0%
B以下	0.0%

<国・地域別組入上位5ヵ国>

イギリス	25.6%
フランス	24.2%
アメリカ	10.3%
オランダ	8.4%
スペイン	7.4%

<通貨別組入上位5通貨>

ユーロ	69.2%
米ドル	22.6%
イギリスポンド	8.1%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:49銘柄)

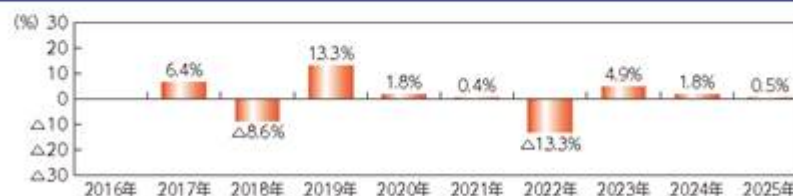
	発行体名	国・地域名	業種名	クーポン	次回コール日	比率
1	ORANGE SA	フランス	通信	5.375%	2030/1/18	6.2%
2	SOUTHERN ELECTRIC GENERATING CO	アメリカ	電力	1.875%	2027/6/15	4.7%
3	BP CAPITAL MARKETS PLC	イギリス	エネルギー	3.625%	2029/3/22	4.7%
4	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	1.625%	2027/10/25	4.5%
5	ENGIE SA	フランス	ガス	5.125%	2033/6/14	4.3%
6	IBERDROLA FINANZAS SAU	スペイン	電力	4.247%	2030/8/28	4.3%
7	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	通信	4.125%	2031/3/4	4.0%
8	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC	イギリス	通信	4.250%	2026/11/23	3.5%
9	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	5.500%	2027/7/15	3.2%
10	ELECTRICITE DE FRANCE SA	フランス	政府系企業	6.000%	2026/1/29	3.2%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※ニューパーカー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCより提供された情報です。有価証券届出書(第二部 第15(2)①投資有価証券の主要銘柄)(管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス受益証券

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第 1 会計年度	6,550,758 (6,550,758)	581,344 (581,344)	5,969,414 (5,969,414)
第 2 会計年度	436,038 (436,038)	1,691,451 (1,691,451)	4,714,001 (4,714,001)
第 3 会計年度	224,384 (224,384)	2,186,392 (2,186,392)	2,751,993 (2,751,993)
第 4 会計年度	201,749 (201,749)	599,424 (599,424)	2,354,318 (2,354,318)
第 5 会計年度	161,145 (161,145)	837,800 (837,800)	1,677,663 (1,677,663)
第 6 会計年度	387,501 (387,501)	260,401 (260,401)	1,804,763 (1,804,763)
第 7 会計年度	1,061,557 (1,061,557)	169,650 (169,650)	2,696,670 (2,696,670)
第 8 会計年度	1,319,957 (1,319,957)	610,612 (610,612)	3,406,015 (3,406,015)

円クラス受益証券

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第 1 会計年度	1,018,701 (1,018,701)	107,794 (107,794)	910,907 (910,907)
第 2 会計年度	101,095 (101,095)	270,488 (270,488)	741,514 (741,514)
第 3 会計年度	32,615 (32,615)	254,925 (254,925)	519,204 (519,204)
第 4 会計年度	10,045 (10,045)	106,107 (106,107)	423,142 (423,142)
第 5 会計年度	10,828 (10,828)	100,156 (100,156)	333,814 (333,814)
第 6 会計年度	308,893 (308,893)	44,874 (44,874)	597,833 (597,833)
第 7 会計年度	58,440 (58,440)	124,569 (124,569)	531,704 (531,704)
第 8 会計年度	34,512 (34,512)	220,325 (220,325)	345,891 (345,891)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券は、以下に記載される場合を除き、各取引日に関連する購入価格で申込みを行うことができます。受益証券1口当たりの購入価格は、関連する取引日に該当する評価日の評価時点において計算される受益証券1口当たり純資産価格とします。申込みが受理された価格の詳細については、関連する投資家が副管理事務代行会社から入手する場合があります。

手続

受益証券の申込者および追加の受益証券申込みを希望する受益者は、必要事項を記入した申込書を、関連する取引日の午後3時（東京時間）までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した申込書を、関連する取引日の午後6時（東京時間）までに副管理事務代行会社に送付します。申込書については、ファクスで送付、（原本をスキャンしたものを）電子メールで送信または副管理事務代行会社が同意するその他の電子的形態により送付します。関連する取引日に関して申込みが行われた受益証券の買付金額は、当該取引日後4営業日以内にまたは管理会社および受託会社はその絶対的な裁量により決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に入金されなければなりません。関連する申込書が、関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、申込書は、申込書が受領された直後の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日において適用される当該取引日に関連する購入価格で発行されます。ただし、副管理事務代行会社は、その裁量により、関連する取引日の午後6時（東京時間）より後に（ただし、かかる取引日に該当する評価日の評価時点より前に）受領されたかかる申込書を受理することができます。

受益証券の端数は、小数点以下3桁まで発行されます。

管理会社は、その絶対的な裁量により受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶する権利を留保し、かかる場合、申込みに際し支払われた金額またはその差額（場合によります。）は、申込者のリスクおよび費用をもって実行可能な限り速やかに返還されます。

一旦副管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできません。副管理事務代行会社は、申込書（受益証券の当初申込みの場合には申込書の原本を含みます。）の受領後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。

最低申込口数

米ドルクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について10口以上0.001口単位（100米ドル以上0.01米ドル単位）です。

円クラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について1口以上0.001口単位（10,000円以上1円単位）です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

販売手数料

申込者は、申込金額に加えて、申込金額の最大3%（適用ある税金を除きます。）の販売手数料を販売会社に支払わなければなりません。

不適格な申込者

受益証券の当初申込みの申込書は、受益証券の各申込をしようとする者に対し、とりわけ、その者が適用ある法律に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証するよう求めています。

管理会社の意見において、トラストおよび／またはファンドが納税責任を負うか、ファンドが通常であれば被らない可能性のあるその他の金銭的不利益を被ることになる状況下においては、いかなる者に対しても受益証券について募集または発行を行うことはできません。

受益証券の申込者は、受益証券の当初申込みのための申込書において、とりわけ、当該申込者がファンドへ投資するリスクを評価するための財務事項の知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資する資産への投資および当該資産が保有および／または売買される方法に内在するリスクを認識しており、ファンドへのすべての投資を失うことに耐え得ることを表明し、保証しなければなりません。

受益証券の様式

すべての受益証券は記名式受益証券です。受益証券の券面は、受益者により請求された場合を除き発行されず、発行される場合には、これを請求した受益者の費用および経費で発行されます。受益証券は、1名の名義で登録することができます。トラストの受益者名簿の写しは、管理事務代行会社（またはその受任者）の事務所において、通常の営業時間中に、受益者による閲覧が可能です。

停止

受託会社は、管理会社との協議の上、下記「3 （1）資産の評価」の「純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況下において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。かかる停止の期間中は、受益証券は発行されません。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融の対策を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社は手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元、（該当する場合）実質的所有者／支配者の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求します。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、これらの手続（デューディリジェンス情報の取得を含みます。）の維持をしかるべき者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持をしかるべき者に対して委託する場合があります。

受託会社およびその代理としての副管理事務代行会社は、受益者（すなわち、申込者または譲受人）の身元および（該当する場合）実質的所有者／支配者の身元ならびにその申込資金源を確認するために必要な情報を要求することができます。状況が許す場合には、適用ある法律に基づく適用除外がある場合によって受託会社またはその代理としての副管理事務代行会社は、申込時に完全なデューディリジェンスを要求しないこともあります。ただし、受益証券の持分による代金の支払または受益証券の持分の譲渡の前に詳細な確認情報が必要となることがあります。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、受託会社またはその代理としての副管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することまたは申込みがすでに行われている場合には受益権を停止もしくは償還することができ、かかる場合には、資金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事し、またはテロ行為もしくはテロ資金供与およびテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野、その他の取引、職務もしくは雇用の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（i）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ii）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に基づき、巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

CIMAは、トラストが随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制に定める規定に違反した場合、また、トラストの受託者または役員が当該違反に同意または黙認のいずれかを行ったかまたはこれらの行為が当該違反の原因となったとされる場合、トラストおよびファンドに高額な制裁金を課す裁量権を有します。トラストまたはファンドがかかる制裁金を支払う場合、トラストおよびファンドはかかる制裁金および付随する手続にかかる費用を負担します。

受託会社またはその代理としての副管理事務代行会社はまた、受託会社または副管理事務代行会社が、ある受益者に買戻代金もしくは配当金を支払うことが適用ある法令の違反にあたり得ると嫌疑を抱いた場合、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社、トラスト（ファンドも含みます。）、もしくは副管理事務代行会社による、適用ある法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、かかる受益者への買戻代金または配当金の支払を拒絶することができます。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 （7）申込期間」に記載される申込期間中の営業日に有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。取扱いを行う受益証券のクラスは、販売会社によって異なる場合があります。

販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券は、上記「（イ）海外における販売手続等」に記載される場合を除き、各取引日に関連する購入価格で申込みを行うことができます。受益証券1口当たりの購入価格は、関連する取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券の申込者および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、必要事項を記入した申込書を（必要に応じて申込者の身元を証明する根拠書類とともに）、関連する取引日の午後3時（東京時間）または販売会

社が定める異なる締切時間までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した申込書を、関連する取引日の午後6時（東京時間）までに副管理事務代行会社に送付します。

支払は、米ドルクラス受益証券は米ドルで、円クラス受益証券は円で行われなければなりません。円でお支払いいただく場合における米ドルへの換算は、申込期間中の取得申込みについては国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとします。

投資家は、取得申込みについては原則として購入注文の成立を販売会社が確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目までに、販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとします。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資家の場合、販売会社から申込金額の支払と引換えに取引残高報告書を受領します。

なお、販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等JSDAの規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

上記「（イ）海外における販売手続等」の内容は、日本における販売についても適宜、適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択により、各買戻日に買い戻すことができます。

買い戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または副管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、副管理事務代行会社に送付します。当該買戻通知書が関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、買戻通知書は、買戻通知書が受領された直後の買戻日まで持ち越され、受益証券は当該買戻日において適用される当該買戻日に関連する買戻価格で買い戻されます。

一旦提出された場合、買戻通知書を取り消すことはできません。

買戻価格

下記「買戻しの延期」の規定に従い、受益証券の買戻価格は、関連する買戻日に該当する評価日の評価時点において計算される受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券1口当たりの買戻価格の計算において、副管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻通知書を履行する資金をまかなうための資産の換金またはポジションの手じまいにおいてファンドの勘定で負担する金融費用および販売手数料を反映した適切な引当てと副管理事務代行会社が考える金額を差し引くことがあります。受益証券に適用される買戻価格の詳細については、関連する買戻しを行った受益者が副管理事務代行会社から入手する場合があります。

決済

英文目論見書の規定に従い、買戻手取金の支払は、一般に、関連する買戻日後4営業日以内に行われます。例外的な状況下においては、買戻手取金の決済は遅延する場合があります、かかる状況には、管理会社の絶対的な裁量により当該日に決済を行うことが合理的に実行可能でないと判断された場合を含みます。かかる場合、決済は、その後合理的に実行可能な限り速やかに行われます。

買戻しの最低口数

米ドルクラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数（金額）は、0.001口以上0.001口単位（0.01米ドル以上0.01米ドル単位）とします。

円クラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数（金額）は、0.001口以上0.001口単位（1円以上1円単位）とします。

買戻しの延期

受益者の権利を保護するため、管理会社は、受託会社と協議の上、買戻日に買い戻すことができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定する口数および方法に限定することができます。買い戻すことができる受益証券の口数を限定するか否かの決定にあたり、管理会社は、考察事項（現行の純資産価格およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含みますが、これらに限られません。）を考慮することがあります。

停止

受託会社は、管理会社との協議の上、下記「3 （1）資産の評価」の「純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況下において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。かかる停止の期間中は、受益証券の買戻しは行われません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンドの受益者全体の利益を考慮し、適切と判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し（下記「第4 （二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従います。）、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができます。上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。強制的に買戻しが行われた各受益証券の買戻し価格は、かかる受益証券に適用ある買戻し手数料を差し引き、関連する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の公表価格とその後換金価格との差額の調整分を加減した、かかる強制買戻しの日（または当該日が評価日でない場合には直前の評価日）の評価時点において決定される受益証券1口当たり純資産価格と同額とします。

AEOIおよび強制買戻し

追補証書に従い、またAEOI（以下に定義します。）を遵守するため、受託会社はファンドのために、AEOIの要請により、ケイマン諸島税務情報局またはそれと同等の当局およびその他の外国政府機関に対して、受益者について、受託会社、その代理人または受任者が保有する情報（受益者のファンドへの投資に関する財務情報および、かかる受益者の株主、社長、パートナー、（直接もしくは間接の）実質的所有者もしくは（直接もしくは間接の）支配者に関する情報を含みますがこれらに限られません。）を提出および／または開示する権限を有します。受託会社はまた、第三者の代理人（管理会社、投資顧問会社、投資助言会社または管理事務代行会社を含みますがこれらに限られません。）に対してファンドのためにかかる情報を提出および／または開示するよう指示することができます。

AEOIを遵守するため、および（必要な場合）ファンドまたはその受益者が、AEOIに基づく源泉徴収税の対象となるリスクもしくはAEOIに関連して費用もしくは負債を負うリスクを低減または排除するため、受託会社は、以下の措置をとることができます。

- (a) (i) 受益者が、受託会社または受託会社の代理人もしくは受任者（管理会社、投資顧問会社、投資助言会社または管理事務代行会社を含みますが、これらに限られません。）に対して、AEOIに基づき受託会社またはかかる代理人もしくは受任者により請求される情報を（適時および正確に）提供しない場合、または(ii)かかる受益者もしくは関係者その他の作為もしくは不作為により直接もしくは間接に生じるか否かを問わず、ファンドにより他にAEOI不遵守がある場合、受益者により保有される一部または全部の受益証券を強制的に償還すること。
- (b) 以下の事項を行うために、強制償還もしくは強制買戻し手取金または分配金から控除するかまたはこれらを保留すること。
 - i. AEOIに基づく源泉徴収税を適用し、徴収するためのあらゆる要件を遵守すること。
 - ii. 受益者もしくは関係者の（直接もしくは間接の）作為もしくは不作為の結果として、またはファンドにより他にAEOI不遵守がある場合、受益者にファンドまたは受託会社に課される源泉徴収税に相当する金額を賦課すること。
 - iii. AEOIに関連する費用、負債、経費、義務または債務（ファンドの外部または内部を問いません。）を、その（直接または間接の）作為または不作為（受益者の関係者の作為または不作為を含みます。）によりかかる費用または債務を生じさせたかまたはその一因となった受益者から回収するようにすること。
- (c) AEOIによりファンドに課される要件を実行するため、受託会社は以下の事項のいずれかまたはいずれもを行うことができます。
 - i. 受託会社および／または管理会社がその単独の裁量により決定する権利および条件が付された別のクラスおよび／またはシリーズの受益証券（以下「AEOI受益証券」といいます。）を組成すること、また、受益者の受益証券の一部または全部の強制買戻し後に、受託会社および／または管理会社が決定する口数のAEOI受益証券の申込みに際してかかる買戻しの手取金を直ちに充当すること。
 - ii. ある口数の受益証券（発行済または未発行を問いません。）につき、名称をAEOI受益証券に変更し、当該AEOI受益証券に関する別口座を設定し、AEOIに関連する費用、負債、経費、義務または債務（ファンドの外部または内部を問いません。）を別口座に充当すること。

iii. AEOIに関連する費用、負債、経費、義務、債務または源泉徴収税を、受託会社が単独で決定する基準により別口座間で配分すること。

iv. 関連する受益証券（AEOI受益証券を含みます。）の受益証券1口当たり純資産価格を調整すること。

「AEOI」とは、（i）1986年内国歳入法第1471項ないし第1474項、同法に基づき公表された米国財務省規則ならびにその他の関連法律、規則もしくはガイダンス、または金融口座情報報告および／もしくは源泉徴収税制度を実施するためにいずれかの管轄地において制定された同様の法律、規則もしくはガイダンス、（ii）共通報告基準および関連ガイドラインである、課税における金融口座情報の自動的交換のためのOECD基準、（iii）（i）および（ii）で記載された法律、規則、ガイダンスまたは基準を遵守し、促進し、補足し、または実施するために締結された、政府間協定、条約、規則、ガイダンスまたはケイマン諸島（もしくはケイマン諸島の政府機関）とアメリカ合衆国、英国もしくはその他の管轄地（かかる管轄地の政府機関を含みます。）との間のその他の契約および（iv）前3項に要約された事項に影響を及ぼすケイマン諸島の法律、規則またはガイダンスをいいます。

（ロ）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、販売会社に対して行われます。

受益証券の買戻しを希望する投資家は、必要事項を記入した買戻し通知書を、関連する買戻日の午後3時（東京時間）または販売会社が定める異なる締切時間までに販売会社がこれを受領できるように送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻し通知書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または副管理事務代行会社（もしくはその受任者）が特定の場合に決定することができるその他の時間までに、副管理事務代行会社に送付します。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、関連する買戻日に該当する評価日の評価時点における受益証券1口当たり純資産価格とします。

米ドルクラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数（金額）は、0.001口以上0.001口単位（0.01米ドル以上0.01米ドル単位）とします。

円クラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数（金額）は、0.001口以上0.001口単位（1円以上1円単位）とします。

販売会社は、買戻しにかかる国内約定日から起算して日本における4営業日目（買戻し請求日から起算して日本における5営業日目）から、買戻し代金を支払います。なお、買戻し代金の支払日は、販売会社によって異なる場合があります。

買戻しに関して、クローズド期間はありません。

上記「（イ）海外における買戻し手続等」の内容は、日本における買戻しについても適宜、適用されることがあります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの純資産価格は、マスター信託証書により定められた方針に基づき、ファンドの各評価日の評価時点に、米ドル建てで、副管理事務代行会社（またはその受任者）によって算定されるものとします。

ファンドの米ドル建ての純資産価格は、ファンドの総資産の価格を合計し、当該価格からファンドの負債総額を控除して算定されます。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価格を発行済の受益証券の口数で除して算定され、また、管理会社が受託会社と協議の上決定した方法（目論見書に規定されます。）で端数処理されます。

トラストのシリーズ・トラストが追加設定され、発行済のシリーズ・トラストのクラスが複数ある場合、当該シリーズ・トラストの純資産価格は、受託会社（またはその代理としての副管理事務代行会社）が決定する合理的な割当方法に基づき、当該シリーズ・トラストの特定のクラスの受益証券に起因する当該シリーズ・トラストの資産および負債が、当該クラスの受益者によってのみ実際に負担され、当該シリーズ・トラストの他のクラスの受益者がこれを負担することのないように、発行済となっている当該シリーズ・トラストの異なるクラスの受益証券間で割り当てられるものとします。当該シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨建ての各クラスの受益証券に帰属する当該シリーズ・トラストの純資産価格は、受託会社（またはその代理としての副管理事務代行会社）が当該シリーズ・トラストに関する各評価日において決定する為替レートにより当該クラスの表示通貨に換算されます。当該シリーズ・トラストの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの受益証券に帰属する当該シリーズ・トラストの純資産価格の部分（必要な場合、為替換算後）を、発行済の当該クラスの受益証券の口数で除して算定されます。当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定した方法（当該シリーズ・トラストに関する目論見書に規定されます。）で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に下記の規定に従って算定されるものとします。

- (a) 手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されまたは発生したもののまだ受領されていない利息の価格は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、管理会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金の価格が、それらの全額に満たないと判断した場合は、管理会社が合理的と考える価格とみなされるものとします。
- (b) 下記(c)が適用される運用ファンドの持分を除き、下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価格に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の営業終了時現在の、現地の規則および慣行に基づいた最終取引価格または公式終値を基準として行われるものとします。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない特定の投資対象の場合、かかる投資対象の価格は、かかる投資対象の市場を形成する者、会社または機関（これらのマーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー）が提示する当該投資対象の価格を基準として計算されるものとします。ただし、管理会社はその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における値の方が、すべての状況において当該投資対象の価格のより公正な基準を提供すると判断した場合、いつでもかかる値を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、運用ファンドの各持分の価格は、該当するファンドと同じ日に評価される場合、かかる日に計算された当該運用ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）とし、または管理会社があるように決定したかもしくは当該運用ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該運用ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格（取得可能である場合）とします。運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の1口当たり純資産価格が取得不可能である場合、ファンドの各持分の価格は、直近に公表されたかかる受益証券、株式またはその他の持分の償還価格または買呼値とします。運用ファンドの各持分の価格は、とりわけ、運用ファンドの評価のための相場価格が取得できなかった場合、運用ファンドによってまたは運用ファンドを代表して、該当する評価日に公表されたかまたはファンドに書面にて報告された価格に基づき計算されるものとし、また運用ファンドが該当する評価日に評価されなかった場合、直近に公表または報告された価格とします。かかる価格は、管理会社がある絶対的な裁量により決定した場合、後日調整される場合があります。計算を行うにあたり、管理会社は、運用ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、投資顧問会社もしくは投資助言会社またはその他の取引子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告ならびに見積り評価に依拠する権利を有し、かかる評価および報告の内容または正確性を検証する責任は負わず、検証を要求されることもありません。
- (d) 純資産価格、償還価格、買呼値、取引価格もしくは終値または相場価格が、上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、該当する資産の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、機械化および／または電子化された価格通知のシステムによって提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠する権利を有します。そのようなシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社はその絶対的な裁量により、他の評価方法が投資対象の公正価値をより良く反映すると判断した場合、かかる評価方法の使用を許可することができます。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（有価証券であるか現金であるかを問いません。）の価格は、管理会社（またはその代理としての副管理事務代行会社）が適切であるとみなすレート（公式なものであるか否かを問いません。）を用いて、該当するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で、ファンドの表示通貨に換算されます。

ファンドの年次報告書および財務書類は、目論見書に記載された会計基準に基づき作成されます。

受託会社および副管理事務代行会社は、ファンドの純資産価格を計算するにあたって、さらなる調査を行わずに、上記に基づいて提供された価格および評価に依拠することができ、ファンド、いかなる受益者またはその他の者に対しても、そのように依拠したことによる責任を負わないものとします。

純資産価格の計算の停止

受託会社は、管理会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、ファンドの純資産価格の決定ならびに／もしくはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻しのためにファンドの受益証券を提出した者に対し、買戻代金の支払時期を延期することができます。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはそれらの取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間

- (b) 管理会社によるファンドの投資対象の処分が現実的でない、またはその処分がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと受託会社もしくは管理会社が判断する状況が存在する場合
 - (c) ファンドの投資対象の価値もしくはファンドの純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値もしくはファンドの純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社または管理会社が判断する場合
 - (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に伴う資金の移転を、適正価格または適正な為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間
 - (e) 管理会社はその絶対的な裁量により、停止が賢明であるとみなす期間
 - (f) 目論見書に記載される、ファンドに関連する特定のその他の状況が発生した場合
- ファンドのすべての受益者は、上記の停止を速やかに書面で通知を受けるとともに、停止が解除され次第、速やかに通知されるものとします。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管されます。

日本の投資家に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

(3) 【信託期間】

ファンドは、原則として、マスター信託証書の締結日（2012年10月15日）から150年間存続します。ただし、下記「（５）（イ）ファンドの解散」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了するものとします。法令によるその他の規定がない限り、ファンドの終了の効力発生前に、販売会社に少なくとも30日前の事前の書面による通知が送付されるものとします。ただし、受託会社は、管理会社および販売会社との協議の上、受益者の利益の最大化のために30日前の事前通知なしにファンドを終了させることができます。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年2月最終暦日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、終了するものとします。

- (a) ファンドを継続すること、またはマスター信託証書第35条に規定されたとおりトラストを他の法域に移転することのいずれかが、違法となるか、または受託会社もしくは管理会社が、現実的でない、得策でないもしくはファンドの受益者の利益に反すると判断する場合
 - (b) ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決定した場合
 - (c) マスター信託証書の締結日から150年間の経過した場合
 - (d) 受託会社がマスター信託証書第33条に基づき退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、管理会社が、マスター信託証書第33条に規定されたとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後90暦日以内に、受託会社の代わりとして受託者の職務を引き受けることができる他の法人を任命することができないまたは任命を実現できない場合
 - (e) 管理会社がマスター信託証書第34条に基づき退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、受託会社が、マスター信託証書第34条に規定されたとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後90暦日以内に、管理会社の代わりとして管理者の職務を引き受けることができる他の法人を任命することができないまたは任命を実現できない場合、または
 - (f) 目論見書に明示された当該期間が到来し、または当該状況が生じた場合
- ファンドが上記の条件または規定に基づき終了する場合、受託会社は直ちにかかる終了の通知をファンドのすべての受益者に対して行うものとします。

(ロ) マスター信託証書の変更

マスター信託証書第40条に規定されたとおり、受託会社および管理会社は、受益者に対する暦日10日前の書面による通知（これは受益者決議または（必要に応じて）ファンド決議により放棄することができます。）を行うことにより、誠実かつ商業的に合理的な方法で、受益者または（場合に応じて）影響を受けるシリーズ・トラストの受益者の最大の利益となるとみなす方法およびその限度で、マスター信託証書の追補証書により、マスター信託証書の条件および規定を修正し、変更または追加する権利を有するものとします。ただし、(a) 受託会社はその意見において、か

かる修正、変更または追加が以下の事項に基づいていることを書面で確認しない限り、かかる修正、変更または追加を承諾する受益者決議または（場合に依りて）ファンド決議を受託会社がまず第一に取得しなければ、かかる修正、変更または追加を行うことはできないものとし、(b)かかる修正、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し、追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

- (i) 既存の受益者の利益に重要な悪影響を与えないこと、および、受託会社と管理会社を受益者もしくは（場合に依りて）影響を受けるシリーズ・トラストの受益者に対する責任から相当程度解放することにならないこと
- (ii) 財政上の、法定の、もしくは当局による要請（法的拘束力を持つか否かを問いません。）があった場合これを遵守するために必要であること、または
- (iii) 明白な誤りを訂正するために必要であること。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員から相手方に90日前の書面による通知をすることにより終了します。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、管理会社または販売会社から相手方に90日前の書面による通知をすることにより終了します。なお、管理会社は、その時々において、他の者または機関を日本における受益証券の販売者として任命することができます。

(c) 保管契約

保管契約は、いずれの当事者も他の当事者に対して60日前の書面による通知をすることにより、随時終了することができます。

(d) 事務管理委託契約

事務管理委託契約の当初契約期間は、3年間です。それ以降、当事者が75日以上前の書面による通知により解約しない限り、事務管理委託契約は、自動的に1年間ずつ更新されます。上記にかかわらず、副管理事務代行会社、管理会社または受託会社は、事務管理委託契約の条項に定めるより短い通知期間での通知により、事務管理委託契約を解約することができます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して90日以上前に書面により通知するか、または投資顧問会社が管理会社に対して90日以上前に書面により通知することによって、終了することができます。投資顧問契約はまた、同契約に規定される一定の状況において、書面による通知によりいつでも終了することができます。

(f) 副投資顧問契約

副投資顧問契約は、投資顧問会社が副投資顧問会社に対して90日以上前に書面により通知するか、または副投資顧問会社が投資顧問会社に対して90日以上前に書面により通知することによって、終了することができます。副投資顧問契約はまた、副投資顧問契約に規定されるその他の状況においても終了することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されているかまたは受益証券を保有していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でなく、また受益証券も保有していないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証券および目論見書に規定された制限および規制に服します。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンド証券の登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に帰属し、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証券に定められた故意の不履行、詐欺または過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

(v) 議決権

受託会社は、マスター信託証券の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価格総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、集会を招集する通知に定められる日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとします。各集会の15暦日前までの書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社により、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとします。集会の基準日は、通知に記載される当該集会日の21暦日以上前であるものとします。受益者への通知の偶発的な欠落または受益者の不受理は、集会における議事進行を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられるものとします。定足数の要件は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合は当該1名を定足数とします。集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採決されるものとし、受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価格総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者、ファンド決議の提議においてはファンドの発行済受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。受益者決議に関する純資産価格の計算は、集会の直前の関連する評価日の評価時点現在にて行われるものとします。投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士	森下 国彦
同	乙黒 亮祐
同	東 直希
同	谷口 陸
同	野村 賢太郎

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)(ii)の取引に関連して日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所	東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
東京簡易裁判所	東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

本書記載のファンドの財務書類は、ファンドに関するFinancial Statementsから抜粋され、日本語訳されたものです。かかる日本語訳における用語または語句の意味がFinancial Statementsの英語の原文と一致せずまたは不明確である場合には、Financial Statementsの英語の原文が優先されます。

（１）【2025年２月28日終了年度】

①【貸借対照表】

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

資産負債計算書

2025年２月28日現在

（別途明記されない限り、米ドルで表示）

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資有価証券一時価（取得価格 46,963,138米ドル）	47,742,831	6,913,639
現金	641,803	92,939
外貨一時価（取得価格 392,358米ドル）	394,048	57,062
受益証券の発行による未収金	2,182,515	316,050
未収利息	951,271	137,754
為替先渡し契約に係る未実現評価益	857,184	124,129
資産合計	<u>52,769,652</u>	<u>7,641,573</u>
負債：		
為替先渡し契約に係る未実現評価損	137,720	19,943
未払専門家報酬	43,754	6,336
未払販売会社報酬	42,597	6,168
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	23,601	3,418
未払管理報酬	20,093	2,910
未払代行協会員報酬	11,372	1,647
未払受託会社報酬	8,577	1,242
その他の未払費用	12,301	1,781
負債合計	<u>300,015</u>	<u>43,445</u>
受益者に帰属する純資産	<u>52,469,637</u>	<u>7,598,128</u>
純資産内訳：		
払込済資本	67,137,181	9,722,135
累積純利益および分配金	(14,667,544)	(2,124,007)
受益者に帰属する純資産	<u>52,469,637</u>	<u>7,598,128</u>
受益証券１口当たり純資産価格		
（円クラス 2,813,799,644円 ÷ 発行済受益証券345,891口）	<u>8,135円</u>	
（米ドルクラス 33,797,487米ドル ÷ 発行済受益証券 3,406,015口）	<u>9.92米ドル</u>	<u>1,437円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

（※）円貨換算は、１米ドル＝144.81円による。

②【損益計算書】

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

運用計算書

2025年2月28日に終了した年度

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
投資収益：		
利息（700米ドルの源泉徴収税控除後）	2,288,313	331,371
雑収入	312	45
投資収益合計	<u>2,288,625</u>	<u>331,416</u>
費用：		
販売会社報酬	341,004	49,381
管理報酬	341,004	49,381
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	161,289	23,356
専門家報酬	123,897	17,942
代行協会員報酬	26,231	3,799
受託会社報酬	14,998	2,172
名義書換事務代行報酬	9,997	1,448
その他の費用	10,092	1,461
費用合計	<u>1,028,512</u>	<u>148,939</u>
純投資収益	<u>1,260,113</u>	<u>182,477</u>
実現利益／（損失）および未実現評価益／（評価損）の変動：		
実現利益／（損失）		
投資有価証券	420,603	60,908
外国為替取引および為替先渡し契約	(1,097,311)	(158,902)
実現純損失	<u>(676,708)</u>	<u>(97,994)</u>
未実現評価益／（評価損）の変動		
投資有価証券	526,535	76,248
外貨換算および為替先渡し契約	1,506,752	218,193
未実現評価益の純変動	<u>2,033,287</u>	<u>294,440</u>
実現純損失および未実現評価益の純変動	<u>1,356,579</u>	<u>196,446</u>
運用による純資産の純増加	<u>2,616,692</u>	<u>378,923</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1米ドル＝144.81円による。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

純資産変動計算書

2025年2月28日に終了した年度

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資収益	1,260,113	182,477
実現純損失	(676,708)	(97,994)
未実現評価益の純変動	2,033,287	294,440
運用による純資産の純増加	<u>2,616,692</u>	<u>378,923</u>
受益者への分配：		
円クラス	(826,397)	(119,671)
米ドルクラス	(1,091,546)	(158,067)
分配金合計	<u>(1,917,943)</u>	<u>(277,737)</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円クラス（34,512口）	1,809,179	261,987
米ドルクラス（1,319,957口）	12,895,753	1,867,434
買戻済受益証券		
円クラス（220,325口）	(12,025,233)	(1,741,374)
米ドルクラス（610,612口）	(5,986,182)	(866,859)
資本取引による純資産の純減少	<u>(3,306,483)</u>	<u>(478,812)</u>
純資産の減少額合計	<u>(2,607,734)</u>	<u>(377,626)</u>
純資産：		
期首現在	<u>55,077,371</u>	<u>7,975,754</u>
期末現在	<u>52,469,637</u>	<u>7,598,128</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1米ドル=144.81円による。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2025年2月28日に終了した年度

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加	2,616,692	378,923
運用による純資産の純増加額を運用活動による現金収入（純額）へ調整するための修正：		
投資対象の購入	(13,787,899)	(1,996,626)
投資対象の売却および満期による手取金	21,494,860	3,112,671
企業借入債務および短期投資に係る打歩および割引の償却および（増価）（純額）	(50,399)	(7,298)
投資有価証券に係る実現利益	(420,603)	(60,908)
投資対象に係る未実現評価益の変動	(526,535)	(76,248)
為替先渡し契約に係る未実現評価益の変動	(1,529,907)	(221,546)
運用に関連する資産および負債の変動：		
未収利息の減少	66,221	9,589
その他の資産の減少	64,331	9,316
未払代行協会員報酬の減少	(630)	(91)
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬の増加	12,207	1,768
未払販売会社報酬の減少	(8,179)	(1,184)
未払管理報酬の減少	(3,785)	(548)
未払専門家報酬の増加	23,553	3,411
未払受託会社報酬の減少	(12,754)	(1,847)
その他の未払費用の減少	(4,752)	(688)
運用活動による現金収入（純額）	7,932,421	1,148,694
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券の発行による手取金	12,622,327	1,827,839
受益証券の買戻しに係る支払金	(18,258,156)	(2,643,964)
受益者に支払われた分配金	(1,917,943)	(277,737)
財務活動による現金支出（純額）	(7,553,772)	(1,093,862)
現金および外貨の純増加	378,649	54,832
期首現在現金および外貨	657,202	95,169
期末現在現金および外貨	1,035,851	150,002

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1米ドル＝144.81円による。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

財務ハイライト

2025年2月28日に終了した年度

受益証券1口当たりのデータおよび割合（要約）

（別途明記されない限り、米ドルで表示）

	円クラス 2025年2月28日 に終了した年度 (円)	米ドルクラス 2025年2月28日 に終了した年度 (米ドル)	(円)
純資産価格一期首現在	8,249	9.56	1,384
純投資収益 ⁽¹⁾	197	0.23	33
実現および未実現純利益／（損失）	(11)	0.49	71
運用による純資産の純増加	186	0.72	104
分配金	(300)	(0.36)	(52)
純資産価格一期末現在	8,135	9.92	1,437
トータル・リターン	2.29%	7.66%	
割合／補足的情報：			
純資産一期末現在	2,813,800千円	33,797千米ドル	4,894,144千円
平均純資産に対する費用の割合	1.92%	1.99%	
平均純資産に対する純投資収益の割合	2.40%	2.40%	

(1)年度中の平均発行済受益証券口数を利用して計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

（※）円貨換算は、1米ドル＝144.81円による。

③【投資有価証券明細表等】

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

投資有価証券明細表

2025年2月28日現在

(米ドルで表示)

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
債券 (91.0%)				
オーストラリア (4.5%)				
社債 (4.5%)				
APA Infrastructure Ltd.				
ユーロ	1,000,000	7.13% due 11/09/83	2.2	1,144,122
AusNet Services Holdings Pty Ltd.				
ユーロ	1,200,000	1.63% due 03/11/81	2.3	1,212,290
社債合計				2,356,412
オーストラリア合計				2,356,412
ベルギー (2.9%)				
社債 (2.9%)				
Elia Group S.A. NV				
ユーロ	1,300,000	5.85% due 03/15/28 ⁽¹⁾	2.7	1,419,789
Syensqo S.A.				
ユーロ	100,000	2.50% due 12/02/25 ⁽¹⁾	0.2	102,825
社債合計				1,522,614
ベルギー合計				1,522,614
カナダ (5.0%)				
社債 (5.0%)				
Enbridge, Inc.				
米ドル	1,809,000	5.50% due 07/15/77	3.3	1,764,964
米ドル	360,000	6.00% due 01/15/77	0.7	358,090
米ドル	333,000	7.63% due 01/15/83	0.7	348,900
Rogers Communications, Inc.				
米ドル	149,000	5.25% due 03/15/82	0.3	145,593
社債合計				2,617,547
カナダ合計				2,617,547
デンマーク (1.6%)				
社債 (1.6%)				
Orsted AS				
ユーロ	800,000	5.13% due 03/14/24	1.6	854,660
社債合計				854,660
デンマーク合計				854,660
フランス (22.3%)				
社債 (22.3%)				
Electricite de France S.A.				
英ポンド	2,100,000	6.00% due 01/29/26 ⁽¹⁾	5.0	2,644,215
Engie S.A.				
ユーロ	2,000,000	5.13% due 03/14/33 ⁽¹⁾	4.2	2,175,539
Orange S.A.				
ユーロ	2,800,000	5.38% due 01/18/30 ⁽¹⁾	5.9	3,112,430

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
ユーロ	2,269,000	TotalEnergies SE 1.63% due 10/25/27 ⁽¹⁾	4.3	2,247,671
ユーロ	700,000	4.12% due 11/19/29 ⁽¹⁾	1.4	738,010
ユーロ	700,000	Veolia Environnement S.A. 5.99% due 11/22/28 ⁽¹⁾	1.5	783,726
		社債合計		11,701,591
		フランス合計		11,701,591
		ドイツ (2.3%)		
		社債 (2.3%)		
ユーロ	100,000	Bertelsmann SE & Co. KGaA 3.50% due 04/23/75	0.2	103,739
ユーロ	900,000	EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 5.25% due 01/23/84	1.9	991,364
ユーロ	100,000	Merck KGaA 1.63% due 09/09/80	0.2	101,624
		社債合計		1,196,727
		ドイツ合計		1,196,727
		イタリア (2.0%)		
		社債 (2.0%)		
ユーロ	800,000	Enel SpA 4.50% due 10/14/32 ⁽¹⁾	1.6	831,933
ユーロ	100,000	ENI SpA 2.00% due 02/11/27 ⁽¹⁾	0.2	101,140
ユーロ	100,000	Terna - Rete Elettrica Nazionale 2.38% due 11/09/27 ⁽¹⁾	0.2	100,633
		社債合計		1,033,706
		イタリア合計		1,033,706
		オランダ (6.7%)		
		社債 (6.7%)		
ユーロ	100,000	Alliander NV 4.50% due 03/27/32 ⁽¹⁾	0.2	107,993
ユーロ	200,000	Koninklijke KPN NV 4.88% due 06/18/29 ⁽¹⁾	0.4	216,008
ユーロ	300,000	Stedin Holding NV 1.50% due 12/31/26 ⁽¹⁾	0.6	300,969
ユーロ	100,000	TenneT Holding BV 2.37% due 07/22/25 ⁽¹⁾	0.2	103,395
ユーロ	1,300,000	Volkswagen International Finance NV 3.88% due 06/14/27 ⁽¹⁾	2.5	1,338,480
ユーロ	1,300,000	7.50% due 09/06/28 ⁽¹⁾	2.8	1,470,543
		社債合計		3,537,388
		オランダ合計		3,537,388
		ポルトガル (0.2%)		
		社債 (0.2%)		
ユーロ	100,000	EDP S.A. 1.88% due 03/14/82	0.2	95,680
		社債合計		95,680
		ポルトガル合計		95,680

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
----	------	----	----------------------	------

スペイン (3.5%)				
社債 (3.5%)				
Iberdrola Finanzas S.A.				
ユーロ	300,000	4.25% due 05/28/30(1)	0.6	317,707
ユーロ	1,300,000	4.87% due 01/16/31(1)	2.7	1,416,759
Redeia Corp. S.A.				
ユーロ	100,000	4.63% due 05/07/28(1)	0.2	107,348
社債合計				1,841,814
スペイン合計				1,841,814
スウェーデン (1.1%)				
社債 (1.1%)				
Vattenfall AB				
英ポンド	500,000	2.50% due 06/29/83	1.1	565,846
社債合計				565,846
スウェーデン合計				565,846
英国 (28.4%)				
社債 (28.4%)				
BP Capital Markets PLC				
ユーロ	393,000	3.25% due 03/22/26(1)	0.8	407,739
ユーロ	2,276,000	3.63% due 03/22/29(1)	4.5	2,341,476
British Telecommunications PLC				
米ドル	2,018,000	4.25% due 11/23/81	3.7	1,964,890
英ポンド	600,000	8.38% due 12/20/83	1.6	814,041
Centrica PLC				
英ポンド	500,000	6.50% due 05/21/55	1.2	642,774
NGG Finance PLC				
ユーロ	1,002,000	2.13% due 09/05/82	1.9	1,011,078
英ポンド	1,378,000	5.63% due 06/18/73	3.3	1,733,257
SSE PLC				
ユーロ	677,000	3.13% due 04/14/27(1)	1.3	697,972
英ポンド	303,000	3.74% due 01/14/26(1)	0.7	376,753
ユーロ	1,282,000	4.00% due 01/21/28(1)	2.6	1,347,800
Vodafone Group PLC				
米ドル	2,460,000	4.13% due 06/04/81	4.2	2,211,481
ユーロ	1,200,000	6.50% due 08/30/84	2.6	1,374,316
社債合計				14,923,577
英国合計				14,923,577
米国 (10.5%)				
社債 (10.5%)				
CVS Health Corp.				
米ドル	1,000,000	6.75% due 12/10/54	1.9	999,587
NextEra Energy Capital Holdings, Inc.				
米ドル	1,000,000	6.75% due 06/15/54	2.0	1,025,891
Sempra				
米ドル	1,200,000	6.40% due 10/01/54	2.2	1,154,504
Southern Co.				
ユーロ	2,329,000	1.88% due 09/15/81	4.4	2,315,287
社債合計				5,495,269
米国合計				5,495,269

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
債券合計（費用46,963,138米ドル）				47,742,831
投資有価証券合計（費用46,963,138米ドル）			91.0	47,742,831

負債を超える現金およびその他の資産
純資産

9.0	4,726,806
100.0	52,469,637
	(7,598,128,134円)

(1)永久債券。表示されている満期日は次の償還日を示す。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1 米ドル＝144.81円による。

ファンド・レベルの為替先渡し契約

買付 通貨	取引先	想定元本	決済日	売付 通貨	想定元本	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益／ (評価損) (米ドル)
ユーロ	Royal Bank of Canada State Street	155,103	2025年4月16日	米ドル	(160,272)	1,406	—	1,406
ユーロ	Bank And Trust Co.	1,343,600	2025年4月16日	米ドル	(1,400,798)	—	(238)	(238)
英ポンド	Royal Bank of Canada Westpac	402,822	2025年4月16日	米ドル	(500,000)	7,158	—	7,158
英ポンド	Banking Corporation	2,653,172	2025年4月16日	米ドル	(3,300,000)	40,379	—	40,379
米ドル	Citibank NA	201,209	2025年4月16日	ユーロ	(193,300)	—	(286)	(286)
米ドル	Goldman Sachs	136,853	2025年4月16日	ユーロ	(131,088)	208	—	208
米ドル	Royal Bank of Canada	724,657	2025年4月16日	ユーロ	(700,000)	—	(5,018)	(5,018)
米ドル	Royal Bank of Canada State Street	145,941	2025年4月16日	ユーロ	(140,118)	—	(117)	(117)
米ドル	Bank And Trust Co. State Street	31,677,743	2025年4月16日	ユーロ	(30,384,269)	5,391	—	5,391
米ドル	Bank And Trust Co. Westpac	10,992,023	2025年4月16日	英ポンド	(8,796,618)	—	(83,034)	(83,034)
米ドル	Banking Corporation	720,470	2025年4月16日	ユーロ	(700,000)	—	(9,205)	(9,205)
						54,542	(97,898)	(43,356)

添付の注記は、当財務書類の一部である。

円クラス為替先渡し契約

買付 通貨	取引先	想定元本	決済日	売付 通貨	想定元本	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益／ (評価損) (米ドル)
日本円	Goldman Sachs	13,320,945	2025年4月16日	米ドル	(86,805)	2,049	—	2,049
日本円	Goldman Sachs	11,554,779	2025年4月16日	米ドル	(74,686)	2,387	—	2,387
日本円	State Street Bank And Trust Co.	9,588,341	2025年4月16日	米ドル	(63,742)	215	—	215
日本円	UBS AG	2,840,059,162	2025年4月16日	米ドル	(18,178,612)	765,259	—	765,259
日本円	Westpac Banking Corporation	822,387	2025年4月16日	米ドル	(5,327)	158	—	158
日本円	Westpac Banking Corporation	40,000,000	2025年4月16日	米ドル	(258,152)	8,658	—	8,658
日本円	Westpac Banking Corporation	168,493,151	2025年4月16日	米ドル	(1,101,303)	22,586	—	22,586
米ドル	Citibank NA	74,974	2025年4月16日	日本円	(11,300,149)	—	(401)	(401)
米ドル	Royal Bank of Canada	123,083	2025年4月16日	日本円	(19,276,115)	—	(5,493)	(5,493)
米ドル	State Street Bank And Trust Co.	70,215	2025年4月16日	日本円	(10,975,534)	—	(2,995)	(2,995)
米ドル	State Street Bank And Trust Co.	56,692	2025年4月16日	日本円	(8,787,381)	—	(1,922)	(1,922)
米ドル	Westpac Banking Corporation	494,793	2025年4月16日	日本円	(76,046,611)	—	(12,456)	(12,456)
米ドル	Westpac Banking Corporation	462,327	2025年4月16日	日本円	(71,166,901)	—	(12,374)	(12,374)
米ドル	Westpac Banking Corporation	56,096	2025年4月16日	日本円	(8,628,907)	—	(1,461)	(1,461)
米ドル	Westpac Banking Corporation	63,653	2025年4月16日	日本円	(9,730,805)	—	(1,254)	(1,254)
米ドル	Westpac Banking Corporation	31,532	2025年4月16日	日本円	(4,843,557)	—	(775)	(775)
米ドル	Westpac Banking Corporation	159,580	2025年4月16日	日本円	(24,011,296)	—	(581)	(581)
米ドル	Westpac Banking Corporation	26,767	2025年4月16日	日本円	(4,029,420)	—	(110)	(110)
米ドル	Westpac Banking Corporation	59,019	2025年4月16日	日本円	(8,762,627)	570	—	570
米ドル	Westpac Banking Corporation	95,837	2025年4月16日	日本円	(14,253,853)	760	—	760
						802,642	(39,822)	762,820

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

財務書類に対する注記

2025年2月28日に終了した年度

注1ー組成

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2016年12月16日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2021年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2017年2月22日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、投資顧問業務をニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC（以下「副投資顧問会社」といいます。）に委託しています。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」）および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。ファンドは、非金融会社である発行体により発行され、ムーディーズ、S & Pまたはフィッチから格付が付与された投資適格および投資不適格の双方のハイブリッド証券に主として投資するものとします。ポートフォリオの平均格付は、BBBーまたはBaa3以上とします（平均格付の計算にあたっては、各コーポレート・ハイブリッド証券に対する格付のうち、上記格付機関の最も高い格付をもって平均を求めます。）。

コーポレート・ハイブリッド負債証券は、一般に発行体が利息の支払いと引き換えに投資家から金銭を借り入れるための手段を提供する、株式と債券の両方の特徴を兼ね備えた仕組商品です。発行体企業は、自己資本水準の引き上げ、加重平均資本コストの引き下げ、資金調達源の分散化や信用格付の管理をはじめとした様々な理由でハイブリッド証券を利用することがあります。条件の標準化が進んでいますが、各商品に固有の特徴（支払条件、負債比率のような特性、期間、適用利率等）は変更される可能性があります。

ファンドは、政府や政府関係機関が発行する固定金利および変動金利の負債証券（債券を含みます。）にも投資することがあります。

デリバティブ商品は、専ら効率的なポートフォリオ管理および／または投資ならびにヘッジを目的として利用されます。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧称ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）に選任し、同社または管理会社がファンドの販売会社として随時選任するその他の者もしくは機関を日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注２－重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日／契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

当該債券およびその他の債務証券は、制限付有価証券を含めて（短期債は除きますが、上場株式等は含みます。）公正価値で評価され、公正価値は、その有価証券が通常取引される主たる市場における最終の売買価格（この価格は、価格決定業者（かかる業者を利用することは、投資顧問会社により承認されています。）の提供した評価額に基づくものです。）または売買がまったく行われなかった場合は、その有価証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供した、評価日における買呼値となります。満期日まで12ヶ月未満となったすべての債務証券は、原則として、満期日までの実効利回り累積／償却法により導かれた償却原価に、市場価格との比較に基づく調整を適宜加えた値を用いて、公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1－同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2－資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3－重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものにに基づきます。しかしながら、何をもって「観測可能」とするか決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性があることが検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債、ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資、および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引

されていないポジションおよび／または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および／または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

以下の表は、2025年2月28日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。

資産の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年2月28日現在)
債券	—	47,742,831	—	47,742,831
為替先渡し契約	—	857,184	—	857,184
合計	—	48,600,015	—	48,600,015

負債の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年2月28日現在)
為替先渡し契約	—	(137,720)	—	(137,720)
合計	—	(137,720)	—	(137,720)

2025年2月28日に終了した年度において、レベル3への転入およびレベル3からの転出はありませんでした。ファンドの方針は、レベルを決定し、期末日現在のすべての移転を評価することです。

外貨換算

米ドル（以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。）以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針（FASB制定のASC第740号）に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分（該当する契約に係る未実現評価益／（評価損）を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。）は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期中、為替先渡し契約54件（その平均想定元本は7,653,250米ドル、満期日までの平均残存期間は71日間です。）により2,437,746米ドルの実現純利益がありました。また、ファンドには当期中、円ヘッジ・クラス・レベルで保有される為替先渡し契約35件（その平均想定元本は6,027,348米ドル、満期日までの平均残存期間は78日間です。）により3,498,922米ドルの実現純損失がありました。クラス・レベルのヘッジのために年間を通じて保有される為替先渡し契約の平均想定元本は、各時点における円クラスの純資産価格とおおむね一致しています。

ファンドの資産は、一または複数の通貨により保有される可能性があります。ファンドは、原則として、各クラスの表示通貨（米ドルクラスは米ドル、円クラスは日本円）と投資先ポートフォリオの資産の通貨との間で為替取引を行います。ただし、円クラスのヘッジは、米ドルを通じて行われる可能性があります。

現金および外貨

現金および外貨は、保管会社の保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3－受益証券

ファンドの純資産は、円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。(i)米国の市民もしくは居住者、米国に設立されたもしくは存続するパートナーシップまたは米国の法律に準拠して設立されたもしくは存続する法人、トラストもしくはその他の主体、(ii)ケイマン諸島に居住するもしくは住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、(iii)適用法に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または(iv)上記(i)から(iii)に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者。円クラスおよび米ドルクラスはともに、ファンド・レベルの投資の損益を比例的に共有します。さらに、円クラスは、ヘッジ目的で円クラス・レベルで保有されるFXフォワードから損益を受け取ります。ファンドの為替ヘッジ戦略の詳細については、注1をご参照ください。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の名義人口座の受益者に保有されます。

	(単位：米ドル)		
	円クラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2024年2月29日現在の残高	29,305,192	25,772,179	55,077,371
期中の申込み	1,809,179	12,895,753	14,704,932
期中の買戻し	(12,025,233)	(5,986,182)	(18,011,415)
分配金	(826,397)	(1,091,546)	(1,917,943)
運用による純資産の純増加	409,409	2,207,283	2,616,692
2025年2月28日現在の純資産	18,672,150	33,797,487	52,469,637
2024年2月29日現在の発行済受益証券口数	531,704口	2,696,670口	3,228,374口
期中に発行された受益証券	34,512口	1,319,957口	1,354,469口
期中に買い戻された受益証券	(220,325)口	(610,612)口	(830,937)口
2025年2月28日現在の発行済受益証券口数	345,891口	3,406,015口	3,751,906口
2025年2月28日現在の受益証券1口当たり純資産価格	53.98	9.92	

受益証券の申込み

米ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初発行価格で当初発行されました。円クラス受益証券は、受益証券1口当たり10,000円の当初発行価格で当初発行されました。当初払込日以降の申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について10口以上1口単位です。申込者1人当たりの円クラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

申込手数料

申込者は、申込金額に加えて、申込金額の最大3%（適用ある税金を除きます。）の申込手数料を販売会社に支払わなければなりません。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、米ドル、日本円または受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期末以降に支払われた買戻額は、期末の純資産に基づきますが、2025年2月28日現在に支払われる買戻額として反映されています。2025年2月28日現在、未払買戻額はありませんでした。

受益者による受益証券の買戻し

各受益者は、買戻しが管理会社により中断されていない限り、ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。受益証券は、当該買戻日（2017年2月22日以降の各営業日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日（以下「評価日」ともいいます。））における受益証券1口当たり純資産価格で毎日買い戻されます。5年を超えて保有する受益証券の買戻しについては、買戻し手数料は課されません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができます、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、分配を宣言することができますが、これが行われるという保証はありません。分配は、各分配基準日に宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える分配期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注4ーデリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益／（損失）として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットティングして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2025年2月28日現在、ファンドは、マスター・ネットティング契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位：米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額(1)
Goldman Sachs	4,644	—	—	—	4,644
Royal Bank of Canada	8,564	(8,564)	—	—	—
State Street Bank And Trust Co.	5,606	(5,606)	—	—	—
UBS AG	765,259	—	—	—	765,259
Westpac Banking Corporation	73,111	(38,216)	—	—	34,895
合計	857,184	(52,386)	—	—	804,798

2025年2月28日現在、ファンドは、MNAに基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位：米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額(1)
Citibank NA	687	—	—	—	687
Royal Bank of Canada	10,628	(8,564)	—	—	2,064
State Street Bank And Trust Co.	88,189	(5,606)	—	—	82,583
Westpac Banking Corporation	38,216	(38,216)	—	—	—
合計	137,720	(52,386)	—	—	85,334

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権／債務純額と同額です。

2025年2月28日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

(単位：米ドル)

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	857,184	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	(137,720)

2025年2月28日に終了した年度の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

(単位：米ドル)

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価益の変 動	(1,061,176)	1,529,907

注５－管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する合計年率0.65%（管理・投資顧問報酬として年率0.30%および副投資顧問報酬として年率0.35%）の管理報酬を毎月後払いにて受領します。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しも受けます。2025年２月28日に終了した年度において、管理会社は341,004米ドル（2025年２月28日現在、20,093米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、副投資顧問会社および投資顧問会社の受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。

注６－保管会社および副管理事務代行会社報酬

保管会社および副管理事務代行会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる保管報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日時点の純資産価格を基に下記の年率で計算される副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領します。

0.08%	2.5億米ドル以下の部分
0.07%	2.5億米ドル超 5 億米ドル以下の部分
0.06%	5 億米ドル超の部分

上記の純資産価格を基にした報酬に加えて、取引額に応じて変動する取引ベースの報酬があります。

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を80,000米ドルとし、毎月後払いされます。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料も受領します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費については全額ファンドの負担となります。2025年２月28日に終了した年度において、保管会社および副管理事務代行会社は161,289米ドル（2025年２月28日現在、23,601米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注７－受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各半期に後払いにて受領します。2025年２月28日に終了した年度において、受託会社は14,998米ドル（2025年２月28日現在、8,577米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注８－代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.05%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2025年２月28日に終了した年度において、代行協会員は26,231米ドル（2025年２月28日現在、11,372米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注９－販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.65%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2025年２月28日に終了した年度において、販売会社は341,004米ドル（2025年２月28日現在、42,597米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注10－その他の報酬および経費

管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

注11－財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、社債への投資の結果にかかっています。ファンドのすべての市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因（より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レート、金利の動向ならびに債券発行者の信用格付を含みますが、これらに限られません。）の影響を受けます。

ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する為替先渡し契約を締結することがあります。かかる契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先渡し契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の為替先渡し契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

金利リスク

金利の変動に対するファンドのエクスポージャーは、主に、ファンドによる債券契約への投資に関連します。金利の変動はまた、ファンドが短期で売買したデリバティブ商品の評価額および価格決定にも影響を与えます。投資顧問会社は、継続的に、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーおよびファンドの全体的な金利感応度を定期的に監視します。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えようとは考えていません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めています。ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

2025年2月28日現在、ファンドの実質的にすべての投資は、店頭取引市場において取引されました。

為替リスク

ファンドは、その機能通貨および表示通貨である米ドル建てで、投資を保有します。しかしながら、ファンドは、円クラスに帰属するファンドの純資産の価値である日本円のヘッジを行う予定です。その結果、ファンドは、円建ての円クラスの純資産のヘッジに使用した為替先渡し契約に関する利益または損失が発生し、かかる利益または損失は、円クラスに全額割り当てられます。かかる日本円のヘッジによる利益または損失の全額は、財務ハイライトに記載のトータル・リ

ターンに反映され、運用計算書の実現および未実現利益／損失に計上されています。ファンドの為替ヘッジ戦略の詳細については、注1をご参照ください。投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注12－契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注13－後発事象

経営陣は、2025年7月9日（財務書類の発表日）までの後発事象のレビューを行いました。

2025年3月1日から2025年7月9日までの期間において、円クラス受益証券について17,269米ドルの申込みがあり、958,953米ドルの買戻しがありました。また、円クラス受益証券について233,599米ドルの分配がありました。

2025年3月1日から2025年7月9日までの期間において、米ドルクラス受益証券について2,419,704米ドルの申込みがあり、1,087,938米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について421,728米ドルの分配がありました。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar, unless otherwise indicated)

Assets:		
Investments in securities, at value (cost of USD 46,963,138)	USD	47,742,831
Cash		641,803
Foreign currency, at value (cost of USD 392,358)		394,048
Receivable for Units issued		2,182,515
Interest receivable		951,271
Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts		857,184
Total assets		<u>52,769,652</u>
Liabilities:		
Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts		137,720
Accrued professional fees		43,754
Accrued distributor's fees		42,597
Accrued custodian and sub-administrator's fees		23,601
Accrued management fees		20,093
Accrued agent company's fees		11,372
Accrued trustee fees		8,577
Accrued other expenses		12,301
Total liabilities		<u>300,015</u>
Net Assets Attributable to Unitholder	USD	<u>52,469,637</u>
Analysis of Net Assets:		
Paid in capital	USD	67,137,181
Cumulative net earnings and distributions		(14,667,544)
Net Assets Attributable to Unitholder	USD	<u>52,469,637</u>
Net Asset Value per Unit		
(JPY Class JPY 2,813,799,644 ÷ 345,891 Units outstanding)	JPY	8,135
(USD Class USD 33,797,487 ÷ 3,406,015 Units outstanding)	USD	<u>9.92</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF OPERATIONS
For the Year Ended February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Investment Income:		
Interest (net of withholding taxes of USD 700)	USD	2,288,313
Miscellaneous income		312
Total Investment Income		<u>2,288,625</u>
Expenses:		
Distributor's fees		341,004
Management fees		341,004
Custodian and sub-administrator's fees		161,289
Professional fees		123,897
Agent company's fees		26,231
Trustee fees		14,998
Transfer agent fees		9,997
Other expenses		10,092
Total Expenses		<u>1,028,512</u>
Net Investment Income		<u>1,260,113</u>
Realized gains/(losses) and change in unrealized appreciation/(depreciation):		
Realized gains/(losses)		
Investments in securities		420,603
Foreign currency transactions and forward foreign currency exchange contracts		<u>(1,097,311)</u>
Net realized losses		<u>(676,708)</u>
Change in unrealized appreciation/(depreciation)		
Investments in securities		526,535
Foreign currency translations and forward foreign currency exchange contracts		<u>1,506,752</u>
Net change in unrealized appreciation		<u>2,033,287</u>
Net realized and change in unrealized losses and appreciation		<u>1,356,579</u>
Net increase in net assets resulting from operations	USD	<u>2,616,692</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
For the Year Ended February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

Net investment income	USD	1,260,113
Net realized losses		(676,708)
Net change in unrealized appreciation		2,033,287
Net increase in net assets resulting from operations		<u>2,616,692</u>

Distributions to Unitholder:

JPY Class		(826,397)
USD Class		<u>(1,091,546)</u>
Total Distributions		<u>(1,917,943)</u>

Capital Transactions:

Units issued		
JPY Class (34,512 Units)		1,809,179
USD Class (1,319,957 Units)		12,895,753
Units redeemed		
JPY Class (220,325 Units)		(12,025,233)
USD Class (610,612 Units)		<u>(5,986,182)</u>
Net decrease in net assets resulting from capital transactions		<u>(3,306,483)</u>

Total Decrease in Net Assets

(2,607,734)

Net Assets:

Beginning of year		55,077,371
End of year	USD	<u>52,469,637</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF CASH FLOWS
For the Year Ended February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Cash flows from operating activities:		
Net increase in net assets resulting from operations	USD	2,616,692
Adjustments to reconcile the net increase in net assets resulting from operations to net cash provided by operating activities:		
Purchase of investments		(13,787,899)
Proceeds from sale and maturity of investments		21,494,860
Net amortization and (accretion) of premiums and discounts on corporate debt obligations and short term investments		(50,399)
Realized gains on investments in securities		(420,603)
Change in unrealized appreciation on investments		(526,535)
Change in unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts		(1,529,907)
Change in assets and liabilities related to operations:		
Decrease in interest receivable		66,221
Decrease in other assets		64,331
Decrease in accrued agent company's fees		(630)
Increase in accrued custodian and sub-administrator's fees		12,207
Decrease in accrued distributor's fees		(8,179)
Decrease in accrued management fees		(3,785)
Increase in accrued professional fees		23,553
Decrease in accrued trustee fees		(12,754)
Decrease in accrued other expenses		(4,752)
Net cash provided by operating activities		7,932,421
Cash flows used in financing activities:		
Proceeds from Units issued		12,622,327
Payments on Units redeemed		(18,258,156)
Distributions paid to Unitholder		(1,917,943)
Net cash used in financing activities		(7,553,772)
Net increase in cash and foreign currency		378,649
Cash and foreign currency at beginning of year		657,202
Cash and foreign currency at end of year	USD	1,035,851

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND**FINANCIAL HIGHLIGHTS****For the Year Ended February 28, 2025****Selected Per Unit Data and Ratios****(Expressed in United States Dollar, unless otherwise indicated)**

	JPY Class		USD Class	
	For the Year Ended		For the Year Ended	
	February 28, 2025		February 28, 2025	
Net Asset Value, beginning of year	JPY	8,249	USD	9.56
Net investment income ⁽¹⁾		197		0.23
Net realized and unrealized gains/(losses)		(11)		0.49
Net increase in net assets resulting from operations		186		0.72
Less distributions		(300)		(0.36)
Net Asset Value, end of year	JPY	8,135	USD	9.92
Total return		2.29%		7.66%
Ratios/Supplemental data:				
Net assets end of year (000's)	JPY	2,813,800	USD	33,797
Ratio of expenses to average net assets		1.92%		1.99%
Ratio of net investment income to average net assets		2.40%		2.40%

⁽¹⁾ Calculated using average Units outstanding for the year.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
PORTFOLIO OF INVESTMENTS
February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Currency	Principal Amount	Security Description	% of Net Assets		Fair Value
FIXED INCOME SECURITIES (91.0%)					
AUSTRALIA (4.5%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (4.5%)					
EUR	1,000,000	APA Infrastructure Ltd. 7.13% due 11/09/83	2.2%	USD	1,144,122
EUR	1,200,000	AusNet Services Holdings Pty Ltd. 1.63% due 03/11/81	2.3		1,212,290
TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES					2,356,412
TOTAL AUSTRALIA					2,356,412
BELGIUM (2.9%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (2.9%)					
EUR	1,300,000	Ella Group S.A. NV 5.85% due 03/15/28 ⁽¹⁾	2.7		1,419,789
EUR	100,000	Syensqo S.A. 2.50% due 12/02/25 ⁽¹⁾	0.2		102,825
TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES					1,522,614
TOTAL BELGIUM					1,522,614
CANADA (5.0%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (5.0%)					
USD	1,809,000	Enbridge, Inc. 5.50% due 07/15/77	3.3		1,764,964
USD	360,000	6.00% due 01/15/77	0.7		358,090
USD	333,000	7.63% due 01/15/83	0.7		348,900
USD	149,000	Rogers Communications, Inc. 5.25% due 03/15/82	0.3		145,593
TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES					2,617,547
TOTAL CANADA					2,617,547
DENMARK (1.6%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (1.6%)					
EUR	800,000	Orsted AS 5.13% due 03/14/24	1.6		854,660
TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES					854,660
TOTAL DENMARK					854,660
FRANCE (22.3%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (22.3%)					
GBP	2,100,000	Electricite de France S.A. 6.00% due 01/29/26 ⁽¹⁾	5.0		2,644,215
EUR	2,000,000	Engie S.A. 5.13% due 03/14/33 ⁽¹⁾	4.2		2,175,539
EUR	2,800,000	Orange S.A. 5.38% due 01/18/30 ⁽¹⁾	5.9		3,112,430
EUR	2,269,000	TotalEnergies SE 1.63% due 10/25/27 ⁽¹⁾	4.3		2,247,671
EUR	700,000	4.12% due 11/19/29 ⁽¹⁾	1.4		738,010
EUR	700,000	Veolia Environnement S.A. 5.99% due 11/22/28 ⁽¹⁾	1.5		783,726
TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES					11,701,591
TOTAL FRANCE					11,701,591
GERMANY (2.3%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (2.3%)					
EUR	100,000	Bertelsmann SE & Co. KGaA 3.50% due 04/23/75	0.2		103,739
EUR	900,000	EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG 5.25% due 01/23/84	1.9		991,364
EUR	100,000	Merck KGaA 1.63% due 09/09/80	0.2		101,624
TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES					1,196,727
TOTAL GERMANY					1,196,727
ITALY (2.0%)					
CORPORATE BONDS & NOTES (2.0%)					
EUR	800,000	Enel SpA 4.50% due 10/14/32 ⁽¹⁾	1.6		831,933

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)
February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Currency	Principal Amount	Security Description	% of Net Assets	Fair Value
		FIXED INCOME SECURITIES (91.0%) (continued)		
		ITALY (2.0%) (continued)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (2.0%) (continued)		
EUR	100,000	ENI SpA 2.00% due 02/11/27 ⁽¹⁾	0.2%	USD 101,140
EUR	100,000	Terna - Rete Elettrica Nazionale 2.38% due 11/09/27 ⁽¹⁾	0.2	100,633
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		1,033,706
		TOTAL ITALY		1,033,706
		NETHERLANDS (6.7%)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (6.7%)		
EUR	100,000	Alliander NV 4.50% due 03/27/32 ⁽¹⁾	0.2	107,993
EUR	200,000	Koninklijke KPN NV 4.88% due 06/18/29 ⁽¹⁾	0.4	216,008
EUR	300,000	Stedin Holding NV 1.50% due 12/31/26 ⁽¹⁾	0.6	300,969
EUR	100,000	TenneT Holding BV 2.37% due 07/22/25 ⁽¹⁾	0.2	103,395
EUR	1,300,000	Volkswagen International Finance NV 3.88% due 06/14/27 ⁽¹⁾	2.5	1,338,480
EUR	1,300,000	7.50% due 09/06/28 ⁽¹⁾	2.8	1,470,543
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		3,537,388
		TOTAL NETHERLANDS		3,537,388
		PORTUGAL (0.2%)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (0.2%)		
EUR	100,000	EDP S.A. 1.88% due 03/14/82	0.2	95,680
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		95,680
		TOTAL PORTUGAL		95,680
		SPAIN (3.5%)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (3.5%)		
EUR	300,000	Iberdrola Finanzas S.A. 4.25% due 05/28/30 ⁽¹⁾	0.6	317,707
EUR	1,300,000	4.87% due 01/16/31 ⁽¹⁾	2.7	1,416,759
EUR	100,000	Redeia Corp. S.A. 4.63% due 05/07/28 ⁽¹⁾	0.2	107,348
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		1,841,814
		TOTAL SPAIN		1,841,814
		SWEDEN (1.1%)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (1.1%)		
GBP	500,000	Vattenfall AB 2.50% due 06/29/83	1.1	565,846
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		565,846
		TOTAL SWEDEN		565,846
		UNITED KINGDOM (28.4%)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (28.4%)		
EUR	393,000	BP Capital Markets PLC 3.25% due 03/22/26 ⁽¹⁾	0.8	407,739
EUR	2,276,000	3.63% due 03/22/29 ⁽¹⁾	4.5	2,341,476
USD	2,018,000	British Telecommunications PLC 4.25% due 11/23/81	3.7	1,964,890
GBP	600,000	8.38% due 12/20/83	1.6	814,041
GBP	500,000	Centrica PLC 6.50% due 05/21/55	1.2	642,774
EUR	1,002,000	NGG Finance PLC 2.13% due 09/05/82	1.9	1,011,078
GBP	1,378,000	5.63% due 06/18/73	3.3	1,733,257
EUR	677,000	SSE PLC 3.13% due 04/14/27 ⁽¹⁾	1.3	697,972
GBP	303,000	3.74% due 01/14/26 ⁽¹⁾	0.7	376,753
EUR	1,282,000	4.00% due 01/21/28 ⁽¹⁾	2.6	1,347,800
USD	2,460,000	Vodafone Group PLC 4.13% due 06/04/81	4.2	2,211,481

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)
February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Currency	Principal Amount	Security Description	% of Net Assets	Fair Value
		FIXED INCOME SECURITIES (91.0%) (continued)		
		UNITED KINGDOM (28.4%) (continued)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (28.4%) (continued)		
EUR	1,200,000	6.50% due 08/30/84	2.6%	USD 1,374,316
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		14,923,577
		TOTAL UNITED KINGDOM		14,923,577
		UNITED STATES (10.5%)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (10.5%)		
USD	1,000,000	CVS Health Corp. 6.75% due 12/10/54	1.9	999,587
USD	1,000,000	NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 6.75% due 06/15/54	2.0	1,025,891
USD	1,200,000	Sempra 6.40% due 10/01/54	2.2	1,154,504
EUR	2,329,000	Southern Co. 1.88% due 09/15/81	4.4	2,315,287
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES		5,495,269
		TOTAL UNITED STATES		5,495,269
		TOTAL FIXED INCOME SECURITIES (Cost USD 46,963,138)		47,742,831
		TOTAL INVESTMENTS (Cost USD 46,963,138)	91.0%	USD 47,742,831
		CASH AND OTHER ASSETS IN EXCESS OF LIABILITIES	9.0	4,726,806
		NET ASSETS	100.0%	USD 52,469,637

⁽¹⁾ Perpetual security. Maturity date presented represents the next call date.

Fund Level Forward Foreign Currency Exchange Contracts

Buy	Counterparty	Notional Amount	Settlement Date	Sell	Notional Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized Depreciation	Net Unrealized Appreciation/Depreciation
EUR	Royal Bank of Canada	155,103	04/16/2025	USD	(160,272)	USD 1,406	—	USD 1,406
EUR	State Street Bank And Trust Co.	1,343,600	04/16/2025	USD	(1,400,798)	—	(238)	(238)
GBP	Royal Bank of Canada	402,822	04/16/2025	USD	(500,000)	7,158	—	7,158
GBP	Westpac Banking Corporation	2,653,172	04/16/2025	USD	(3,300,000)	40,379	—	40,379
USD	Citibank NA	201,209	04/16/2025	EUR	(193,300)	—	(286)	(286)
USD	Goldman Sachs	136,853	04/16/2025	EUR	(131,088)	208	—	208
USD	Royal Bank of Canada	724,657	04/16/2025	EUR	(700,000)	—	(5,018)	(5,018)
USD	Royal Bank of Canada	145,941	04/16/2025	EUR	(140,118)	—	(117)	(117)
USD	State Street Bank And Trust Co.	31,677,743	04/16/2025	EUR	(30,384,269)	5,391	—	5,391
USD	State Street Bank And Trust Co.	10,992,023	04/16/2025	GBP	(8,796,618)	—	(83,034)	(83,034)
USD	Westpac Banking Corporation	720,470	04/16/2025	EUR	(700,000)	—	(9,205)	(9,205)
					USD 54,542	USD (97,898)	USD (43,356)	

JPY Hedged Class Forward Foreign Currency Exchange Contracts

Buy	Counterparty	Notional Amount	Settlement Date	Sell	Notional Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized Depreciation	Net Unrealized Appreciation/Depreciation
JPY	Goldman Sachs	13,320,945	04/16/2025	USD	(86,805)	USD 2,049	—	USD 2,049
JPY	Goldman Sachs	11,554,779	04/16/2025	USD	(74,686)	2,387	—	2,387
JPY	State Street Bank And Trust Co.	9,588,341	04/16/2025	USD	(63,742)	215	—	215
JPY	UBS AG	2,840,059,162	04/16/2025	USD	(18,178,612)	765,259	—	765,259
JPY	Westpac Banking Corporation	822,387	04/16/2025	USD	(5,327)	158	—	158
JPY	Westpac Banking Corporation	40,000,000	04/16/2025	USD	(258,152)	8,658	—	8,658
JPY	Westpac Banking Corporation	168,493,151	04/16/2025	USD	(1,101,303)	22,586	—	22,586
USD	Citibank NA	74,974	04/16/2025	JPY	(11,300,149)	—	(401)	(401)
USD	Royal Bank of Canada	123,083	04/16/2025	JPY	(19,276,115)	—	(5,493)	(5,493)
USD	State Street Bank And Trust Co.	70,215	04/16/2025	JPY	(10,975,534)	—	(2,995)	(2,995)
USD	State Street Bank And Trust Co.	56,692	04/16/2025	JPY	(8,787,381)	—	(1,922)	(1,922)
USD	Westpac Banking Corporation	494,793	04/16/2025	JPY	(76,046,611)	—	(12,456)	(12,456)
USD	Westpac Banking Corporation	462,327	04/16/2025	JPY	(71,166,901)	—	(12,374)	(12,374)
USD	Westpac Banking Corporation	56,096	04/16/2025	JPY	(8,628,907)	—	(1,461)	(1,461)
USD	Westpac Banking Corporation	63,653	04/16/2025	JPY	(9,730,805)	—	(1,254)	(1,254)
USD	Westpac Banking Corporation	31,532	04/16/2025	JPY	(4,843,557)	—	(775)	(775)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)
February 28, 2025
(Expressed in United States Dollar)

JPY Hedged Class Forward Foreign Currency Exchange Contracts (continued)

Buy	Counterparty	Notional Amount	Settlement Date	Sell	Notional Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
USD	Westpac Banking Corporation	159,580	04/16/2025	JPY	(24,011,296)	USD	— USD	(581)USD
USD	Westpac Banking Corporation	26,767	04/16/2025	JPY	(4,029,420)	—	(110)	(110)
USD	Westpac Banking Corporation	59,019	04/16/2025	JPY	(8,762,627)	570	—	570
USD	Westpac Banking Corporation	95,837	04/16/2025	JPY	(14,253,853)	760	—	760
						USD	802,642 USD	(39,822)USD
								762,820

Currency legend

EUR	Euro
GBP	British Pound
JPY	Japanese Yen
USD	United States Dollar

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
For the Year Ended February 28, 2025

1. ORGANIZATION

NEUB Corporate Hybrid Securities Fund (the "Series Trust") is a series trust of the Nikko AM Offshore Funds, an open-ended unit trust established by a supplemental trust deed dated December 16, 2016 (the "Supplemental Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands. Nikko AM Offshore Funds was established by a master trust deed dated October 15, 2012 (the "Master Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands and is licensed with the Cayman Islands Monetary Authority pursuant to section 4(1)(a) of the Mutual Funds Act (2021 Revision). The Series Trust commenced operations on February 22, 2017.

The Series Trust's assets are managed on a day-to-day basis by Nikko AM Global Cayman Limited (the "Manager"). The Manager delegates investment management duties to Nikko Asset Management Co., Ltd., (the "Investment Manager"). The Investment Manager delegates investment management duties to Neuberger Berman Investment Advisers LLC, (the "Sub-Investment Manager"). The administration of the Series Trust is delegated to Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian" and "Sub-Administrator"), a limited partnership organized under the laws of the State of New York.

The investment objective of the Series Trust is to achieve a mid to long term total return through income and capital appreciation. The Series Trust shall mainly invest in both investment grade and non-investment grade hybrid securities that are issued by non-financial corporate issuers and have been rated by either of Moody's, S&P or Fitch. The highest rating from all three of these agencies shall be applied to each corporate hybrid security and the average rating of the portfolio shall be BBB-/Baa3 or above.

Corporate hybrid debt securities are structured instruments that combine both equity and fixed income characteristics that generally offer a means for issuers to borrow money from investors in return for interest payments. Such corporate issuers may utilize hybrid debt for a variety of reasons, including bolstering their capital levels, lowering their weighted average cost of capital, diversifying their funding sources and managing credit ratings. Though terms and conditions have become increasingly standardized, the specific characteristics of each instrument (such as payment conditions, the ratio of debt and equity-like features, time frames and applicable rates) can vary.

The Series Trust may also invest in fixed and floating rate debt securities, including bonds, issued by governments and government related entities.

Derivative Instruments will be used for efficient portfolio management and/or investment purposes, as well as for hedging.

Under the terms of the Supplemental Trust Deed and the Master Trust Deed, CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the "Trustee" and the "Administrator") is named as Trustee of the Series Trust.

The Manager appointed Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd to act as Agent Company (the "Agent Company") and the Manager appointed Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd to act as Distributor (the "Distributor") of Units in Japan or such other person or institution as may be appointed as distributor of the Series Trust by the Manager from time to time.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust is an investment company that follows the accounting and reporting guidance in FASB Accounting Standards Codification 946.

Use of Estimates

The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires the Series Trust's management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results, including the ultimate amount realized upon the sale of fair valued investments, could differ from those estimates and such differences may be significant.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Basis of Accounting

Security and contractual transactions are recorded on a trade/contract-date basis. Interest income is recorded on an effective yield basis, net of any applicable withholding tax. Interest expense and other expenses are recorded on an accrual basis. Realized gains and losses from security transactions are computed on the basis of the average cost of the securities sold or covered. Changes in the valuation of investments are recorded in the Statement of Operations as unrealized appreciation or depreciation.

Valuation of Investments

Bonds and other debt securities, including restricted securities (other than short-term obligations but including listed issues) are fair valued at their last sale price in the principal market in which such securities are normally traded, on the basis of valuations furnished by a pricing service, use of which has been approved by the Investment Manager, or if no sale has occurred, the bid price on the valuation date as provided by brokers who are market makers in the securities. All debt securities with less than 12 months to maturity date, in principle shall be fair valued using an amortized cost effected by an effective yield accumulated/amortization method to their maturity date with adjustments based on comparison with market prices as required.

In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Series Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are significant and observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are significant and unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based upon the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, would include actively traded equities, certain U.S. government and sovereign obligations, and certain money market securities. The Investment Manager would not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Series Trust held a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include investment-grade debt securities, short-term investments and forward foreign currency exchange contracts. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they would trade infrequently. Level 3 instruments would include asset-backed securities and collateralized mortgage obligations. As observable prices are not available for those securities, the Series Trust would use valuation techniques to derive the fair value.

The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of February 28, 2025. Further classifications of the financial instruments are presented in the Portfolio of Investments.

Assets at Fair Value		Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at February 28, 2025	
Fixed Income Securities	USD	—	USD	47,742,831	USD	—	USD	47,742,831	
Forward Foreign Currency Exchange Contracts		—		857,184		—		857,184	
Total	USD	—	USD	48,600,015	USD	—	USD	48,600,015	

Liabilities at Fair Value		Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at February 28, 2025	
Forward Foreign Currency Exchange Contracts	USD	—	USD	(137,720)	USD	—	USD	(137,720)	
Total	USD	—	USD	(137,720)	USD	—	USD	(137,720)	

During the year ended February 28, 2025, there were no transfers in or out of Level 3. The Series Trust's policy is to determine levelling and assess all transfers as at year end date.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities held in currencies other than United States Dollar ("USD" or the "Functional Currency") are translated to the Functional Currency at the rate of exchange prevailing at the financial statement date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Realized and unrealized gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the Statement of Operations in the period in which they occur.

The Series Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no incomes, withholding, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Series Trust. Capital gains derived by the Series Trust in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Series Trust intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholder may be taxed on their proportionate share of the Series Trust's tax basis income based on their individual circumstances.

The Series Trust follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ("FASB") - Accounting Standards Codification 740), which requires the Manager to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Manager has determined that there is minimal or no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

Forward Foreign Currency Exchange Contracts

The Series Trust may enter into forward foreign currency exchange contracts to hedge against foreign currency exchange rate risks on all or a portion of non-USD denominated investments or for efficient portfolio management purposes. When entering into a forward foreign currency exchange contract, the Series Trust agrees to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Forward Foreign Currency Exchange Contracts (continued)

These contracts are valued daily, and the Series Trust's net equity therein, representing unrealized appreciation/(depreciation) on the contracts as measured by the difference between the forward foreign currency exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date, is included in the Statement of Assets and Liabilities. Realized and unrealized gains and losses are included in the Statement of Operations.

These instruments involve market risk, credit risk, or both kinds of risks, in excess of the amount recognized in the Statement of Assets and Liabilities. Risks arise from the possible inability of counterparties to meet the terms of their contracts and from movement in currency and securities values and interest rates. In addition to the Class level hedging, the Series Trust had net realized gains of USD 2,437,746 on 54 forward foreign currency exchange contracts during the year with an average notional of USD 7,653,250 and an average term to maturity of 71 days. The Series Trust also had net realized losses of USD 3,498,922 on 35 forward foreign currency exchange contracts held at the Class JPY Hedged level during the year with an average notional of USD 6,027,348 and an average term to maturity of 78 days. The average notional of the forward foreign currency exchange contracts held for class level hedging throughout the year is broadly consistent with the NAV of the JPY class at each point in time.

The assets of the Series Trust may be held in one or more currencies, and the Series Trust will, in principle, engage in currency hedging between the currency of denomination of each Class (U.S. Dollar for USD Class and Japanese Yen for JPY Class) and the currency of the investments in the underlying portfolio, provided, however, that such hedging for JPY Class may be performed through the U.S. Dollar.

Cash and Foreign Currency

Cash and foreign currency comprises all currency held with the Custodian, and overnight and other short term placements with other financial institutions.

3. UNITS

The net assets of the Series Trust are divided into JPY Class Units and USD Class Units. The Units are denominated in Japanese Yen and United States Dollar. JPY Class Units and USD Class Units are available to an eligible investor who is any person, corporation or entity which is not (i) a citizen or resident of the U.S., a partnership organized or existing in the U.S., or any corporation, trust or other entity organized under the laws of or existing in the US; (ii) a person or entity resident or domiciled in the Cayman Islands (excluding any object of a charitable trust or power or an exempted or non-resident Cayman Islands company); (iii) unable to subscribe for or hold Units without violating applicable laws, or (iv) a custodian, nominee, or trustee for any person, corporation or entity described in (i) to (iii) above. Both the JPY and USD classes share proportionately in the gains and losses of the Series Trust level investments. In addition, the JPY class receives gains and losses from the FX forwards held at the JPY Class level for hedging purposes. Refer to Note 1 for further details on the Series Trust's currency hedging strategy.

The Manager may determine to issue one or more classes of Units of the Series Trust without prior notice to or written consent of the Unitholder.

All of the net assets attributable to JPY Class Units and USD Class Units are held by one nominee account Unitholder.

	JPY Class		USD Class		Total Series Trust
Balance at February 29, 2024	USD	29,305,192	USD	25,772,179	USD 55,077,371
Subscriptions during the year		1,809,179		12,895,753	14,704,932
Redemptions during the year		(12,025,233)		(5,986,182)	(18,011,415)
Distributions		(826,397)		(1,091,546)	(1,917,943)
Net increase in net assets resulting from operations		409,409		2,207,283	2,616,692
Net Assets at February 28, 2025	USD	18,672,150	USD	33,797,487	USD 52,469,637
Number of Units in issue at February 29, 2024		531,704		2,696,670	3,228,374
Units issued during the year		34,512		1,319,957	1,354,469
Units redeemed during the year		(220,325)		(610,612)	(830,937)
Number of Units in issue at February 28, 2025		345,891		3,406,015	3,751,906
Net Asset Value per Unit at February 28, 2025	USD	53.98	USD	9.92	

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

3. UNITS (continued)

Subscriptions for Units

USD Class Units were first issued at an initial issue price of USD 10.00 per Unit. JPY Class Units were first issued at an initial issue price of JPY 10,000 per Unit. On and after initial closing day, the minimum initial subscription for USD Class Units per subscriber is 10 Units or more, and in multiples of 1 Unit thereafter. The minimum initial subscription for JPY Class Units per subscriber is 1 Unit or more, and in multiples of 1 Units thereafter.

The Manager may waive or change the minimum initial and additional subscription amounts set forth above in its sole discretion from time to time.

Sales Charge

In addition to the subscription price, the applicant shall pay a sales charge calculated at up to 3% (excluding any tax applicable) of the purchase price, to the Distributor.

Unit Redemptions

The Series Trust recognizes redemptions in accordance with the authoritative guidance on distinguishing liabilities from equity. Redemptions, whether expressed as United States Dollar, Japanese Yen or Units, are recognized as liabilities when each of the United States Dollar, Japanese Yen and Unit amounts requested in the redemption notice becomes fixed, which generally may occur either at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal year, depending on the nature of the request. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year end net assets are reflected as redemptions payable at February 28, 2025. As of February 28, 2025, there were no redemptions payable.

Repurchase of Units

Each Unitholder may request a repurchase of Units by the Series Trust unless repurchases have been suspended by the Manager. Units will be repurchased daily at the Net Asset Value per Unit as at the relevant Repurchase Day (each business day, commencing on February 22, 2017, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust also a ("Valuation Day")). There will be no repurchase charge on repurchases of Units held over five years.

Compulsory Redemption

In the event that the Trustee or the Manager shall determine that any Units of any class of a Series Trust are being held by or for the benefit of a person who is not an Eligible Investor for such Series Trust or that such holding would cause the Trust or the Series Trust to be required to register, be subject to tax or violate the laws of any jurisdiction, or if the Trustee or the Manager has reason to doubt the legitimacy of the source of monies used to fund the subscription or purchase of such Units, or for whatever reason (which may not be disclosed by the Trustee or the Manager to Unitholder) that the Trustee or the Manager considers appropriate at its absolute discretion having regard to the interests of the Unitholder of the relevant Class or the Unitholder of the Series Trust as a whole, then the Manager, after consultation with the Trustee, may direct the holder thereof to sell such Units within 10 days and provide to the Trustee and the Manager evidence of such sale, failing which the Manager may redeem such Units.

Termination of the Series Trust

Upon termination, the Manager will realize all the assets of the Series Trust, and after paying out or retaining adequate provision for all liabilities properly payable and retaining provision for the costs of the termination, the Trustee shall distribute the proceeds of that realization to the Unitholder proportionately to their respective interests in the Series Trust as of the date of termination of the Series Trust.

Distributions to Unitholder

The Manager may, in its sole discretion, declare distributions and no guarantee is made that these will take place. Distributions will be declared on each Distribution Record Date and calculated on each Ex-Distribution Date. Distribution Period is a period commencing from the calendar day following the preceding Distribution Record Date and ending on and including the Distribution Record Date. The distributions will be paid on the relevant Distribution Payment Date, provided that such amount (if any) declared with respect to the relevant Class of Units in respect of the applicable Distribution Period shall only be paid out of the Series Trust's net income, realized and unrealized capital gains and any distributable funds of the Series Trust attributable to such Class of Units as determined by the Manager.

The declaration of distributions to Unitholder reduces the Class Level Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Class Level Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Series Trust being reduced. In addition, any distributions during a Distribution Period which are in excess of the Series Trust's net increase in net assets resulting from operations results in a portion of the distribution being return of capital.

The amount of distributions, if any, will be determined by the Manager in its sole discretion, and no representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each or any Distribution Period.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

3. UNITS (continued)

Capitalization

The Net Asset Value per Unit is calculated for each Dealing Day (each Valuation Day, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust), by dividing the difference in value between the Series Trust's assets and liabilities (including accrued fees and expenses of the Series Trust) by the number of Units outstanding.

The Trust Deed stipulates that the number of Units to be issued in the Series Trust shall be unlimited as the Manager shall determine and shall be without par value.

4. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Accounting Standard Codification (ASC) 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The Series Trust transacts forward derivative instruments primarily for hedging purposes with each instrument's primary risk exposure being foreign exchange risk. The forward foreign currency exchange contracts held by the Series Trust do not qualify as hedges for accounting purposes under the requirements of ASC 815. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains/(losses) or net change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives within the Statement of Operations (Note 2).

The Series Trust may enter into an International Swaps and Derivative Association, Inc. Master Agreement ("ISDA Master Agreement") with its counterparties in order to mitigate counterparty risk. The ISDA Master Agreement is typically negotiated by the Series Trust and its counterparties, containing the bi-lateral terms and conditions for all subsequent derivative transactions. The ISDA Master Agreement allows for the netting of all amounts owed to or due from counterparty into a single net payment if a credit event or default should occur.

The Series Trust has elected to not offset fair value receivables and payables for derivative contracts on the face of the Statement of Assets and Liabilities.

At February 28, 2025 the Series Trust had entered into the following derivative assets by counterparty net of amounts available for offset under a Master Netting Agreement ("MNA") and net of any collateral received by the Series Trust:

Counterparty	Derivative Assets Subject to a MNA	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Received	Cash Collateral Received	Net Amount of Derivative Assets ¹
Goldman Sachs	USD 4,644	USD –	USD –	USD –	USD 4,644
Royal Bank of Canada	8,564	(8,564)	–	–	–
State Street Bank And Trust Co.	5,606	(5,606)	–	–	–
UBS AG	765,259	–	–	–	765,259
Westpac Banking Corporation	73,111	(38,216)	–	–	34,895
Total	USD 857,184	USD (52,386)	USD –	USD –	USD 804,798

At February 28, 2025 the Series Trust had entered into the following derivative liabilities by counterparty net of amounts available for offset under a MNA and net of any collateral pledged by the Series Trust:

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to a MNA	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Pledged	Cash Collateral Pledged	Net Amount of Derivative Liabilities ¹
Citibank NA	USD 687	USD –	USD –	USD –	USD 687
Royal Bank of Canada	10,628	(8,564)	–	–	2,064
State Street Bank And Trust Co.	88,189	(5,606)	–	–	82,583
Westpac Banking Corporation	38,216	(38,216)	–	–	–
Total	USD 137,720	USD (52,386)	USD –	USD –	USD 85,334

¹ Net amount equals the net amount receivable/payable from the counterparty in the event of default.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

4. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

At February 28, 2025 the Series Trust had entered into the following derivatives:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Asset Derivatives		Liability Derivatives	
	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD 857,184	Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD (137,720)

The effect of derivative instruments on the Statement of Operations for the year ended February 28, 2025:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Location of Gain or (Loss) on Derivatives	Realized Gain or (Loss) on Derivatives	Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation) on Derivatives
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Net realized losses on forward foreign currency exchange contracts; change in unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD [1,061,176]	USD 1,529,907

5. MANAGEMENT FEES

The Manager receives, out of the assets of the Series Trust, a management fee of a total of 0.65% per annum (0.30% per annum in respect of fee for the Manager and the Investment Manager and 0.35% per annum in respect of fee for the Sub-Investment Manager) of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable monthly in arrears. In addition, the Manager also reimburses, out of the assets of the Series Trust, for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed. During the year ended February 28, 2025, the Manager earned fees of USD 341,004 of which USD 20,093 is still outstanding as of February 28, 2025.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

6. CUSTODIAN AND SUB-ADMINISTRATOR'S FEES

The Custodian and Sub-Administrator receives a custody fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume.

The Custodian and Sub-Administrator receives, out of the assets of the Series Trust, an administration fee (including transfer agent fee) calculated based on the Net Asset Value as at each Valuation Day at the following annual rate:

- 0.08% up to (and including) USD 250 million;
- 0.07% up to (and including) USD 500 million;
- 0.06% over USD 500 million.

In addition to the above NAV based fee, there is a transactional based fee charged, which varies depending on the volume of transactions.

Such administration fee is payable monthly in arrears, and subject to the minimum annual fee of USD 80,000. In addition, the Custodian and Sub-Administrator also receives customary safekeeping fees and transaction charges. All out-of-pocket expenses of the Custodian and Sub-Administrator are borne by the Series Trust. During the year ended February 28, 2025, the Custodian and Sub-Administrator earned fees of USD 161,289 of which USD 23,601 is still outstanding as of February 28, 2025.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

7. TRUSTEE FEES

The Trustee receives, out of the assets of the Series Trust, a combined fee at the rate of 0.015% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable semi-annually in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 15,000. During the year ended February 28, 2025, the Trustee earned fees of USD 14,998, and there was an amount of USD 8,577 still outstanding as of February 28, 2025.

8. AGENT COMPANY'S FEES

The Agent Company receives, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended February 28, 2025, the Agent Company earned fees of USD 26,231 of which USD 11,372 is still outstanding as of February 28, 2025.

9. DISTRIBUTOR'S FEES

The Distributor receives, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.65% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended February 28, 2025, the Distributor earned fees of USD 341,004 of which USD 42,597 is still outstanding as of February 28, 2025.

10. OTHER FEES AND EXPENSES

The Administrator receives USD 1,500 per annum for FATCA / CRS compliance services.

11. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk, and currency risk), credit risk and liquidity risk.

Market Risk

All investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments.

The Series Trust's investment management process is described in Note 1. The primary determinant of the Series Trust's ability to meet its objective of mid to long term capital appreciation while earning income is dependent on the performance of its investments in corporate bonds and notes. The Series Trust's overall market positions are monitored on a daily basis by the Series Trust's Investment Manager.

The value of the Series Trust's investments is affected by a number of factors, including but not limited to, changes in the wider economy, financial and currency markets, foreign currency exchange rates, interest rate movements and credit ratings of debt issuers.

The Series Trust may enter into forward foreign currency exchange contracts which to varying degrees represent a market risk in excess of the amount reflected on the Series Trust's Statement of Assets and Liabilities. The notional amount of the contract represents the extent of the Series Trust's participation in these financial instruments. Market risks associated with such contracts arise due to the possible movements in foreign exchange rates underlying these instruments.

Other market and credit risks include the possibility that there may be an illiquid market for the contracts, that the change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies or that the counterparty to a forward contract defaults on its obligation to perform under the terms of the contract. The Series Trust's exposure to loss due to counterparty non-performance on open forward foreign currency exchange contracts is limited to the unrealized appreciation inherent in such financial instruments which are recognized in the Statement of Assets and Liabilities.

Interest Rate Risk

The Series Trust's exposure to changes in interest rates relates primarily to the Series Trust's investments in debt securities contracts. Interest rate fluctuations may also affect the fair value and pricing of derivative instruments purchased or sold short by the Series Trust. The Investment Manager continuously monitors the Series Trust's exposure to interest rate risk and the Series Trust's overall interest sensitivity on a regular basis.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 28, 2025

11. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Credit Risk

Credit risk represents the potential loss that the Series Trust would incur if the counterparties or issuers of debt securities failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust. For exchange-traded contracts, the exchange acts as the counterparty to specific transactions and, therefore, bears the risk of delivery to and from counterparties of specific positions. The Series Trust's management does not consider that credit risk related to open derivative contracts will have material adverse effect on the financial condition of the Series Trust.

While both the U.S. Bankruptcy Code and the Securities Investor Protection Act of 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Series Trust assets, the Series Trust would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. Because all of the Series Trust's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Series Trust to achieve its investment objective. The Series Trust is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfill its obligations to repay amounts owed.

Liquidity Risk

Investors should be aware that the value of Units might fall as well as rise. Investment in the Series Trust involves a degree of risk, there can be no assurance that the Series Trust's investment objective will be achieved.

The Series Trust is exposed to daily repurchase of its Units but management believes that the Series Trust has sufficient resources to meet the present and foreseeable needs of its business operations and, if necessary, the liquidity to fund repurchases and achieve a market position appropriately reflecting a smaller capital base. This position is monitored continually by management to ensure that the Series Trust has the ability to meet its obligations.

At February 28, 2025, substantially all the investments of the Series Trust were traded in the over-the-counter market.

Currency Risk

The Series Trust holds investments denominated in USD, which is the Series Trust's functional and presentational currency. However, the Series Trust expects to hedge Japanese Yen, the value of the Series Trust's net assets attributable to JPY Class. As a result, the Series Trust will incur gains/losses on its forward foreign currency exchange contracts which are used to hedge the JPY Class net assets to Japanese Yen, and such gains/losses are fully allocated to JPY Class. All such JPY hedging gains/losses have been reflected in the total returns as presented in the Financial Highlights and are included in realized and unrealized gains/losses in the Statement of Operations. Refer to Note 1 for further details on the Series Trust's currency hedging strategy. The Investment Manager monitors the Series Trust's currency exposure on a daily basis.

12. COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Series Trust may enter into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The general indemnifications apply not only to the extent such representations and warranties are untrue but also may cover third parties such as the Series Trust's Administrator, Auditor or Investment Manager for claims related to the services performed for the Series Trust. The Trustee's maximum exposure under any such arrangements is unknown, as exposure only arises to the extent future claims that have not yet occurred are made against the Trustee. However, based on experience, the Trustee expects the risk of loss to be remote.

13. SUBSEQUENT EVENTS

Management performed a subsequent events review up to July 9, 2025, which is the date the financial statements were available to be issued.

Effective March 1, 2025 through July 9, 2025, there were subscriptions of USD 17,269 and there were redemptions of USD 958,953 in respect of Class JPY Units. There were distributions of USD 233,599 in respect of Class JPY Units.

Effective March 1, 2025 through July 9, 2025, there were subscriptions of USD 2,419,704 and there were redemptions of USD 1,087,938 in respect of Class USD Units. There were distributions of USD 421,728 in respect of Class USD Units.

There are no other significant events to report as they relate to the Series Trust.

(2) 【2024年2月29日終了年度】

①【貸借対照表】

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

資産負債計算書

2024年2月29日現在

(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資有価証券一時価（取得価格 54,199,097米ドル）	54,452,255	7,885,231
現金	144,516	20,927
外貨一時価（取得価格 510,364米ドル）	512,686	74,242
受益証券の発行による未収金	99,910	14,468
未収利息	1,017,492	147,343
為替先渡し契約に係る未実現評価益	633,326	91,712
その他の資産	64,331	9,316
資産合計	<u>56,924,516</u>	<u>8,243,239</u>
負債：		
買戻済受益証券に係る未払金	246,741	35,731
為替先渡し契約に係る未実現評価損	1,443,769	209,072
未払販売会社報酬	50,776	7,353
未払管理報酬	23,878	3,458
未払受託会社報酬	21,331	3,089
未払専門家報酬	20,201	2,925
未払代行協会員報酬	12,002	1,738
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	11,394	1,650
その他の未払費用	17,053	2,469
負債合計	<u>1,847,145</u>	<u>267,485</u>
受益者に帰属する純資産	<u>55,077,371</u>	<u>7,975,754</u>
純資産内訳：		
払込済資本	70,443,664	10,200,947
累積純利益および分配金	(15,366,293)	(2,225,193)
受益者に帰属する純資産	<u>55,077,371</u>	<u>7,975,754</u>
受益証券1口当たり純資産価格		
(円クラス 4,386,108,087円 ÷ 発行済受益証券 531,704口)	<u>8,249円</u>	
(米ドルクラス 25,772,179米ドル ÷ 発行済受益証券 2,696,670口)	<u>9.56米ドル</u>	<u>1,384円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1米ドル=144.81円による。

②【損益計算書】

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

運用計算書

2024年2月29日に終了した年度

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
投資収益：		
利息（1,350米ドルの源泉徴収税控除後）	2,220,076	321,489
雑収入	229	33
投資収益合計	<u>2,220,305</u>	<u>321,522</u>
費用：		
販売会社報酬	351,471	50,897
管理報酬	351,471	50,897
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	135,398	19,607
代行協会員報酬	27,036	3,915
専門家報酬	26,824	3,884
受託会社報酬	15,039	2,178
名義書換事務代行報酬	10,025	1,452
その他の費用	21,142	3,062
費用合計	<u>938,406</u>	<u>135,891</u>
純投資収益	<u>1,281,899</u>	<u>185,632</u>
実現利益／（損失）および未実現評価益／（評価損）の変動：		
実現利益／（損失）		
投資有価証券	(1,232,937)	(178,542)
外国為替取引および為替先渡し契約	(6,090,695)	(881,994)
実現純損失	<u>(7,323,632)</u>	<u>(1,060,535)</u>
未実現評価益／（評価損）の変動		
投資有価証券	5,446,561	788,716
外国為替取引および為替先渡し契約	237,105	34,335
未実現評価益の純変動	<u>5,683,666</u>	<u>823,052</u>
実現純損失および未実現評価益の純変動	<u>(1,639,966)</u>	<u>(237,483)</u>
運用による純資産の純減少	<u>(358,067)</u>	<u>(51,852)</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1米ドル＝144.81円による。

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

純資産変動計算書

2024年2月29日に終了した年度

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資収益	1,281,899	185,632
実現純損失	(7,323,632)	(1,060,535)
未実現評価益の純変動	5,683,666	823,052
運用による純資産の純減少	<u>(358,067)</u>	<u>(51,852)</u>
受益者への分配：		
円クラス	(1,240,396)	(179,622)
米ドルクラス	<u>(795,179)</u>	<u>(115,150)</u>
分配金合計	<u>(2,035,575)</u>	<u>(294,772)</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円クラス（58,440口）	3,384,598	490,124
米ドルクラス（1,061,557口）	9,785,058	1,416,974
買戻済受益証券		
円クラス（124,569口）	(6,939,188)	(1,004,864)
米ドルクラス（169,650口）	<u>(1,596,423)</u>	<u>(231,178)</u>
資本取引による純資産の純増加	<u>4,634,045</u>	<u>671,056</u>
純資産の増加額合計	<u>2,240,403</u>	<u>324,433</u>
純資産：		
期首現在	<u>52,836,968</u>	<u>7,651,321</u>
期末現在	<u>55,077,371</u>	<u>7,975,754</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(※) 円貨換算は、1米ドル=144.81円による。

[次へ](#)

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

財務書類に対する注記

2024年2月29日に終了した年度

注1ー組成

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2016年12月16日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2021年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2017年2月22日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、投資顧問業務をニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC（以下「副投資顧問会社」といいます。）に委託しています。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。ファンドは、非金融会社である発行体により発行され、ムーディーズ、S & Pまたはフィッチから格付が付与された投資適格および投資不適格の双方のハイブリッド証券に主として投資するものとします。ポートフォリオの平均格付は、BBBーまたはBaa3以上とします（平均格付の計算にあたっては、各コーポレート・ハイブリッド証券に対する格付のうち、上記格付機関の最も高い格付をもって平均を求めます。）。

コーポレート・ハイブリッド負債証券は、一般に発行体が利息の支払いと引き換えに投資家から金銭を借り入れるための手段を提供する、株式と債券の両方の特徴を兼ね備えた仕組商品です。発行体企業は、自己資本水準の引き上げ、加重平均資本コストの引き下げ、資金調達源の分散化や信用格付の管理をはじめとした様々な理由でハイブリッド証券を利用することがあります。条件の標準化が進んでいますが、各商品に固有の特徴（支払条件、負債比率のような特性、期間、適用利率等）は変更される可能性があります。

ファンドは、政府や政府関係機関が発行する固定金利および変動金利の負債証券（債券を含みます。）にも投資することがあります。

デリバティブ商品は、専ら効率的なポートフォリオ管理および／または投資ならびにヘッジを目的として利用されます。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）に選任し、同社または管理会社がファンドの販売会社として随時選任するその他の者もしくは機関を日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注２－重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日／契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

当該債券およびその他の債務証券は、制限付有価証券を含めて（短期債は除きますが、上場株式等は含みます。）公正価値で評価され、公正価値は、その有価証券が通常取引される主たる市場における最終の売買価格（この価格は、価格決定業者（かかる業者を利用することは、投資顧問会社により承認されています。）の提供した評価額に基づくものです。）または売買がまったく行われなかった場合は、その有価証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供した、評価日における買呼値となります。満期日まで12ヶ月未満となったすべての債務証券は、原則として、満期日までの実効利回り累積／償却法により導かれた償却原価に、市場価格との比較に基づく調整を適宜加えた値を用いて、公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1－同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2－資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3－重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものにに基づきます。しかしながら、何をもって「観測可能」とするか決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性がある検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債、ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資、および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引

されていないポジションおよび／または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および／または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

以下の表は、2024年2月29日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。

資産の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2024年2月29日現在)
債券	—	54,452,255	—	54,452,255
為替先渡し契約	—	633,326	—	633,326
合計	—	55,085,581	—	55,085,581

負債の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2024年2月29日現在)
為替先渡し契約	—	(1,443,769)	—	(1,443,769)
合計	—	(1,443,769)	—	(1,443,769)

2024年2月29日に終了した年度において、レベル3への転入およびレベル3からの転出はありませんでした。ファンドの方針は、レベルを決定し、期末日現在のすべての移転を評価することです。

外貨換算

米ドル（以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。）以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針（FASB制定のASC第740号）に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分（該当する契約に係る未実現評価益／（評価損）を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。）は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期中、為替先渡し契約56件（その平均想定元本は7,572,002米ドル、満期日までの平均残存期間は70日間です。）により1,273,943米ドルの実現純損失がありました。また、ファンドには当期中、円ヘッジ・クラス・レベルで保有される為替先渡し契約30件（その平均想定元本は9,676,215米ドル、満期日までの平均残存期間は84日間です。）により4,736,897米ドルの実現純損失がありました。クラス・レベルのヘッジのために年間を通じて保有される為替先渡し契約の平均想定元本は、各時点における円クラスの純資産価格とおおむね一致しています。

ファンドの資産は、一または複数の通貨により保有される可能性があります。ファンドは、原則として、各クラスの表示通貨（米ドルクラスは米ドル、円クラスは日本円）と投資先ポートフォリオの資産の通貨との間で為替取引を行います。ただし、円クラスのヘッジは、米ドルを通じて行われる可能性があります。

現金および外貨

現金および外貨は、保管会社の保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3－受益証券

ファンドの純資産は、円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。(i)米国の市民もしくは居住者、米国に設立されたもしくは存続するパートナーシップまたは米国の法律に準拠して設立されたもしくは存続する法人、トラストもしくはその他の主体、(ii)ケイマン諸島に居住するもしくは住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、(iii)適用法に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または(iv)上記(i)から(iii)に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者。円クラスおよび米ドルクラスはともに、ファンド・レベルの投資の損益を比例的に共有します。さらに、円クラスは、ヘッジ目的で円クラス・レベルで保有されるFXフォワードから損益を受け取ります。ファンドの為替ヘッジ戦略の詳細については、注1をご参照ください。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の名義人口座の受益者に保有されます。

	(単位：米ドル)		
	円クラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2023年2月28日現在の残高	36,434,785	16,402,183	52,836,968
期中の申込み	3,384,598	9,785,058	13,169,656
期中の買戻し	(6,939,188)	(1,596,423)	(8,535,611)
分配金	(1,240,396)	(795,179)	(2,035,575)
運用による純資産の純（減少）／増加	(2,334,607)	1,976,540	(358,067)
2024年2月29日現在の純資産	29,305,192	25,772,179	55,077,371
2023年2月28日現在の発行済受益証券口数	597,833口	1,804,763口	2,402,596口
期中に発行された受益証券	58,440口	1,061,557口	1,119,997口
期中に買い戻された受益証券	(124,569)口	(169,650)口	(294,219)口
2024年2月29日現在の発行済受益証券口数	531,704口	2,696,670口	3,228,374口
2024年2月29日現在の受益証券1口当たり純資産価格	55.12	9.56	

受益証券の申込み

米ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初発行価格で当初発行されました。円クラス受益証券は、受益証券1口当たり10,000円の当初発行価格で当初発行されました。当初払込日以降の申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について10口以上1口単位です。申込者1人当たりの円クラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

申込手数料

申込者は、申込金額に加えて、申込金額の最大3%（適用ある税金を除きます。）の申込手数料を販売会社に支払わなければなりません。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、米ドル、日本円または受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期末以降に支払われた買戻額は、期末の純資産に基づきますが、2024年2月29日現在に支払われる買戻額として反映されています。2024年2月29日現在において、246,741米ドルの未払買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

受益者による受益証券の買戻し

各受益者は、買戻しが管理会社により中断されていない限り、ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。受益証券は、当該買戻日（2017年2月22日以降の各営業日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日（以下「評価日」ともいいます。））における受益証券1口当たり純資産価格で毎日買い戻されます。5年を超えて保有する受益証券の買戻しについては、買戻し手数料は課されません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えると判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、分配を宣言することができますが、これが行われるという保証はありません。分配は、各分配基準日に宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える分配期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注4ーデリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益／（損失）として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットティングして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2024年2月29日現在、ファンドは、マスター・ネットティング契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位：米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額(1)
Royal Bank of Canada	2,670	(2,670)	—	—	—
State Street Bank And Trust Co.	590,384	(22,196)	—	—	568,188
Westpac Banking Corporation	40,272	(40,272)	—	—	—
合計	633,326	(65,138)	—	—	568,188

2024年2月29日現在、ファンドは、MNAに基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

カウンターパーティ	(単位：米ドル)				
	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額(1)
Goldman Sachs	962	—	—	—	962
Royal Bank of Canada	5,925	(2,670)	—	—	3,255
State Street Bank And Trust Co.	22,196	(22,196)	—	—	—
Westpac Banking Corporation	1,414,686	(40,272)	—	—	1,374,414
合計	1,443,769	(65,138)	—	—	1,378,631

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権／債務純額と同額です。

2024年2月29日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

(単位：米ドル)

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	633,326	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	(1,443,769)

2024年2月29日に終了した年度の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

(単位：米ドル)

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価益の変 動	(6,010,840)	248,010

注5－管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する合計年率0.65%（管理・投資顧問報酬として年率0.30%および副投資顧問報酬として年率0.35%）の管理報酬を毎月後払いにて受領します。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しも受けます。2024年2月29日に終了した年度において、管理会社は351,471米ドル（2024年2月29日現在、23,878米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、副投資顧問会社および投資顧問会社の受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。

注6－保管会社および副管理事務代行会社報酬

保管会社および副管理事務代行会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる保管報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日時点の純資産価格を基に下記の年率で計算される副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領します。

0.08%	2.5億米ドル以下の部分
0.07%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.06%	5億米ドル超の部分

上記の純資産価格を基にした報酬に加えて、取引額に応じて変動する取引ベースの報酬があります。

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を80,000米ドルとし、毎月後払いされます。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料も受領します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費については全額ファンドの負担となります。2024年2月29日に終了した年度において、保管会社および副管理事務代行会社は135,398米ドル（2024年2月29日現在、11,394米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注7－受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各半期に後払いにて受領します。2024年2月29日に終了した年度において、受託会社は15,039米ドル（2024年2月29日現在、21,331米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注8－代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.05%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2024年2月29日に終了した年度において、代行協会員は27,036米ドル（2024年2月29日現在、12,002米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注9－販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.65%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2024年2月29日に終了した年度において、販売会社は351,471米ドル（2024年2月29日現在、50,776米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注10－その他の報酬および経費

ファンドの設立および受益証券の募集ならびにトラストの設立に関連する経費および費用（要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含みます。）は、設立時には約180,000米ドルを見込んでいました。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間内に償却される予定です。管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

注11－財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、社債への投資の結果にかかっています。ファンドのすべての市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因（より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レート、金利の動向ならびに債券発行者の信用格付を含みますが、これらに限られません。）の影響を受けます。

ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する為替先渡し契約を締結することがあります。かかる契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先渡し契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の為替先渡し契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

金利リスク

金利の変動に対するファンドのエクスポージャーは、主に、ファンドによる債券契約への投資に関連します。金利の変動はまた、ファンドが短期で売買したデリバティブ商品の評価額および価格決定にも影響を与えます。投資顧問会社は、継続的に、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーおよびファンドの全体的な金利感応度を定期的に監視します。

多くの金融商品は、主要な国際銀行が無担保の大口資金調達を行う際の提示金利であるロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」といいます。）に基づく変動金利を使用しました。LIBORは、デリバティブ投資に基づくファンドの支払義務、ファンドへの資金調達の費用、またはファンドへの投資の価値もしくはリターンを決定する上で重要な要素となり、また、ファンドの投資実績に影響を与えたその他の方法で使用されました。英国の金融行動監視機構は、LIBORを段階的に廃止しました。多くのLIBORレートは2021年末までに段階的に廃止されましたが、移行を支援するため、広く使用されている一部の米ドルLIBORレートは2023年6月まで引き続き公表されました。ファンドは、支払義務、資金調達条件、ヘッジ戦略または投資価値を決定するために、LIBORに連動する金融商品にさらされました。LIBORからの移行プロセスならびに従前LIBORを含む条件を有していた商品の市場におけるボラティリティと非流動性の増加およびかかる商品に対して設定された新たなヘッジの有効性の低下は、ファンドにとって重大ではありませんでした。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えるとは考えていません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めています。が、ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあるにご留意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。が、経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ボ

ジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

2024年2月29日現在、ファンドの実質的にすべての投資は、店頭取引市場において取引されました。

為替リスク

ファンドは、その機能通貨および表示通貨である米ドル建てで、投資を保有します。しかしながら、ファンドは、円クラスに帰属するファンドの純資産の価値である日本円のヘッジを行う予定です。その結果、ファンドは、円建ての円クラスの純資産のヘッジに使用した為替先渡し契約に関する利益または損失が発生し、かかる利益または損失は、円クラスに全額割り当てられます。かかる日本円のヘッジによる利益または損失の全額は、財務ハイライトに記載のトータル・リターンに反映され、運用計算書の実現および未実現利益／損失に計上されています。ファンドの為替ヘッジ戦略の詳細については、注1をご参照ください。投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注12－契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注13－後発事象

経営陣は、2024年6月7日（財務書類の発表日）までの後発事象のレビューを行いました。

2024年3月1日から2024年6月7日までの期間において、円クラス受益証券について86,577米ドルの申込みがあり、3,180,183米ドルの買戻しがありました。また、円クラス受益証券について246,407米ドルの分配がありました。

2024年3月1日から2024年6月7日までの期間において、米ドルクラス受益証券について3,550,434米ドルの申込みがあり、440,080米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について254,065米ドルの分配がありました。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
February 29, 2024
(Expressed in United States Dollar, unless otherwise indicated)

Assets:		
Investments in securities, at value (cost of USD 54,199,097)	USD	54,452,255
Cash		144,516
Foreign currency, at value (cost of USD 510,364)		512,686
Receivable for Units issued		99,910
Interest receivable		1,017,492
Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts		633,326
Other assets		64,331
Total assets		56,924,516
Liabilities:		
Payable for Units redeemed		246,741
Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts		1,443,769
Accrued distributor's fees		50,776
Accrued management fees		23,878
Accrued trustee fees		21,331
Accrued professional fees		20,201
Accrued agent company's fees		12,002
Accrued custodian and sub-administrator's fees		11,394
Accrued other expenses		17,053
Total liabilities		1,847,145
Net Assets Attributable to Unitholder	USD	55,077,371
Analysis of Net Assets:		
Paid in capital	USD	70,443,664
Cumulative net earnings and distributions		(15,366,293)
Net Assets Attributable to Unitholder	USD	55,077,371
Net Asset Value per Unit		
(JPY Class JPY 4,386,108,087 ÷ 531,704 Units outstanding)	JPY	8,249
(USD Class USD 25,772,179 ÷ 2,696,670 Units outstanding)	USD	9.56

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF OPERATIONS
For the Year Ended February 29, 2024
(Expressed in United States Dollar)

Investment Income:		
Interest (net of withholding taxes of USD 1,350)	USD	2,220,076
Miscellaneous Income		229
Total Investment Income		<u>2,220,305</u>
Expenses:		
Distributor's fees		351,471
Management fees		351,471
Custodian and sub-administrator's fees		135,398
Agent company's fees		27,036
Professional fees		26,824
Trustee fees		15,039
Transfer agent fees		10,025
Other expenses		21,142
Total Expenses		<u>938,406</u>
Net Investment Income		<u>1,281,899</u>
Realized gains/(losses) and change in unrealized appreciation/(depreciation):		
Realized gains/(losses)		
Investments in securities		(1,232,937)
Foreign currency transactions and forward foreign currency exchange contracts		(5,090,695)
Net realized losses		<u>(7,323,632)</u>
Change in unrealized appreciation/(depreciation)		
Investments in securities		5,446,561
Foreign currency translations and forward foreign currency exchange contracts		237,105
Net change in unrealized appreciation		<u>5,683,666</u>
Net realized and change in unrealized losses and appreciation		<u>(1,639,966)</u>
Net decrease in net assets resulting from operations	USD	<u>(358,067)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
For the Year Ended February 29, 2024
(Expressed in United States Dollar)

Increase (Decrease) In Net Assets from:

Operations:

Net investment income	USD	1,281,899
Net realized losses		(7,323,632)
Net change in unrealized appreciation		5,683,666
Net decrease in net assets resulting from operations		(358,067)

Distributions to Unitholder:

JPY Class		(1,240,396)
USD Class		(795,179)
Total Distributions		(2,035,575)

Capital Transactions:

Units issued		
JPY Class (58,440 Units)		3,384,598
USD Class (1,061,557 Units)		9,785,058
Units redeemed		
JPY Class (124,569 Units)		(5,939,188)
USD Class (169,650 Units)		(1,596,423)
Net increase in net assets resulting from capital transactions		4,634,045

Total Increase in Net Assets		2,240,403
-------------------------------------	--	------------------

Net Assets:

Beginning of year		52,836,968
End of year	USD	55,077,371

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
For the Year Ended February 29, 2024

1. ORGANIZATION

NEUB Corporate Hybrid Securities Fund (the "Series Trust") is a series trust of the Nikko AM Offshore Funds, an open-ended unit trust established by a supplemental trust deed dated December 16, 2016 (the "Supplemental Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands. Nikko AM Offshore Funds was established by a master trust deed dated October 15, 2012 (the "Master Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands and is licensed with the Cayman Islands Monetary Authority pursuant to section 4(1)(a) of the Mutual Funds Act (2021 Revision). The Series Trust commenced operations on February 22, 2017.

The Series Trust's assets are managed on a day-to-day basis by Nikko AM Global Cayman Limited (the "Manager"). The Manager delegates investment management duties to Nikko Asset Management Co., Ltd., (the "Investment Manager"). The Investment Manager delegates investment management duties to Neuberger Berman Investment Advisers LLC, (the "Sub-Investment Manager"). The administration of the Series Trust is delegated to Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian" and "Sub-Administrator"), a limited partnership organized under the laws of the State of New York.

The investment objective of the Series Trust is to achieve a mid to long term total return through income and capital appreciation. The Series Trust shall mainly invest in both investment grade and non-investment grade hybrid securities that are issued by non-financial corporate issuers and have been rated by either of Moody's, S&P or Fitch. The highest rating from all three of these agencies shall be applied to each corporate hybrid security and the average rating of the portfolio shall be BBB-/Baa3 or above.

Corporate hybrid debt securities are structured instruments that combine both equity and fixed income characteristics that generally offer a means for issuers to borrow money from investors in return for interest payments. Such corporate issuers may utilize hybrid debt for a variety of reasons, including bolstering their capital levels, lowering their weighted average cost of capital, diversifying their funding sources and managing credit ratings. Though terms and conditions have become increasingly standardized, the specific characteristics of each instrument (such as payment conditions, the ratio of debt and equity-like features, time frames and applicable rates) can vary.

The Series Trust may also invest in fixed and floating rate debt securities, including bonds, issued by governments and government related entities.

Derivative Instruments will be used for efficient portfolio management and/or investment purposes, as well as for hedging.

Under the terms of the Supplemental Trust Deed and the Master Trust Deed, FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee" and the "Administrator") is named as Trustee of the Series Trust.

The Manager appointed Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd to act as Agent Company (the "Agent Company") and the Manager appointed Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd to act as Distributor (the "Distributor") of Units in Japan or such other person or institution as may be appointed as distributor of the Series Trust by the Manager from time to time.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust is an investment company that follows the accounting and reporting guidance in FASB Accounting Standards Codification 946.

Use of Estimates

The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires the Series Trust's management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results, including the ultimate amount realized upon the sale of fair valued investments, could differ from those estimates and such differences may be significant.

Basis of Accounting

Security and contractual transactions are recorded on a trade/contract-date basis. Interest income is recorded on an effective yield basis, net of any applicable withholding tax. Interest expense and other expenses are recorded on an accrual basis. Realized gains and losses from security transactions are computed on the basis of the average cost of the securities sold or covered. Changes in the valuation of investments are recorded in the Statement of Operations as unrealized appreciation or depreciation.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments

Bonds and other debt securities, including restricted securities (other than short-term obligations but including listed issues) are fair valued at their last sale price in the principal market in which such securities are normally traded, on the basis of valuations furnished by a pricing service, use of which has been approved by the Investment Manager, or if no sale has occurred, the bid price on the valuation date as provided by brokers who are market makers in the securities. All debt securities with less than 12 months to maturity date, in principle shall be fair valued using an amortized cost effected by an effective yield accumulated/amortization method to their maturity date with adjustments based on comparison with market prices as required.

In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Series Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are significant and observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are significant and unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based upon the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, would include actively traded equities, certain U.S. government and sovereign obligations, and certain money market securities. The Investment Manager would not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Series Trust held a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include investment-grade debt securities, short-term investments and forward foreign currency exchange contracts. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they would trade infrequently. Level 3 instruments would include asset-backed securities and collateralized mortgage obligations. As observable prices are not available for those securities, the Series Trust would use valuation techniques to derive the fair value.

The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of February 29, 2024. Further classifications of the financial instruments are presented in the Portfolio of Investments.

Assets at Fair Value	Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at February 29, 2024	
Fixed Income Securities	USD	–	USD	54,452,255	USD	–	USD	54,452,255
Forward Foreign Currency Exchange Contracts		–		633,326				633,326
Total	USD	–	USD	55,085,581	USD	–	USD	55,085,581

Liabilities at Fair Value	Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at February 29, 2024	
Forward Foreign Currency Exchange Contracts	USD	–	USD	(1,443,769)	USD	–	USD	(1,443,769)
Total	USD	–	USD	(1,443,769)	USD	–	USD	(1,443,769)

During the year ended February 29, 2024, there were no transfers in or out of Level 3. The Series Trust's policy is to determine levelling and assess all transfers as at a year end date.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities held in currencies other than United States Dollar ("USD" or the "Functional Currency") are translated to the Functional Currency at the rate of exchange prevailing at the financial statement date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Realized and unrealized gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the Statement of Operations in the period in which they occur.

The Series Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no incomes, withholding, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Series Trust. Capital gains derived by the Series Trust in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Series Trust intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholder may be taxed on their proportionate share of the Series Trust's tax basis income based on their individual circumstances.

The Series Trust follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ("FASB") - Accounting Standards Codification 740), which requires the Manager to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Manager has determined that there is minimal or no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

Forward Foreign Currency Exchange Contracts

The Series Trust may enter into forward foreign currency exchange contracts to hedge against foreign currency exchange rate risks on all or a portion of non-USD denominated investments or for efficient portfolio management purposes. When entering into a forward foreign currency exchange contract, the Series Trust agrees to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date. These contracts are valued daily, and the Series Trust's net equity therein, representing unrealized appreciation/(depreciation) on the contracts as measured by the difference between the forward foreign currency exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date, is included in the Statement of Assets and Liabilities. Realized and unrealized gains and losses are included in the Statement of Operations.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Forward Foreign Currency Exchange Contracts (continued)

These Instruments involve market risk, credit risk, or both kinds of risks, in excess of the amount recognized in the Statement of Assets and Liabilities. Risks arise from the possible inability of counterparties to meet the terms of their contracts and from movement in currency and securities values and interest rates. In addition to the Class level hedging, the Series Trust had net realized losses of USD 1,273,943 on 56 forward foreign currency exchange contracts during the year with an average notional of USD 7,572,002 and an average term to maturity of 70 days. The Series Trust also had net realized losses of USD 4,736,897 on 30 forward foreign currency exchange contracts held at the Class JPY Hedged level during the year with an average notional of USD 9,676,215 and an average term to maturity of 84 days. The average notional of the forward foreign currency exchange contracts held for class level hedging throughout the year is broadly consistent with the NAV of the JPY class at each point in time.

The assets of the Series Trust may be held in one or more currencies, and the Series Trust will, in principle, engage in currency hedging between the currency of denomination of each Class (U.S. Dollar for USD Class and Japanese Yen for JPY Class) and the currency of the investments in the underlying portfolio, provided, however, that such hedging for JPY Class may be performed through the U.S. Dollar.

Cash and Foreign Currency

Cash and foreign currency comprises all currency held with the Custodian, and overnight and other short term placements with other financial institutions.

3. UNITS

The net assets of the Series Trust are divided into JPY Class Units and USD Class Units. The Units are denominated in Japanese Yen and United States Dollar. JPY Class Units and USD Class Units are available to an eligible investor who is any person, corporation or entity which is not (i) a citizen or resident of the U.S., a partnership organized or existing in the U.S., or any corporation, trust or other entity organized under the laws of or existing in the US; (ii) a person or entity resident or domiciled in the Cayman Islands (excluding any object of a charitable trust or power or an exempted or non-resident Cayman Islands company); (iii) unable to subscribe for or hold Units without violating applicable laws, or (iv) a custodian, nominee, or trustee for any person, corporation or entity described in (i) to (iii) above. Both the JPY and USD classes share proportionately in the gains and losses of the Series Trust level investments. In addition, the JPY class receives gains and losses from the FX forwards held at the JPY Class level for hedging purposes. Refer to Note 1 for further details on the Series Trust's currency hedging strategy.

The Manager may determine to issue one or more classes of Units of the Series Trust without prior notice to or written consent of the Unitholder.

All of the net assets attributable to JPY Class Units and USD Class Units are held by one nominee account Unitholder.

	JPY Class		USD Class		Total Series Trust	
Balance at February 28, 2023	USD	36,434,785	USD	16,402,183	USD	52,836,968
Subscriptions during the year		3,384,598		9,785,058		13,169,656
Redemptions during the year		(6,939,188)		(1,596,423)		(8,535,611)
Distributions		(1,240,396)		(795,179)		(2,035,575)
Net (decrease)/increase in net assets resulting from operations		(2,334,607)		1,976,540		(358,067)
Net Assets at February 29, 2024	USD	29,305,192	USD	25,772,179	USD	55,077,371
Number of Units in Issue at February 28, 2023		597,833		1,804,763		2,402,596
Units issued during the year		58,440		1,061,557		1,119,997
Units redeemed during the year		(124,569)		(169,650)		(294,219)
Number of Units in Issue at February 29, 2024		531,704		2,696,670		3,228,374
Net Asset Value per Unit at February 29, 2024	USD	55.12	USD	9.56		

Subscriptions for Units

USD Class Units were first issued at an initial issue price of USD 10.00 per Unit. JPY Class Units were first issued at an initial issue price of JPY 10,000 per Unit. On and after initial closing day, the minimum initial subscription for USD Class Units per subscriber is 10 Units or more, and in multiples of 1 Unit thereafter. The minimum initial subscription for JPY Class Units per subscriber is 1 Unit or more, and in multiples of 1 Units thereafter.

The Manager may waive or change the minimum initial and additional subscription amounts set forth above in its sole discretion from time to time.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

3. UNITS (continued)

Sales Charge

In addition to the subscription price, the applicant shall pay a sales charge calculated at up to 3% (excluding any tax applicable) of the purchase price, to the Distributor.

Unit Redemptions

The Series Trust recognizes redemptions in accordance with the authoritative guidance on distinguishing liabilities from equity. Redemptions, whether expressed as United States Dollar, Japanese Yen or Units, are recognized as liabilities when each of the United States Dollar, Japanese Yen and Unit amounts requested in the redemption notice becomes fixed, which generally may occur either at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal year, depending on the nature of the request. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year end net assets are reflected as redemptions payable at February 29, 2024. There were USD 246,741 of redemptions payable as at February 29, 2024, included as Payable for Units redeemed in the Statement of Assets and Liabilities.

Repurchase of Units

Each Unitholder may request a repurchase of Units by the Series Trust unless repurchases have been suspended by the Manager. Units will be repurchased daily at the Net Asset Value per Unit as at the relevant Repurchase Day (each business day, commencing on February 22, 2017, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust also a ("Valuation Day")). There will be no repurchase charge on repurchases of Units held over five years.

Compulsory Redemption

In the event that the Trustee or the Manager shall determine that any Units of any class of a Series Trust are being held by or for the benefit of a person who is not an Eligible Investor for such Series Trust or that such holding would cause the Trust or the Series Trust to be required to register, be subject to tax or violate the laws of any jurisdiction, or if the Trustee or the Manager has reason to doubt the legitimacy of the source of monies used to fund the subscription or purchase of such Units, or for whatever reason (which may not be disclosed by the Trustee or the Manager to Unitholder) that the Trustee or the Manager considers appropriate at its absolute discretion having regard to the interests of the Unitholder of the relevant Class or the Unitholder of the Series Trust as a whole, then the Manager, after consultation with the Trustee, may direct the holder thereof to sell such Units within 10 days and provide to the Trustee and the Manager evidence of such sale, failing which the Manager may redeem such Units.

Termination of the Series Trust

Upon termination, the Manager will realize all the assets of the Series Trust, and after paying out or retaining adequate provision for all liabilities properly payable and retaining provision for the costs of the termination, the Trustee shall distribute the proceeds of that realization to the Unitholder proportionately to their respective Interests in the Series Trust as of the date of termination of the Series Trust.

Distributions to Unitholder

The Manager may, in its sole discretion, declare distributions and no guarantee is made that these will take place. Distributions will be declared on each Distribution Record Date and calculated on each Ex-Distribution Date. Distribution Period is a period commencing from the calendar day following the preceding Distribution Record Date and ending on and including the Distribution Record Date. The distributions will be paid on the relevant Distribution Payment Date, provided that such amount (if any) declared with respect to the relevant Class of Units in respect of the applicable Distribution Period shall only be paid out of the Series Trust's net income, realized and unrealized capital gains and any distributable funds of the Series Trust attributable to such Class of Units as determined by the Manager.

The declaration of distributions to Unitholder reduces the Class Level Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Class Level Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Series Trust being reduced. In addition, any distributions during a Distribution Period which are in excess of the Series Trust's net increase in net assets resulting from operations results in a portion of the distribution being return of capital.

The amount of distributions, if any, will be determined by the Manager in its sole discretion, and no representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each or any Distribution Period.

Capitalization

The Net Asset Value per Unit is calculated for each Dealing Day (each Valuation Day, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust), by dividing the difference in value between the Series Trust's assets and liabilities (including accrued fees and expenses of the Series Trust) by the number of Units outstanding.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

3. UNITS (continued)

Capitalization (continued)

The Trust Deed stipulates that the number of Units to be issued in the Series Trust shall be unlimited as the Manager shall determine and shall be without par value.

4. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Accounting Standard Codification (ASC) 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The Series Trust transacts forward derivative instruments primarily for hedging purposes with each instrument's primary risk exposure being foreign exchange risk. The forward foreign currency exchange contracts held by the Series Trust do not qualify as hedges for accounting purposes under the requirements of ASC 815. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains/(losses) or net change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives within the Statement of Operations (Note 2).

The Series Trust may enter into an International Swaps and Derivative Association, Inc. Master Agreement ("ISDA Master Agreement") with its counterparties in order to mitigate counterparty risk. The ISDA Master Agreement is typically negotiated by the Series Trust and its counterparties, containing the bi-lateral terms and conditions for all subsequent derivative transactions. The ISDA Master Agreement allows for the netting of all amounts owed to or due from counterparty into a single net payment if a credit event or default should occur.

The Series Trust has elected to not offset fair value receivables and payables for derivative contracts on the face of the Statement of Assets and Liabilities.

At February 29, 2024 the Series Trust had entered into the following derivative assets by counterparty net of amounts available for offset under a Master Netting Agreement ("MNA") and net of any collateral received by the Series Trust:

Counterparty	Derivative Assets Subject to a MNA	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Received	Cash Collateral Received	Net Amount of Derivative Assets ¹
Royal Bank of Canada	USD 2,670	USD (2,670)	USD -	USD -	USD -
State Street Bank And Trust Co.	590,384	(22,196)	-	-	568,188
Westpac Banking Corporation	40,272	(40,272)	-	-	-
Total	USD 633,326	USD (65,138)	USD -	USD -	USD 568,188

At February 29, 2024 the Series Trust had entered into the following derivative liabilities by counterparty net of amounts available for offset under a MNA and net of any collateral pledged by the Series Trust:

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to a MNA	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Pledged	Cash Collateral Pledged	Net Amount of Derivative Liabilities ¹
Goldman Sachs	USD 962	USD -	USD -	USD -	USD 962
Royal Bank of Canada	5,925	(2,670)	-	-	3,255
State Street Bank And Trust Co.	22,196	(22,196)	-	-	-
Westpac Banking Corporation	1,414,686	(40,272)	-	-	1,374,414
Total	USD 1,443,769	USD (65,138)	USD -	USD -	USD 1,378,631

¹ Net amount equals the net amount receivable/payable from the counterparty in the event of default.

At February 29, 2024 the Series Trust had entered into the following derivatives:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Asset Derivatives		Liability Derivatives	
	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD 633,326	Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD (1,443,769)

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

4. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The effect of derivative instruments on the Statement of Operations for the year ended February 29, 2024:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Location of Gain or (Loss) on Derivatives	Realized Gain or (Loss) on Derivatives	Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation) on Derivatives
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Net realized losses on forward foreign currency exchange contracts; change in unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD (6,010,840)	USD 248,010

5. MANAGEMENT FEES

The Manager receives, out of the assets of the Series Trust, a management fee of a total of 0.65% per annum (0.30% per annum in respect of fee for the Manager and the Investment Manager and 0.35% per annum in respect of fee for the Sub-Investment Manager) of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable monthly in arrears. In addition, the Manager also reimburses, out of the assets of the Series Trust, for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed. During the year ended February 29, 2024, the Manager earned fees of USD 351,471 of which USD 23,878 is still outstanding as of February 29, 2024.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

6. CUSTODIAN AND SUB-ADMINISTRATOR'S FEES

The Custodian and Sub-Administrator receives a custody fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume.

The Custodian and Sub-Administrator receives, out of the assets of the Series Trust, an administration fee (including transfer agent fee) calculated based on the Net Asset Value as at each Valuation Day at the following annual rate:

- 0.08% up to (and including) USD 250 million;
- 0.07% up to (and including) USD 500 million;
- 0.06% over USD 500 million.

In addition to the above NAV based fee, there is a transactional based fee charged, which varies depending on the volume of transactions.

Such administration fee is payable monthly in arrears, and subject to the minimum annual fee of USD 80,000. In addition, the Custodian and Sub-Administrator also receives customary safekeeping fees and transaction charges. All out-of-pocket expenses of the Custodian and Sub-Administrator are borne by the Series Trust. During the year ended February 29, 2024, the Custodian and Sub-Administrator earned fees of USD 135,398, of which USD 11,394 is still outstanding as of February 29, 2024.

7. TRUSTEE FEES

The Trustee receives, out of the assets of the Series Trust, a combined fee at the rate of 0.015% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable semi-annually in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 15,000. During the year ended February 29, 2024, the Trustee earned fees of USD 15,039, and there was an amount of USD 21,331 still outstanding as of February 29, 2024.

8. AGENT COMPANY'S FEES

The Agent Company receives, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended February 29, 2024, the Agent Company earned fees of USD 27,036, of which USD 12,002 is still outstanding as of February 29, 2024.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

9. DISTRIBUTOR'S FEES

The Distributor receives, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.65% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended February 29, 2024, the Distributor earned fees of USD 351,471, of which USD 50,776 is still outstanding as of February 29, 2024.

10. OTHER FEES AND EXPENSES

The costs and expenses in connection with the establishment of the Series Trust and the offering of the Units, together with the establishment of the Trust, including the costs and expenses of preparing and printing any prospectus or explanatory brochures required, were estimated at launch to amount to approximately USD 180,000. Such costs and expenses will be amortised within the first five (5) financial years of the Series Trust unless the Trustee decides that some other method shall be applied. The Administrator receives USD 1,500 per annum for FATCA / CRS compliance services.

11. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk, and currency risk), credit risk and liquidity risk.

Market Risk

All investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments.

The Series Trust's investment management process is described in Note 1. The primary determinant of the Series Trust's ability to meet its objective of mid to long term capital appreciation while earning income is dependent on the performance of its investments in corporate bonds and notes. The Series Trust's overall market positions are monitored on a daily basis by the Series Trust's Investment Manager.

The value of the Series Trust's investments is affected by a number of factors, including but not limited to, changes in the wider economy, financial and currency markets, foreign currency exchange rates, interest rate movements and credit ratings of debt issuers.

The Series Trust may enter into forward foreign currency exchange contracts which to varying degrees represent a market risk in excess of the amount reflected on the Series Trust's Statement of Assets and Liabilities. The notional amount of the contract represents the extent of the Series Trust's participation in these financial instruments. Market risks associated with such contracts arise due to the possible movements in foreign exchange rates underlying these instruments.

Other market and credit risks include the possibility that there may be an illiquid market for the contracts, that the change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies or that the counterparty to a forward contract defaults on its obligation to perform under the terms of the contract. The Series Trust's exposure to loss due to counterparty non-performance on open forward foreign currency exchange contracts is limited to the unrealized appreciation inherent in such financial instruments which are recognized in the Statement of Assets and Liabilities.

Interest Rate Risk

The Series Trust's exposure to changes in interest rates relates primarily to the Series Trust's investments in debt securities contracts. Interest rate fluctuations may also affect the fair value and pricing of derivative instruments purchased or sold short by the Series Trust. The Investment Manager continuously monitors the Series Trust's exposure to interest rate risk and the Series Trust's overall interest sensitivity on a regular basis.

Many financial instruments used a floating rate based on the London Interbank Offered Rate ("LIBOR"), the offered rate at which major international banks can obtain wholesale, unsecured funding. LIBOR was a significant factor in determining the Series Trust's payment obligations under a derivative investment, the cost of financing to the Series Trust or an investment's value or return to the Series Trust, and was used in other ways that affected the Series Trust's investment performance. The United Kingdom's Financial Conduct Authority phased out of LIBOR. Although many LIBOR rates were phased out by the end of 2021, a selection of widely used USD LIBOR rates continued to be published through June 2023 in order to assist with the transition. The Series Trust was exposed to financial instruments tied to LIBOR to determine payment obligations, financing terms, hedging strategies or investment value. The transition process away from LIBOR and any increased volatility and illiquidity in markets for, and reduced effectiveness of new hedges placed against, instruments whose terms previously included LIBOR were not material to the Series Trust.

NEUB CORPORATE HYBRID SECURITIES FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended February 29, 2024

11. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Credit Risk

Credit risk represents the potential loss that the Series Trust would incur if the counterparties or issuers of debt securities failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust. For exchange-traded contracts, the exchange acts as the counterparty to specific transactions and, therefore, bears the risk of delivery to and from counterparties of specific positions. The Series Trust's management does not consider that credit risk related to open derivative contracts will have material adverse effect on the financial condition of the Series Trust.

While both the U.S. Bankruptcy Code and the Securities Investor Protection Act of 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Series Trust assets, the Series Trust would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. Because all of the Series Trust's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Series Trust to achieve its investment objective. The Series Trust is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfill its obligations to repay amounts owed.

Liquidity Risk

Investors should be aware that the value of Units might fall as well as rise. Investment in the Series Trust involves a degree of risk, there can be no assurance that the Series Trust's investment objective will be achieved.

The Series Trust is exposed to daily repurchase of its Units but management believes that the Series Trust has sufficient resources to meet the present and foreseeable needs of its business operations and, if necessary, the liquidity to fund repurchases and achieve a market position appropriately reflecting a smaller capital base. This position is monitored continually by management to ensure that the Series Trust has the ability to meet its obligations.

At February 29, 2024, substantially all the Investments of the Series Trust were traded in the over-the-counter market.

Currency Risk

The Series Trust holds investments denominated in USD, which is the Series Trust's functional and presentational currency. However, the Series Trust expects to hedge Japanese Yen, the value of the Series Trust's net assets attributable to JPY Class. As a result, the Series Trust will incur gains/losses on its forward foreign currency exchange contracts which are used to hedge the JPY Class net assets to Japanese Yen, and such gains/losses are fully allocated to JPY Class. All such JPY hedging gains/losses have been reflected in the total returns as presented in the Financial Highlights and are included in realized and unrealized gains/losses in the Statement of Operations. Refer to Note 1 for further details on the Series Trust's currency hedging strategy. The Investment Manager monitors the Series Trust's currency exposure on a daily basis.

12. COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Series Trust may enter into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The general indemnifications apply not only to the extent such representations and warranties are untrue but also may cover third parties such as the Series Trust's Administrator, Auditor or Investment Manager for claims related to the services performed for the Series Trust. The Trustee's maximum exposure under any such arrangements is unknown, as exposure only arises to the extent future claims that have not yet occurred are made against the Trustee. However, based on experience, the Trustee expects the risk of loss to be remote.

13. SUBSEQUENT EVENTS

Management performed a subsequent events review up to June 7, 2024, which is the date the financial statements were available to be issued.

Effective March 1, 2024 through June 7, 2024, there were subscriptions of USD 86,577 and there were redemptions of USD 3,180,183 in respect of Class JPY Units. There were distributions of USD 246,407 in respect of Class JPY Units.

Effective March 1, 2024 through June 7, 2024, there were subscriptions of USD 3,550,434 and there were redemptions of USD 440,080 in respect of Class USD Units. There were distributions of USD 254,065 in respect of Class USD Units.

There are no other significant events to report as they relate to the Series Trust.

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2025年６月末日現在)

I 資産総額	101,329,115.97米ドル	14,673,469,284円
II 負債総額	47,334,681.42米ドル	6,854,535,216円
III 純資産総額（I－II）	53,994,434.55米ドル	7,818,934,067円
IV 発行済口数	米ドルクラス受益証券：3,580,535口	
	円クラス受益証券：329,007口	
V １口当たりの純資産価格（III／IV）	米ドルクラス受益証券：9.96米ドル	1,442円
	円クラス受益証券：8,051円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）

取扱場所 アメリカ合衆国、MA 02110、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア 50
（50 Post Office Square Boston, MA 02110, U.S.A.）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、マスター信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価格総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においては当該ファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、集会を招集する通知に定められる日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとします。各集会の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社により、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合には当該ファンドの受益者に対して、集会の15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、通知に記載される当該集会日の21暦日以上前であるものとします。受益者への通知の不注意による欠落または受益者の不受理があっても、集会における議事進行を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられるものとします。定足数の要件は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合は当該1名を定足数とします。集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採決されるものとし、受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価格総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者、ファンド決議の提議においては当該ファンドの発行済受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。受益者決議に関する純資産価格の計算は、集会の直前の関連する評価日の評価時点現在にて行われるものとします。投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、自らが保有する受益証券を、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承諾する様式による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、その時点で効力を有する関係法域または適用法域の法律規定、政府等の要求もしくは規則、または受託会社の方針もしくは受託会社により別途要求される事項を遵守するために、受託会社またはその適法に授權された代理人により要求される情報を提供するものとします。さらに、譲受人は、受託会社に対し、(a)受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が自己勘定による投資目的に限り受益証券を取得すること、および(c)受託会社または管理会社がその裁量により要求するその他の事項に関することを書面にて表明しなければなりません。

譲渡証書はいずれも、受託会社または管理会社により、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が署名することを要求されることがあります。譲渡人は、その譲渡が登録され、譲受人の氏名がその受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益証券に関する受益者であるものとみなされ、また、その譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書の原本および上記記載の情報が受託会社によって受領されるまで、譲渡の登録は行われません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2025年6月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約6,951万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（144.81円）の普通株式480,000株です。管理会社の授權株式資本金は、1株1米ドル（144.81円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億4,481万円）です。

管理会社は、2003年9月26日付で、普通株式30,000株をもって設立され、2007年7月30日付で普通株式450,000株が追加発行されました。

(2) 会社の機構

取締役会は、1名以上の者（代理取締役を除きます。）から構成されます。ただし、管理会社が通常決議により取締役数の上限を増減する場合は、この限りではありません。

管理会社は、通常決議により、いかなる者も取締役に任命でき、または通常決議により、いかなる取締役も解任できます。

ケイマン諸島の会社法（改正済）、基本定款および定款の規定ならびに特別決議により為された指示に従って、管理会社の事業は、管理会社のすべての権限を行使することのできる取締役がこれを運営します。定足数が出席している正当に招集された取締役会は、取締役が行使可能なすべての権限を行使することができます。

取締役会による議題の審議の定足数は、取締役会がこれを定めることができ、かかる定めのない場合、2名以上の取締役が存在する場合は2名とし、取締役が1名のみしか存在しない場合は1名とします。

定款の規定に従って、取締役は、適当と考える手続を規定することができます。取締役会において生じた議題は、過半数で決定されます。議決が可否同数となった場合、議長は、二度目の議決を行うかまたは決定議決権を行使するものとします。代理取締役でもある取締役は、任命者が欠席の場合、自己の議決権に加え、任命者を代理して別個の議決権を行使することができます。

取締役会に出席している全員が同時に互いに意思疎通できる会議電話またはその他の通信機器により、取締役会または取締役会の委員会に参加できます。

取締役全員もしくは取締役全員（任命者を代理して当該決議に署名する権利を有する代理取締役）により署名された（一つまたは複数の副本の形の）書面による決議は、正当に招集され、開催された取締役会または（場合により）取締役の委員会で可決された場合と同様に有効であり、効力を有します。

取締役もしくは代理取締役は、または取締役もしくは代理取締役の要求による管理会社の他の役員は、取締役全員（もしくは代理取締役）が、当該取締役会の開催時においてまたはその前後を問わず、当該通知を放棄しない限り、取締役全員および代理取締役に対する少なくとも2日以上前の書面による通知（かかる通知には審議予定の議事の一般的事項が記載されます。）により、取締役会を招集するものとします。

取締役会は、取締役会の議長1名を選任し、同人の任期を決定することができます。

代理取締役以外の取締役は、取締役会に、自身が書面により任命する代理人を代理することができます。この場合、代理人は定足数に数えられ、代理人の議決権は、すべてにおいて、任命取締役の議決権であるものとみなされます。

取締役会は、議事録に、取締役会が行う役員の任命、管理会社の総会、またはすべてのクラスの株主の総会ならびに取締役会および取締役の委員会の集会におけるすべての手続（各集会に出席している取締役または代理取締役の氏名を含みます。）を記録保持するようにします。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2025年6月末日現在、23本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約3,523百万米ドル（約5,102億円）です。

（2025年6月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	管理投資信託財産の本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド型投資信託	12	210,769,397,994円
		11	2,063,711,408米ドル

ii) 管理会社としての役割

管理会社は、マスター信託証書に基づき、ファンドの投資運用および資産の再投資について責任を負います。管理会社は、本規則の意味および目的における、トラストおよび各シリーズ・トラストの「インベストメント・アドバイザー」です。

管理会社は、権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有し、適用法令で認められる範囲内で、すべての受任者または再受任者の行為について責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するシリーズ・トラストの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（マスター信託証書およびその追補証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）シリーズ・トラストの管理会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、当該シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、管理会社は、他のファンドに関連して発生した債務について、ファンドの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはシリーズ・トラストを代理して、トラストまたは当該シリーズ・トラストのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。

管理会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、管理事務代行業務の一部および保管業務の一部を副管理事務代行会社および保管会社に委託しています。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に基づき作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー エルエルピーは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
貸借対照表
2025年３月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		5,294,366	766,677	4,561,628	660,569
債権	7	1,646,749	238,466	1,834,018	265,584
流動資産合計		6,941,115	1,005,143	6,395,646	926,153
負債および株主資本					
流動負債					
債務	8	1,497,979	216,922	1,655,120	239,678
流動負債合計		1,497,979	216,922	1,655,120	239,678
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金および準備金					
株式資本		480,000	69,509	480,000	69,509
利益剰余金		4,963,136	718,712	4,260,526	616,967
株主資本合計		5,443,136	788,221	4,740,526	686,476
負債および株主資本の合計		6,941,115	1,005,143	6,395,646	926,153

添付の注１から注11は当財務書類の一部です。

10頁から22頁（訳注：原文のページ）の当財務書類は、取締役会により承認されており、取締役会を代表してD・クルーズ氏により公表を許可され、署名されています。

D・クルーズ

取締役

2025年７月11日

企業登録番号：129332

（※）円貨換算は、１米ドル＝144.81円によります。

（２）【損益計算書】

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

包括利益計算書

2025年３月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	3	12,773,881	1,849,786	12,998,608	1,882,328
管理費用		(11,819,837)	(1,711,631)	(12,015,683)	(1,739,991)
営業利益		<u>954,044</u>	<u>138,155</u>	<u>982,925</u>	<u>142,337</u>
その他費用	5	<u>(17,231)</u>	<u>(2,495)</u>	<u>(104,049)</u>	<u>(15,067)</u>
税引前利益		<u>936,813</u>	<u>135,660</u>	<u>878,876</u>	<u>127,270</u>
所得税	6	(234,203)	(33,915)	(219,719)	(31,818)
税引後利益		<u>702,610</u>	<u>101,745</u>	<u>659,157</u>	<u>95,453</u>
その他当期包括利益		—	—	—	—
当期包括利益合計		<u>702,610</u>	<u>101,745</u>	<u>659,157</u>	<u>95,453</u>

当社の事業はすべて継続事業に分類されています。

添付の注１から注11は当財務書類の一部です。

（※）円貨換算は、１米ドル＝144.81円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

株主資本変動計算書

2025年3月31日に終了した年度

注記	株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2023年4月1日付残高	480,000	69,509	10,351,369	1,498,982	10,831,369	1,568,491
当期包括利益合計	—	—	659,157	95,453	659,157	95,453
支払配当金	—	—	(6,750,000)	(977,468)	(6,750,000)	(977,468)
2024年3月31日付残高	480,000	69,509	4,260,526	616,967	4,740,526	686,476
当期包括利益合計	—	—	702,610	101,745	702,610	101,745
2025年3月31日付残高	480,000	69,509	4,963,136	718,712	5,443,136	788,221

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

(※) 円貨換算は、1米ドル=144.81円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2025年3月31日に終了した年度

注記	2025年		2024年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引後利益	702,610	101,745	659,157	95,453
調整項目：				
為替差損純額	5	16,998	98,264	14,230
税金費用	6	234,203	219,719	31,818
利息費用	5	233	5,785	838
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー	954,044	138,155	982,925	142,337
営業資産および営業負債の変動				
債権の減少	187,269	27,118	58,583	8,483
債務の（減少）／増加	(171,626)	(24,853)	9,320	1,350
関連会社への支払純額－グループ税控除	(219,719)	(31,818)	(27,715)	(4,013)
支払利息	(233)	(34)	(1,179)	(171)
営業活動による現金収入純額	749,735	108,569	1,021,934	147,986
財務活動				
株主への支払配当金	—	—	(6,750,000)	(977,468)
財務活動による現金純額	—	—	(6,750,000)	(977,468)
現金および現金同等物における純増加／（減少）額	749,735	108,569	(5,728,066)	(829,481)
現金および現金同等物の期首残高	4,561,628	660,569	10,387,958	1,504,280
保有現金に係る為替レート変動の影響	(16,998)	(2,461)	(98,264)	(14,230)
現金および現金同等物の期末残高	5,294,365	766,677	4,561,628	660,569

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

(※) 円貨換算は、1米ドル=144.81円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド**財務書類に対する注記****2025年3月31日に終了した年度****注1－一般事項**

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当年度中の当社の主要な活動は、第三者および他のグループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。当財務書類は、当社が外国会社規則の第3章の要件を継続的に遵守することを確保するために作成されています。

注2－重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

作成の基礎

当社の財務書類は、英国で採用された国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に従い作成されています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。

当社は利益を上げていること、当社は2025年3月31日現在において5,294,366米ドルの現金準備金を含み、（収益でカバーされるサブ・アドバイザー報酬を除いた後の）比較的低コストのベースをカバーするのに十分な強固で流動性の高い貸借対照表を有していることから、取締役は、当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準を採用しています。取締役は、当財務書類の作成日付から少なくとも12ヶ月のあいだ、流動性準備金および低コストのベースと合わせて、当社がその債務を履行するのに十分は準備金を有していることを示す利益予想を作成しています。

上記に基づき、取締役は、当社が当財務書類の日付から少なくとも12ヶ月のあいだ業務を継続するための十分な資産を有していると合理的に予想しており、したがって、取締役は当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準の採用を続けています。

新たな会計基準

取締役は、当年度において、新たな会計基準が当社に重要な影響を及ぼしたとは考えていません。

今後の会計基準の見直しに従い、取締役は財務書類への予想される影響を評価し、これが最小限であると判断しました。

評価の方法

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

見積みおよび仮定

財務書類を作成するにあたり、取締役は、貸借対照表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに当年度の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積みおよび仮定を行わなければなりません。見積りの性質上、見積額と実績額との間に差異が生じる場合があります。仮定および見積みは、過去の実績および将来における成長を見込んだ予想を含むその他の要因に基づき行われ、継続的に見直されます。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、重要な見積みまたは仮定は存在しません。

収益

営業収益には、投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価（割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後）の公正価値で測定されます。

投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で随時認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において確定する時点で計上されます。

管理費用

管理費用は、関連するサービスが提供される期間にわたって計上されます。

当期所得税および繰延所得税

当期の損益に対する税金は、当期税金および繰延税金から構成されます。税金は、資本に認識されることとなる直接資本に認識される項目に関連する場合を除き、包括利益計算書において認識されます。

当期税金とは、貸借対照表の日付現在において制定または実質的に制定されている税率を用いた、当期の課税所得または課税損失に対する予想未払税金または未収税金、および過年度に関する未払税金の調整をいいます。

当社は、他のグループ事業体の損失について生じた当期税金控除を当社の税金費用に充当することができます。

繰延税金とは、貸借対照表における資産および負債の帳簿価額と課税利益の計算に使用される課税標準額との差額について支払われるべきまたは回収可能であると予想される税金をいいます。繰延税金は、貸借対照表の負債法を用いて計上されます。繰延税金負債は、通常、すべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税利益が得られる可能性が高い範囲において認識されます。

外貨

当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

米ドル以外の通貨での取引は、当該取引日の実勢為替レートで計上されます。各貸借対照表の日付において外貨建ての貨幣性資産は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで再換算されます。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算されます。再換算により生じる為替差損益は、該当期間における純損益に含まれます。ただし、公正価値の変動が直接資本に認識される非貨幣性資産および非貨幣性負債から生じる為替差額は除きます。

金融商品

当社の金融商品は、現金および現金同等物、売掛金およびその他の債権ならびに買掛金およびその他の債務により構成されます。これらはIFRS第9号の金融商品に従って分類され、測定されます。

(i) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金および手元現金により構成されます。金融商品は、短期の現金コミットメントを達成するために保有されており、価値の変動についてわずかなリスクにさらされています。現金は、残高の規模に応じて市場金利で利息を得ます。金融収益は、未払元本を参照し、かつ適用利率により、現金および現金同等物を時間ベースで計上しています。

(ii) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての売掛金およびその他の債権は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、償却原価から回収不能見込額に係る適切な引当金を控除して計上されます。グループ事業から支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

(iii) 買掛金およびその他の債務

買掛金およびその他の債務には、当初より償却原価で計上された投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての買掛金およびその他の債務は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

(iv) 金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産について見込まれる信用損失を評価します。債務不履行に陥る可能性が高いか、可能性があるかどうかを判断するために考慮される要素には、支払が支払期限を過ぎているかどうか（およびその期間の長さ）、顧客／カウンターパーティの信用力の低下が見受けられること、または顧客／カウンターパーティの信用力に悪影響を及ぼす可能性があるその他の問題が含まれます。

信用力に悪影響を及ぼす問題が見受けられない金融資産の場合、予想信用損失は、12ヶ月間連続で発生すると予想される損失に基づき計算されます。取締役は、当社の金融資産（すなわち、銀行預金）の特性上、信用リスクは極めて低いと考えています。

契約上の支払が30日を超えて延滞している金融資産の場合、デフォルトポジションでは信用リスクの増大が想定されます。しかしながら、デフォルトポジションを示す従来の基準は実体がなく、2025年3月31日現在、延滞しているとみなされる受取報酬は存在しませんでした。

注3－顧客との契約から生じる収益

すべての収益は、投資助言および投資運用サービスの提供に関連しており、ケイマン諸島において発生しています。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
投資管理報酬および投資顧問報酬	12,666,479	12,773,098
運用報酬	107,402	225,510
合計	12,773,881	12,998,608

注4－監査報酬

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当社の財務書類の監査のために当社の監査人に対して支払われる報酬	45,772	44,961
合計	45,772	44,961

注5－その他費用

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
為替差損純額	16,998	98,264
利息費用	233	5,785
合計	17,231	104,049

注6－税金

2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の収益に対する税金は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当期税金		
英国法人税25%（2024年：25%）	(234,203)	(219,719)
当期所得税費用合計	(234,203)	(219,719)
所得税費用合計	(234,203)	(219,719)

法定実効税率による税金費用と、2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の継続事業に反映された収益に対する税金との調整は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
税金調整		
税引前利益	936,813	878,876
英国法人税の標準税率25%（2024年：25%）を乗じた利益	(234,203)	(219,719)
所得税費用合計	(234,203)	(219,719)
当期実効税率	25.0%	25.0%

当社は、当社の当期税金費用を相殺するために、日興グループの他の事業体からの当期税金控除を使用します。グループ税控除に関連する関連会社への支払額は、貸借対照表（注8）において、未払金として計上されています。

注7－債権

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未収金	1,560,608	1,710,268
関連会社からの未収金	—	52,370
未収収益および前払費用	86,141	71,380
合計	1,646,749	1,834,018

注8－債務

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未払費用および繰延収益	221,928	214,067
未払金	202,510	230,168
関連会社への未払金	839,338	991,166
関連会社への未払金－グループ税控除	234,203	219,719
合計	1,497,979	1,655,120

注9－財務リスク要因

当社の金融資産および金融負債に関連する主要なリスクを以下に記載しています。

信用リスク

信用リスクは、主に、当社が分割払いによる商品もしくはサービスの提供を行う取引または余剰現金の投資もしくは預入を行う取引に関連するカウンターパーティの債務の不履行による財務上の損失リスクと定義されます。取締役は、当社の売掛債権の債務者は運用下にあるグループ・ファンドであり、したがってこれらのファンドとの契約により管理報酬および運用報酬が規定されているため、当社が信用リスクに著しくさらされているとは考えていません。これらの資産を受け取ることができないという残存リスクを軽減するために、取締役は、当社の延滞債権の分析を、合意されたサービス水準契約と対比させて監視することにより管理報酬および運用報酬の支払に関連する契約の条件が遵守されることを確保します。

当社は、適切な信用履歴のある顧客と取引を行うという方針を採用しています。その他の金融資産においては、当社は、高い信用格付を有する金融機関およびその他のカウンターパーティと取引を行うという方針を採用しています。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、延滞しているおよび／または減損している金融資産はありません。売掛金は、少なくとも四半期ごとに回収期限が到来し、通常それぞれの期限から30日以内に決済されます。貸借対照表の日付現在、支払期限を過ぎた売掛金ははありません。

さらに、銀行預金については、当社は合意した条件に基づき承認されたカウンターパーティに対してのみ資金を預け入れます。

市場リスク

市場リスク（またはシステミック・リスク）は、単に景気の変動または市場の大部分に影響を及ぼすその他の事象により、その価値が変動することがある資産または負債全体の種類によく見られるリスクと定義されます。取締役は、当社が

管理する資産はファンドの保有者によりこれらの保有者の利益のために別個の複数の法人組織を通じて保有されているため、当社が重要な市場リスクにさらされているとは考えていません。

通貨リスク

通貨リスクは、当社の機能通貨以外の通貨建ての資産および負債の価値が、外国為替レートの変動により変動するリスクと定義されます。当社は、様々な通貨建ての現金残高および未収手数料から発生する通貨リスクにさらされています。

他の通貨建ての現金残高、債務および未収手数料から発生する当社の通貨リスクに対するエクスポージャーは、合計432,578米ドル（2024年：700,040米ドル）です。2025年3月31日現在、米ドルに対してこれらの通貨が10%高く／安くなっていたと仮定すると、エクスポージャーは、合計で43千米ドル（2024年：64千米ドル）低くなり、43千米ドル（2024年：78千米ドル）高くなります。

流動性リスクおよびソルベンシー・リスク

流動性リスクは、当社が金融債務を期限到来時に履行できないリスクと定義されます。取締役の当該リスクの管理に対する取組みは、当社が債務の期限到来時に、通常およびストレス下の両方の状態において十分な流動性を有していることを確保することです。

キャピタル・マネジメント

当社の資本ポジションは、適正であることを確保するために継続的に監視されています。外部により課せられる自己資本規制はありません。

注10－関連当事者との取引

当社および関連当事者との取引は以下のとおりです。

2025年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2025年3月31日 現在の債務(b)	2025年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	793,638	59,016	—
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	5,075,949	489,301	—
日興アセットマネジメント株式会社	2,302,911	241,397	—
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	624,356	49,624	—
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	11,448	—	—
ハイウォーター・リミテッド	105,235	—	—
合計	8,913,537	839,338	—

2024年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2024年3月31日 現在の債務(b)	2024年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	1,086,979	84,395	—
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	4,907,366	409,093	—
日興アセットマネジメント株式会社	2,308,193	439,668	—
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	705,026	56,062	52,370
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	26,078	1,948	—
ハイウォーター・リミテッド	107,407	—	—
合計	9,141,049	991,166	52,370

- (a) 関係当事者（ハイウォーター・リミテッドを除く）に支払われた営業費用は、投資運用契約に基づき支払われるものまたは同等物であり、ファンド運用サービスのためのものです。ハイウォーター・リミテッドに支払われた営業費用は、ハイウォーター・リミテッドが当社に提供した取締役、会社総務役およびその他のサービスに関連するものです。
- (b) 上記の表の残高は営業費用に関連し、無担保であり現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。関連当事者が負担する金額について、貸倒懸念債権に係る引当金の設定はなされていません。
- (c) 支払われるべき金額は無担保であり、現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。
- (d) グループ税控除に関する日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドへの未払金は上記の表の残高に含まれませんが、貸借対照表（注8）には計上されています。

取締役は当社の主要な経営陣です。2025年3月31日に終了した年度の取締役の報酬は、79,835米ドル（2024年：79,609米ドル）でした。

日興アセットマネジメント株式会社は当社の中間親会社です。日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド、日興アセットマネジメント アジア リミテッドおよび日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドは当社の兄弟会社です。ハイウォーター・リミテッドは、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役である個人によって管理されています。

注11－最終的な持株会社

当社の直接の親会社は、英国にある日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドです。当社は、日本における最終的な親会社である三井住友トラストグループ株式会社の子会社です。

当社の業績が連結される最大のグループは、日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番2号所在の三井住友トラストグループ株式会社が率いています。このグループの連結財務書類は、<https://www.smtg.jp/en/>において一般に公開されています。

[次へ](#)

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Assets			
Current Assets			
Cash and cash equivalents		5,294,366	4,561,628
Debtors	7	1,646,749	1,834,018
Total Current Assets		<u>6,941,115</u>	<u>6,395,646</u>
Liabilities and Equity			
Current Liabilities			
Creditors	8	1,497,979	1,655,120
Total Current Liabilities		<u>1,497,979</u>	<u>1,655,120</u>
Equity			
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company			
Share capital		480,000	480,000
Retained earnings		4,963,136	4,260,526
Total Equity		<u>5,443,136</u>	<u>4,740,526</u>
Total Liabilities and Equity		<u>6,941,115</u>	<u>6,395,646</u>

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

These financial statements on pages 10 to 22 were approved by the Board of Directors and authorised for issue and signed on its behalf by:



D Cruise
Director

11 July 2025

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Revenue	3	12,773,881	12,998,608
Administrative expenses		(11,819,837)	(12,015,683)
Operating profit		954,044	982,925
Other expenses	5	(17,231)	(104,049)
Profit before income tax		936,813	878,876
Income tax	6	(234,203)	(219,719)
Profit after income tax		702,610	659,157
Other Comprehensive Income for the year		-	-
Total comprehensive income for the year		702,610	659,157

All the Company's operations are classified as continuing.

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	Share Capital USD	Retained Earnings USD	Total USD
Balance at 1 April 2023		480,000	10,351,369	10,831,369
Total comprehensive income for the year		-	659,157	659,157
Dividend paid		-	(6,750,000)	(6,750,000)
Balance at 31 March 2024		480,000	4,260,526	4,740,526
Total comprehensive income for the year		-	702,610	702,610
Balance at 31 March 2025		480,000	4,963,136	5,443,136

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Cash Flows from Operating Activities			
Profit after tax		702,610	659,157
Adjustments for:			
Net foreign exchange loss	5	16,998	98,264
Tax charge	6	234,203	219,719
Interest expense	5	233	5,785
Operational cash flows before movements in working capital		954,044	982,925
Changes in operating assets and liabilities			
Decrease in receivables		187,269	58,583
(Decrease)/ increase in payables		(171,626)	9,320
Net amounts paid to affiliate – group tax relief		(219,719)	(27,715)
Interest paid		(233)	(1,179)
Net Cash Generated from Operating Activities		749,735	1,021,934
Financing Activities			
Dividend paid to equity holders		-	(6,750,000)
Net Cash from Financing Activities		-	(6,750,000)
Net increase/ (decrease) in Cash and Cash Equivalents		749,735	(5,728,066)
Cash and cash equivalents, beginning of the year		4,561,628	10,387,958
Effect of exchange rate fluctuations on cash held		(16,998)	(98,264)
Cash and Cash Equivalents, End of the Year		5,294,365	4,561,628

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

Note 1 – General Information

Nikko AM Global Cayman Limited (“the Company”) is incorporated and domiciled in the Cayman Islands. The address of the registered office is PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands. The principal activities of the Company during the year were the provision of investment advice and investment management services to third parties and other group members. These financial statements have been prepared to ensure continued compliance by the Company with the requirements of Chapter 3 of the Overseas Companies Regulations.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles

The principal accounting policies adopted are set out below.

Basis of preparation

The Company’s financial statements have been prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards (UK-adopted IFRS). The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

The directors have adopted the going concern basis of preparation in preparing these financial statements for the following reasons: the Company is profitable; the Company has a strong and highly liquid balance sheet including cash reserves of \$5,294,366 as at 31 March 2025 which is adequate to cover the relatively low-cost base (after excluding sub-advisory fees which are covered by revenues). The directors have prepared profit forecasts which, together with the liquid reserves and low-cost base, indicate that the Company has sufficient reserves to meet their liabilities for at least 12 months from the date of preparing these financial statements.

Based on the above, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue its operations for at least 12 months from the date of these financial statements, Therefore, they continue to adopt the going concern basis in preparing these accounts.

New accounting standards

The directors do not consider that any new accounting standards had a material impact on the Company in the current year.

Following a review of the upcoming accounting standards, the directors have assessed the anticipated impact on the financial statements and concluded this to be minimal.

Measurement convention

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

Estimates and assumptions

The preparation of financial statements requires the directors to make estimates and assumptions that affect the amounts reported for assets and liabilities as at the balance sheet date and the amounts reported for revenues and expenses during the year. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. The assumptions and estimates, which are continuously reviewed, are based on past experience and other factors, including expectations regarding likely developments in the future. At 31 March 2025 and 2024 there were no material estimates or assumptions.

Revenues

Operating revenues include investment management, investment advisory and performance fees. Operating revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable for services provided in the normal course of business, net of discounts, trail fees, VAT and other sales related taxes.

Investment management and advisory fees and associated charges are recognised over time when the services concerned are rendered. Investment management and advisory fees are calculated as a percentage of assets under management. Performance fees are recognised at a point in time when they crystallise in the period in which they become due and collectable.

Administrative expenses

Administrative expenses are accounted for over the period the related service is provided.

Current and deferred income tax

Tax on the profit or loss for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the statement of comprehensive income except to the extent that it relates to items recognised directly in equity, in which case it is recognised in equity.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

The Company may utilise current tax credits arising on losses in other Group entities against its tax charges.

Deferred tax is the tax expected to be payable or recoverable on differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the statement of financial position and the corresponding tax bases used in the computation of taxable profit. Deferred tax is accounted for using the statement of financial position liability method. Deferred tax liabilities are generally recognised for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilised.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

Foreign currencies

The functional and presentational currency of the Company is US dollars (\$).

Transactions in currencies other than US dollars are recorded at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each balance sheet date monetary assets that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date. Non-monetary assets and liabilities carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when fair value was determined. Gains and losses arising on retranslation are included in net profit or loss for the period, except for exchange differences arising on non-monetary assets and liabilities where the changes in fair value are recognised directly in equity.

Financial instruments

The Company's financial instruments comprise cash and cash equivalents, trade and other receivables, and trade and other payables. These are classified and measured in accordance with IFRS 9 Financial Instruments.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and in hand. Instruments are held to meet short-term cash commitments and are subject to an insignificant risk of changes in value. Cash earns interest at market rates dependent on the size of the balance. Finance income is accrued on cash and cash equivalents on a time basis, by reference to the principal outstanding and at the applicable interest rate.

(ii) Trade and other receivables

Trade and other receivables include amounts due for management, advisory and performance fees and amounts due from customers and others. All trade and other receivables are repayable on demand or within one year. They are recorded in the statement of financial position at amortised cost, reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts. Amounts owed by group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

(iii) Trade and other payables

Trade and other payables include amounts due for investment management, advisory fees and performance fees and amounts due to vendors and others, initially and subsequently recorded at amortised cost. All trade and other payables are classified according to the substance of the contractual arrangement entered into. They are payable on demand or within one year and are recorded on the statement of financial position at cost. Amounts owed to group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

(iv) Impairment of financial assets

The Company evaluates potential credit losses on all financial assets that are measured at amortised cost. Factors considered in determining whether a default is likely or possible include whether a payment is overdue (and the length of that period), any known deterioration in the credit quality of a client/ counterparty or other issues that could adversely affect a client's/ counterparty's credit quality.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

(iv) Impairment of financial assets (continued)

For financial assets where there are no known issues affecting credit quality, expected credit losses are calculated based on the losses that are expected to be incurred over a rolling twelve-month period. Given the nature of the Company's financial assets (i.e. mostly cash at bank), the directors consider there to be a very low credit risk.

For any financial assets where the contractual payment is more than 30 days past due, the default position is to assume an increase in credit risk. However, default levels in the past have been immaterial and there were no fee receivables deemed past due as at 31 March 2025.

Note 3 – Revenue from Contracts with Customers

All revenue relates to the provision of investment advice and investment management services and arises in the Cayman Islands.

	2025 USD	2024 USD
Investment management and advisory fees	12,666,479	12,773,098
Performance fees	107,402	225,510
Total	12,773,881	12,998,608

Note 4 – Auditor's Remuneration

	2025 USD	2024 USD
Fees payable to Company's Auditor for the audit of the company financial statements	45,772	44,961
Total	45,772	44,961

Note 5 – Other Expenses

	2025 USD	2024 USD
Net foreign exchange loss	16,998	98,264
Interest Expense	233	5,785
Total	17,231	104,049

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 6 – Taxation

Taxes on income for the year ended 31 March 2025 and 2024 were as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Current Tax		
UK corporation tax at 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
Total Current Income Tax Expense	(234,203)	(219,719)
Total Income Tax Expense	(234,203)	(219,719)

A reconciliation between the amount of tax expense at the effective statutory rate and taxes on income as reflected in continuing operations for the years ended 31 March 2025 and 2024 is presented below:

Tax Reconciliation		
Profit before taxes	936,813	878,876
Profit multiplied by the standard rate of corporation tax in the UK: 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
Total Income Tax Expense	(234,203)	(219,719)
Effective tax rate for the year	25.0%	25.0%

The Company uses current tax credit from other entities in the Nikko Group to offset the Company's current tax expense.

The amount due to affiliates in relation to group tax relief is included as a payable in the statement of financial position, note 8.

Note 7 – Debtors

	2025	2024
	USD	USD
Accounts receivable	1,560,608	1,710,268
Amounts receivable from affiliates	-	52,370
Accrued income and prepaid expense	86,141	71,380
Total	1,646,749	1,834,018

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 8 – Creditors

	2025	2024
	USD	USD
Accrued expenses and deferred income	221,928	214,067
Accounts payable	202,510	230,168
Amounts payable to affiliates	839,338	991,166
Amounts payable to affiliates – group tax relief	234,203	219,719
Total	1,497,979	1,655,120

Note 9 – Financial Risk Factors

The main risks associated with the Company's financial assets and liabilities are set out below:

Credit risk

Credit risk is defined as the risk of financial loss due to a counterparty's failure to honour its obligation principally in relation to transactions where the Company provides goods or services on deferred terms and where it invests or deposits surplus cash. The directors do not believe that the Company is materially exposed to credit risk as its sales debtors are managed group funds and therefore management and performance fees receivable are governed by its agreements with these funds. To mitigate any residual risk of these assets failing to be delivered, the directors ensure that the terms of these agreements in relation to payments of management and performance fees are adhered to by monitoring the Company's aged debtor analysis against the agreed service level agreements.

The Company adopts the policy of dealing with customers of appropriate credit history. For other financial assets, the Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings. There are no financial assets past due and/ or impaired as at 31 March 2025 and 2024. Trade receivables are due at least quarterly, and are normally settled within 30 days of their due date. There are no overdue trade receivables at the balance sheet date.

Further, with regard to bank deposits, the Company only deposits money with approved counterparties on agreed terms.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 9 – Financial Risk Factors (continued)

Market risk

Market risk (or systemic risk) is defined as that risk which is common to an entire class of assets or liabilities whereby their value can fluctuate simply because of economic changes or other events that impact large portions of the market. The directors do not believe that the Company is exposed to material market risk as the assets the Company manages are held by and for the benefit of fund holders through separate legal entities.

Currency risk

Currency risk is defined as the risk that the value of assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company will change in value due to movements in foreign exchange rates. The Company is exposed to currency risk arising from cash balances and fees receivable in various currencies.

The Company's total exposure to currency risk arising from cash balances, payables and fees receivable in other currencies is \$432,578 (2024: \$700,040). As at 31 March 2025, had these currencies strengthened/ weakened by 10% against the USD, the total exposure would have been lower by \$43k (2024: \$64k)/ increased by \$43k (2024: \$78k).

Liquidity risk and financial solvency risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The directors approach to managing this risk is to ensure that the Company has sufficient liquidity to meet its liabilities when due, both under normal and stressed conditions.

Capital management

The Company's capital position is monitored on an ongoing basis to ensure that it is adequate. There are no externally imposed capital requirements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 10 – Related Party Transactions

Transactions between the Company and related parties are disclosed below:

Year ended 31 March 2025	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2025 (b)	Debtors as at 31 March 2025 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	793,638	59,016	-
Nikko AM Europe Ltd.	5,075,949	489,301	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,302,911	241,397	-
Nikko AM Asia Ltd.	624,356	49,624	-
Nikko AM Hong Kong	11,448	-	-
Highwater Limited	105,235	-	-
Total	8,913,537	839,338	-

Year ended 31 March 2024	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2024 (b)	Debtors as at 31 March 2024 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	1,086,979	84,395	-
Nikko AM Europe Ltd.	4,907,366	409,093	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,308,193	439,668	-
Nikko AM Asia Ltd.	705,026	56,062	52,370
Nikko AM Hong Kong	26,078	1,948	-
Highwater Limited	107,407	-	-
Total	9,141,049	991,166	52,370

- (a) Operating expenses paid to related parties (excluding Highwater Limited) are payable under investment management agreements, or equivalent, and are for fund management services. Operating expenses paid to Highwater Limited relate to director, company secretarial and other services provided by Highwater Limited to the Company.
- (b) The amounts outstanding, in the above table relate to operating expenses, are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.
- (c) The amounts owed are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received.
- (d) Amounts payable to Nikko Asset Management Europe Ltd relating to group tax relief are not included in the amounts outstanding in the above table but are included in the statement of financial position, note 8.

The directors are the key management personnel of the Company. Remuneration of directors for the year ended 31 March 2025 was \$79,835 (2024: \$79,609).

Nikko Asset Management Co., Ltd is the intermediate parent company of the Company. Nikko Asset Management Americas, Inc., Nikko Asset Management Europe Ltd., Nikko Asset Management Asia Ltd and Nikko Asset Management Hong Kong are fellow subsidiaries of the Company. Highwater Limited is controlled by individuals who are Directors of Nikko AM Global Cayman Limited.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 11 – Ultimate Holding Company

The Company's immediate parent is Nikko AM Global Holdings Limited, a company located in the United Kingdom. The Company is a subsidiary undertaking of Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc which is the ultimate parent company in Japan.

The largest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc., 1-1-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan. The consolidated financial statements of this group are available to the public <https://www.smtg.jp/en/>.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社のいずれも、受益者の権利を害する取引またはファンドの資産の適正な運用に反する取引（投資顧問会社および／もしくはその受任者または第三者（受益者を除きます。）の利益を図るための取引を含みますが、これらに限定されません。）を行うことは禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に定められた「特別決議」により、それに規定されたあらゆる目的、権力またはその他の事項に関して（i）管理会社の付属定款および（ii）管理会社の基本定款を修正または追加することができます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社がケイマン諸島の会社法（改正済）に定められた特例会社である場合、ケイマン諸島の会社法（改正済）の条項に従いかつ特別決議の承認をもって、管理会社は、ケイマン諸島外の法域の法律に基づく法人として存続する方法により登録を行う権利およびケイマン諸島における登録を取り消す権利を有します。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社および管理事務代行会社

① 名称

CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
(CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)

② 資本金の額

2025年6月末日現在、37,187,496.96米ドル（約53億8,512万円）

③ 事業の内容

CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、1965年に設立され、銀行、信託および投資業務を幅広く提供するケイマン諸島の完全統合型の信託銀行です。顧客には、ケイマン諸島内外の個人、企業および他の機関が含まれています。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に従い、適法に設立され、有効に存続し、業務を遂行する認可を受けています。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づき、認可された投資信託管理者です。受託会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、保管業務を保管会社に、管理事務代行会社の立場として管理事務代行業務の一部を副管理事務代行会社に委託しています。

(2) 保管会社および副管理事務代行会社

① 名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー
(Brown Brothers Harriman & Co.)

② 資本金の額

2024年12月末日現在、1,060,000,000米ドル（約1,534億9,860万円）

③ 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州および環太平洋地域の財務拠点を含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供する総合的な金融機関です。

(3) 販売会社および代行協会員

① 名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

② 資本金の額

2025年4月1日現在、405億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(4) 投資顧問会社

① 名称

日興アセットマネジメント株式会社

② 資本金の額

2025年6月末日現在、173億63百万円

③ 事業の内容

投信法に定める投資信託委託会社である投資顧問会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

(5) 副投資顧問会社

① 名称

ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC
(Neuberger Berman Investment Advisers LLC)

② 資本金の額

2024年12月末日現在、667,000,000米ドル（約965億8,827万円）

③ 事業の内容

副投資顧問会社は、個人、組織、登録投資会社、非米国登録ファンド、集団投資信託およびプライベート・インベストメント・ファンドを含む様々な顧客に幅広い範囲の投資一任業務を提供しています。また、ラップ・フィー・プログラムを通じて、投資一任業務および非裁量的な証券アドバイスの提供も行い、登録投資会社、セパレートリー・マネージド・アカウント、非米国登録ファンドおよびプライベート・インベストメント・ビークルを含む様々な商品についてのサブ・アドバイザーとしての役割も担っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、マスター信託証書に基づき、ファンドの管理、ファンドの資産の保管、および受益者名簿の保管に対して責任を負います。

受託会社は、受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に委託する権限を有します。

受託会社は、保管者として、ファンドの資産の保護預りおよび決済を行います。ただし、受託会社は、ファンドの費用負担により、いずれかの者を当該資産の保管者、共同保管者または副保管者として任命することができます。受託会社は、信託証書の規定に従い、引き続きファンドの資産を保有するものとします。受託会社は、適用ある法令および規則によって認められる限り、受任者または再受任者の作為または不作為に対して責任を負いません。さらに、受託会社は、当該受任者または再受任者（任命の方法は問いません。）の解散、破産または支払不能に起因する損害に対しても責任を負わないものとします。受託会社は、管理会社またはその関係者もしくは管理会社により権限を付与された者の指示に基づいて証券集中保管システムもしくは機関もしくは証券決済システム、ポートフォリオ・マネージャー、先物取次業者、銀行、貸付業者、代行業者、名義人、保管者、共同保管者、ブローカー、プライムブローカーまたはその他の仲介業者が保有するファンドの資産に対しては責任を負わないものとします。

受託会社は、管理会社がファンドを代理して行う投資について監視の義務を負わないものとし、ファンドの資産の投資および投資の引上げもしくは非分散を直接もしくは間接的な要因として生じたファンドの価値の下落、または管理会社の作為もしくは不作為を直接もしくは間接的な要因として生じた適用ある投資制限の違反に対しては責任を負わないものとします。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかるとする債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（マスター信託証書およびその追補証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関する受託会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。とりわけ、マスター信託証書に関連して生じた損害、負債、損失、費用、経費、判決および決済における支払金（受託会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失によるものを除きます。）については、いかなる場合においても受託会社の私的資産からは支払われないものとします。受託会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、当該トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後のみ効力を生じるものとします。受益者は、随時、受益者決議により、受託会社を解任し、後任の受託者を任命することができます。

(2) 保管会社

受託会社および管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをファンドの保管会社に任命しています。

保管会社は、ファンドの保管サービス（ファンドの資産の安全保管、収益回収、強制的な会社の措置の遵守、投資対象の販売、購入および受け渡しの管理を含みます。）の実施につき責任を負います。

保管契約に基づく義務および職務の実施において、役務が有効に行われる市場において存する事実および環境のもとで合理的な技術および注意が必要とされます。保管契約の条項に基づき、保管会社のサービスに関わる責任は、限定されています。したがって、保管会社は、保管会社の重大な過失または故意の不正行為（ニューヨーク州の法律に基づき解釈されます。）によってファンドに生じた直接的な損失についてのみ、責任を負います。

保管会社は、保管契約の管理規定の一部または全部を実行する副保管者および代理人（関係者および／または第三者を含みます。）を任命および解任することができます。保管会社は、保管契約の規定に基づき保管会社に交付され、保管会社が保持するファンドの資産のすべてを、分離した口座で保持し、その所有権を有します。

受託会社は、保管会社、その役員、取締役、従業員、株主、構成員、代理人、名義人および代表者（以下合わせて「補償される当事者」といいます。）を、保管契約に基づく保管会社の義務の実施（補償される当事者の詐欺、重大な過失、故意の不履行または故意の不法行為によるものを除きます。）においてまたはそれに関して、直接的または間接的に、補償される当事者が脅かされ、被り、または、負担することとなる措置または手続において生じた直接的かつ結果的な損害、損失、義務および罰則から、補償することに同意しています。

保管契約の期間については、本書「第一部 第2 3 （5）（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

ファンドに関する保管会社報酬については、本書「第一部 第1 4 （3）管理報酬等」をご参照ください。

(3) 管理事務代行会社および副管理事務代行会社

CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストおよびファンドの管理事務代行会社としても行為します。管理事務代行会社は、適用法およびマスター信託証書に基づき、トラストおよびファンドの特定の管理事務代行業務を行うことにつき、責任を負います。事務管理委託契約に従って、管理事務代行会社および管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーを、ファンドの副管理事務代行会社として行為するよう任命しています。副管理事務代行会社は、その事務管理委託契約上の義務を、その関係者または第三者に委託することができます。

副管理事務代行会社は、ファンドの一定の管理事務代行サービス（取引手続および検証、保管の調整、有価証券の評価、投資対象の会計、財務報告サービス、財務サービスの補佐および受け渡し代行および登録サービスを含みます。）について責任を負います。レギュレーションに基づき管理事務代行会社に課される特別な義務があり、そのいくつかは、副管理事務代行会社に委託されていません。管理事務代行会社は、レギュレーションに従って作成されることが必要な報告書および通知のCIMAへの提出について、完全に責任を有しています。

事務管理委託契約に基づき、副管理事務代行会社は、事務管理委託契約上の義務および職務の履行における副管理事務代行会社の作為、不作為、誤りもしくは遅滞、または副管理事務代行会社に委託されていなかったレギュレーションに基づく義務および責務の履行における受託会社の作為、不作為、誤りもしくは遅滞（判断ミスまたは法律の錯誤を含みますがこれに限定されません。）に起因し、トラスト、ファンドまたは受益者もしくは元受益者もしくはその他の者が被る可能性のある損害、損失または経費（義務および職務の履行における副管理事務代行会社の故意の不正行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または経費を除きます。）につき、説明義務または責任を負いません。受託会社は、副管理事務代行会社に対し、作為、不作為、誤りもしくは遅滞に起因するあらゆる損害、請求、損失、負債もしくは経費（合理的な弁護士報酬および経費を含みます。）または事務管理委託契約の履行に関連する、もしくはそれに起因する、請求、要求、法的措置もしくは訴訟（事務管理委託契約上の義務履行における副管理事務代行会社の故意の不正行為、悪意または過失に起因するものを除きます。）につき、補償を行うことに同意しています。また、受託会社は、副管理事務代行会社に対し、受託会社によるいかなる行為、不作為、誤りもしくは遅滞、または副管理事務代行会社に委託されていなかったレギュレーションに基づく受託会社の義務および責務の実施に関するもしくは実施から発生する請求、要求、法的措置または訴訟による、一切の損失、請求、損害、負債または費用（合理的な相談報酬および費用を含みます。）について、補償を行うことに同意しています。

事務管理委託契約の期間については、本書「第一部 第2 3 （5）（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

ファンドに関する管理事務代行会社報酬および副管理事務代行会社報酬については、本書「第一部 第1 4 （3）管理報酬等」をご参照ください。

(4) 販売会社

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を日本における受益証券の販売会社として任命しました。

受益証券販売・買戻契約の条項に基づき、日本法に従い日本において投資家の注文を遂行する責任を有します。

受益証券販売・買戻契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

販売会社報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

さらに、管理会社は、日本における受益証券の販売会社としてその他の者または機関を随時任命することができます。

(5) 代行協会員

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドの代行協会員として任命しました。

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録されている金融商品取引業者です。管理会社は、日本法および特にJSDAの規則を遵守するために代行協会員を任命しました。代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、英文の目論見書に基づいて作成された日本語の目論見書を販売会社へ送付し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、日本法および/またはJSDAの規則に従いファンドの運用報告書等を日本において取得可能とする責任を有します。

代行協会員契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

代行協会員報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

(6) 投資顧問会社

管理会社は、マスター信託証書に基づくファンドの資産の投資および再投資の運用に関する義務を、日興アセットマネジメント株式会社に委託しました。

日興アセットマネジメント株式会社は、日本において有価証券の投資運用業の登録を受けており、SECによりインベストメントアドバイザーとして登録されています。日興アセットマネジメント株式会社は、東京本社のほか、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、メルボルンおよびオークランドに営業拠点を有しています。日興アセットマネジメント株式会社の株式は、三井住友信託銀行株式会社がその過半数を保有しています。

投資顧問契約に従い、別途法律に規定される場合を除き、過失、故意、義務の不履行または適用ある法律の故意による違反（以下「欠陥ある行為」といいます。）のない限り、投資顧問会社は、投資顧問契約もしくはかかる契約に規定された役務を提供するファンドから発生したまたは投資顧問契約もしくはかかる契約に規定された役務を提供するファンドに関連した、投資顧問会社の作為または不作為による損害または損失について直接的または間接的に責任を負いません。管理会社は、投資顧問会社の欠陥ある行為から発生したものを除き、投資顧問契約もしくはファンドから発生したまたは投資顧問契約もしくはファンドに関して、裁判所、行政機関もしくは調査機関に提出された、あらゆる措置、訴訟、請求、取調べ、調査、訴えまたはその他の手続（民事・刑事を問わず、係属中・審理前を問わず、投資顧問会社が関与しているか否かに関わりません。）について、投資顧問会社の被る損失、費用、判決、支出、訴訟、請求、負債、債務、課金、負担、決済費用、手数料および関連する費用（弁護士報酬および費用を含みます。）、経費、損害ならびに上記のいずれかにかかる利息を補償することに同意しています。

投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、ファンドの資産の全部または一部の投資および再投資の運用に対する責任を他の投資顧問会社に委託することができます。

投資顧問契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

投資顧問会社の報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

(7) 副投資顧問会社

ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCは、ファンドの副投資顧問会社として行います。

投資顧問会社と副投資顧問会社との間で締結された副投資顧問契約に従って、投資顧問会社は、ファンドの投資顧問会社としての立場において、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCを、ファンドの日々の業務の管理ならびに資産の投資および再投資を完全な裁量権および責任をもって行うものとして、ファンドの副投資顧問会社として任命しました。また副投資顧問会社は、ファンドの資産のすべてまたは一部の売却、交換またはその他譲渡する権限を有しています。上記行為は、副投資顧問契約に規定された投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件とし、投資顧問会社、受益者、管理会社または受託会社の承認を必要としません。

副投資顧問会社は、2002年11月に設立され、2003年1月にSECに登録された、デラウェア州の有限責任会社です。副投資顧問会社は、2016年1月1日に現在の社名になり（旧称ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカムLLC）、同時に、その関連会社であるニューバーガー・バーマンLLC（以下「NB LLC」といいます。）、NBオルタナティブ・インベストメント・マネジメントLLCおよびニューバーガー・バーマン・マネジメントLLCから特定の事業を引き継ぎました。そ

の合併会社の沿革は、NB LLCの前身である、1939年のニューバーガー・アンド・バーマン創設時まで遡ります。副投資顧問会社の本社は、ニューヨークにあります。副投資顧問会社は、ニューバーガー・バーマン・グループLLCの完全子会社である、ニューバーガー・バーマン・フィクスト・インカム・ホールディングスLLCおよびニューバーガー・バーマンAA LLCにより直接保有されています。

副投資顧問契約の期間については、本書「第一部 第2 3 （5）（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

副投資顧問会社の報酬については、本書「第一部 第1 4 （3）管理報酬等」をご参照ください。

3【資本関係】

(1) 受託会社および管理事務代行会社

該当事項はありません。

(2) 保管会社および副管理事務代行会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社および代行協会員

該当事項はありません。

(4) 投資顧問会社

投資顧問会社である日興アセットマネジメント株式会社は、間接的に、管理会社である日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドを100%保有しています。

(5) 副投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を特別に規制する法は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島では、投資信託に関する二つの法的枠組みが制定されている。
 - (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が1993年7月に施行され、ミューチュアル・ファンド法の最新の改正が2020年に施行された。
 - (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）が2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合（または広く投資信託への言及により含意される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。）および限定投資家向け投資信託（以下に定義される。）（2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。）を含むが、これらに限定されない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社または投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しできない投資持分を募集または発行しているか、発行したことのある会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールし、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。
 - (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、運用または処分について日常的に関与しないもの
 - (b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているものただし、以下を除く。
 - (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づき免許を付与された者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の友愛組合法（改正済）に基づき登録された者
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント一覧に該当するもの）

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法において、CIMAはまた、フィーダー・ファンドであり、かつファンド自身がCIMAによって規制を受ける投資信託（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体に対して監督責任を有している。おおむね、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1人以上の投資者に対して（直接的もしくは間接的に、または仲介を通じて）受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略の遂行を主たる目的として投資を行い、取引活動を行っている場合、マスター・ファンドはCIMAへの登録を義務付けられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（改正）法（改正済）（以下「改正法」という。）が制定された。改正法によって、ファンドの受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運用者を選任または解任することができるという原則のもと、従前登録が免除されていた一部のケイマン籍の投資信託（以下「限定投資家向け投資信託」という。）は、CIMAへの登録が義務付けられる。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

ミューチュアル・ファンド法では、投資信託の規制に関して四つの類型が存在する。

3.1 免許投資信託

第一の類型は、CIMAに対して、CIMAの裁量で発行される投資信託の免許を申請する。そのためには、CIMAに対して所定の様式でオンライン申請を行い、販売書類を提出し、かつ該当する申請手数料をCIMAに支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有している場合には、投資信託の管理は、十分な専門性を有した、取締役として適格かつ適正な者（場合により、それぞれの地位においてマネージャーまたは役員）によって行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この類型は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島の投資信託管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理投資信託

第二の類型は、投資信託がそのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。この場合、販売書類が規定の法定様式および該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインにて提出されなければならない。管理者がオンラインにて申請を行う場合も、規定の様式で作成することが義務付けられている。投資信託自身が免許を取得する必要はないが、その代わり、投資信託管理者が各設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われることという要件を満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（別称、第4条第3項投資信託）

第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に従い登録され、以下のいずれかに該当する投資信託に適用される。

(a) 一投資者当たりの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル（CIMAが100,000米ドルに相当するとみなす。）であるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託は、免許を受ける必要はなく、また、ケイマン諸島において投資信託管理者が主たる事務所を提供する必要はない。登録投資信託は、ただ販売書類を一定の詳細内容とともにオンライン申請にて届け出ることおよび該当する申請手数料を支払うことで、CIMAへ登録される。

3.4 限定投資家向け投資信託

限定投資家向け投資信託は、2020年2月以前は登録が免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資家向け投資信託の義務は、CIMAに対する当初手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の義務と類似しているが、両者にはいくつかの重要な相違点がある。限定投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託とは異なり、投資者が15名以内と定められており、かかる投資者はその過半数により投資信託の運営者（取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーである可能性がある。）を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の投資者は、法定上の最低当初投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドル相当）を支払うことが条件であるのに対し、限定投資家向け投資信託の投資者には法定上の最低当初投資額が適用されないことである。

4. 投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類（限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料（提出された場合））をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」という。）または免許投資に関しては、投資信託の免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、当該変更の前提条件として通知が要求される場合または当該変更の実施から21日以内に通知を行う場合等、適用される規制（および適用条件）によって異なる。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（特例会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。投資信託の管理から除外されるのは、特にパートナーシップである投資信託のジェネラル・パートナーの活動および法定・法的記録が保管されるか、または会社の事務作業が行われる登録事務所の提供である。
- 5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を得ており、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し（該当する場合）、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現在の方針では、最大で10の投資信託まで許可されている。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家向け投資信託に該当しない場合、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容
 - (ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の受益所有権透明化法（改正済）（以下「BOTA」という。）において定義される「コーポレートサービス提供者」にも該当する場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 特例会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）有限責任の特例会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。特例会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の当初設立に係る基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。基本憲章に係る書類、とりわけ定款は、通常、投資信託の条項案をより正確に反映するため、投資信託の設立から運用開始の間に修正される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 特例会社がいったん創設された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各特例会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 特例会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 特例会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 特例会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ特例会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 特例会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 株式は、額面株式または無額面株式のいずれかの形式で発行することができる（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済の株式の償還または買戻しの支払に加えて、特例会社は、資本から全額払込済の株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、特例会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。特例会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、特例会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち特例会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 特例会社は、最長で30年間将来の税金の賦課をしないとの約定をケイマン諸島の財務大臣から得ることができる。
- (m) 特例会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 特例会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 特例ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「特例信託」として登録申請される。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 特例信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を得ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 特例信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 特例リミテッド・パートナーシップ

- (a) 特例リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・エクイティ・ファンドにおいて用いられる。一部の法域におけるファンドのスポンサーは、投資信託に関して、ケイマン諸島の特例リミテッド・パートナーシップを採用している。特例リミテッド・パートナーシップのパートナーとして承認を得られる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の特例リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「特例リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法の下で別個の法人格を有しない特例リミテッド・パートナーシップの形成および運用を規制するケイマン諸島における主たる法律である。特例リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込む修正がなされている。特例リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には極めて理解し易いものとなっている。

- (c) 特例リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島または他所定の法域の居住者であるか、同島または他所定の法域において登録されているかあるいは同島または他所定の法域で設立された場合がある。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、特例リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はゼネラル・パートナーが、特例リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。リミテッド・パートナーは、登録行為によって、有限責任の法定保護が付与される。
- (d) ゼネラル・パートナーは、（例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的にパートナーではない者と業務に参加するなどの場合を除いては、）リミテッド・パートナーを除外して外部との特例リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、常に誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う。）を負っている。特例リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）によって修正された衡平法およびコモン・ローの規則は、（一定の例外を除き）特例リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 特例リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、ケイマン諸島の税務情報局法（改正済）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
 - (vii) BOTAを遵守する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは、随時少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を招くことなく償還、脱退または買戻しを行うことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な取決めに従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 特例リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 特例リミテッド・パートナーシップは、登録内容が変更されたときならびにその正式な清算およびその解散が開始されたいずれのときも特例リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 特例リミテッド・パートナーシップは、特例リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立され、デラウェア州の有限責任会社との連携を深める追加的な組織編成を求める利害関係者からの要請にケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（特例会社と同様に）別個の法人格を有しており、その構成員は有限責任を有する一方で、有限責任会社契約は、ガバナンスに係る柔軟な取決めに規定し、特例リミテッド・パートナーシップと類似する方法で資本勘定の枠組みを導入するために用いられることがある。また、有限責任会社では、特例会社の運営に必要なとされるよりも簡素化した柔軟な管理運営（例えば、構成員の投資対象に係る価値の管理または計算を目的とした、より明解な手法、また、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。）が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ／プランのピークルを含む多くの種類の取引で広く普及している。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考察を理由に別個の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（オルタナティブ投資ピークルを含む。）との関連で、採用が拡大している。

- (d) とりわけオンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができた場合、管理運営の利便性およびコスト効率は高まり、かかる仕組みにおける多様なピークルに係る投資者の権利により沿うことが可能となる。ケイマン諸島の契約法（第三者の権利法）（改正済）が提供する柔軟性もまた、有限責任会社において享受することができる。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

- 6.5 特例会社、特例リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。当該義務に関するさらなる情報は、「受益所有権透明化法―概要」と題するメイプルズ・アンド・コールドーの法律ガイドを参照のこと。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 規制投資信託が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下が含まれる。
- (a) 投資信託の免許を取り消すこと、またはミューチュアル・ファンド法第4条第1項 (b)（管理投資信託）、第4条第3項（登録投資信託）もしくは第4条第4項 (a)（限定投資家向け投資信託）に基づく投資信託の登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。

- (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限も含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。
- (c) BOTAにおいて定義される「コーポレートサービス提供者」に該当する免許投資信託管理者が、BOTAに違反している場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取引されること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。

- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。

- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があ

るとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合は、この限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（改正済）またはケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）およびケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (b) 金融庁法の定める任務を実行するための支援を目的とする場合。
- (c) 免許を受ける者もしくはその顧客、構成員、クライアントもしくは保険契約者の業務、または場合に応じて、免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託の業務に関して、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険契約者、会社または投資信託の任意の同意を得た場合。
- (d) ケイマン諸島政府の議会が、金融庁法の定める任務の実行を可能にすること、もしくは実行するための支援を行うことを目的とする場合、またはCIMAが法令に基づきその任務を実行する際に行う議会とCIMAとの間の取引に関連する場合。
- (e) 開示された情報が、他の情報源を介して一般に公開しているか、または公開されていた場合。
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く。）、要約または統計的なものである場合。
- (g) 刑事訴訟の訴追または刑事訴訟を目的として、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生する。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 解散

13.1 特例会社

特例会社の解散は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 特例リミテッド・パートナーシップ

特例リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、特例リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、特例リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記の取消しがなされるか、公式に解散することがある。清算の手順は、特例会社に適用される枠組みに極めて類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。特例会社、受託会社、特例リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項(a)に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が

知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に従い、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与対策を有するとして指定された法域（以下「相当する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（改正済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分と合わせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項および第4条第6項に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所。
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。

- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む。）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む。）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む。）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書もしくは販売書類に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む。）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む。）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む。）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年8月30日	有価証券報告書（第7期）
2024年8月30日	有価証券届出書
2024年11月29日	半期報告書（第8期中）
2024年11月29日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

別紙A

定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「円」および「JPY」	日本の法定通貨をいいます。
「円クラス受益証券」	円クラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「買戻通知書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはその受任者）が承諾する様式にて提出される買戻請求の通知をいいます。
「買戻日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「クラス」	適格投資家に対してのみ募集が行われるファンドに関して、管理会社が受託会社の同意を得た上で設定した受益証券のクラスをいいます。
「計算期間」	初回の計算期間についてはファンドの運用開始日およびその後の計算期間については直前の決算日の翌暦日（場合に応じて）に開始し、決算日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「継続募集期間初日」	2017年2月22日をいいます。
「決算日」	各年2月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできる各年におけるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の合計がファンド全体の純資産価格の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議またはマスター信託証書の規定に従って開催された受益者集会において可決された決議をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価格を評価日現在発行済の受益証券口数で除した価格をいいます。
「純資産価格」	「第一部 第2 3 （1）資産の評価」の「純資産価格の計算」の記載に従い、ファンドの総資産の価格から、マスター信託証書の規定に従い計算される総負債を差し引いた価格をいいます。ファンドの純資産価格は、米ドルで計算されます。
「純資産価格計算」	各評価日における純資産価格は、同日中に計算および公表されるものとします。米ドルクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下第二位に四捨五入されるものとします。円クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、整数に四捨五入されるものとします。 受益証券1口当たり純資産価格は、日本において関連する取引日の翌日に入手可能となることが予定されています。

「適格投資家」	以下の（i）から（iv）に該当しない者、法人または主体をいいます。 （i）米国投資家（以下に定義します。）、（ii）ケイマン諸島に居住するまたは住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（iii）適用法に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者および（iv）上記（i）から（iii）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定するその他の者、法人もしくは主体。
「取引日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「内国歳入法」	1986年米国内国歳入法（その後の改正を含みます。）をいいます。
「評価時点」	当該評価日に金融商品の公開取引を行うニューヨーク金融市場において「通常取引」を終了する、ニューヨーク市における時刻またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日のその他の時刻をいいます。 クラスの額面通貨建てでない資産は、WM／ロイターの午後4時のレートに基づく評価時点において換金されるものとします。
「評価日」	各営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド決議」	該当する発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、またはマスター信託証書の規定に従い開催されたかかるファンドの受益者集会において可決された決議をいいます。
「フィッチ」	フィッチ・レーティングス・インクをいいます。
「分配期間」	初回の分配期間については継続募集期間初日およびその後の分配期間については直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	当該分配日の直前の営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「分配支払日」	分配日の後5営業日目の日またはファンドに関して管理会社が決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「分配日」	各月の15日目の日（かかる日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。）またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米国投資家」	（i）内国歳入法に定義された「米国人」、（ii）1933年証券法のレギュレーションSに定義された「米国人」または（iii）米国商品取引法のルール4.7に定義された「非米国人」ではない者、法人または主体をいいます。
「米ドル」および「USD」	米国の法定通貨をいいます。

「米ドルクラス受益証券」	米ドルクラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいいます。
「申込書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはそれぞれの受任者）から入手可能な受益証券の申込書をいいます。
「GAAP」	米国で一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。
「S & P」	スタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーをいいます。

独立監査人の報告書

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンドの受託会社である CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

意見

我々は、NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年2月28日時点の資産負債計算書（投資有価証券明細表を含む。）ならびに同日に終了した年度の関連する運用計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務ハイライト（関連する注記を含む。）で構成される、添付の財務書類（以下合わせて「財務書類」という。）について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2025年2月28日時点の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライト情報についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国で一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、監査に関連する倫理上の要件に準拠して、ファンドから独立した立場にあり、その他の倫理上の責任を果たすことが求められている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持に責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の公表が可能になった日から1年間、ファンドの継続性に重大な疑念を生じさせると総合的にみなされる状況または事象が存在するかどうかを評価することが求められている。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、絶対的な確信ではないため、US GAASに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。不正により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは不正が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。虚偽記載は、個別にまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者の判断に影響を与える可能性が大きい場合、重大とみなされる。

US GAASに準拠した監査を実施するにあたり、我々は、以下を実施する。

- ・監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。
- ・不正または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施する。かかる手続きには、財務書類中の金額および開示に関する証拠を試査により検証することが含まれる。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。したがって、内部統制の有効性に関して意見を表明するものではない。
- ・全体的な財務書類の表示の評価と同様に、経営陣が採用した会計方針の妥当性および経営陣が行った重要な会計上の見積りの合理性を評価する。
- ・我々の判断において、合理的な期間にわたるファンドの継続性に重大な疑念を生じさせると総合的にみなされる状況または事象が存在するかどうかを確定する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期、重要な監査所見ならびに我々が監査を通じて特定した特定の内部統制に関する事項について統治責任者に報告することが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース
2025年7月9日

[次へ](#)

Report of independent auditors

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited
solely in its capacity as the Trustee of NEUB Corporate Hybrid Securities Fund

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of NEUB Corporate Hybrid Securities Fund (the “Series Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the portfolio of investments, as of February 28, 2025, and the related statements of operations, of changes in net assets, and of cash flows and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the “financial statements”).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as of February 28, 2025, and the results of its operations, changes in its net assets, and its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors’ responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Series Trust and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust’s ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

July 9, 2025

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2025年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2025年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2025年3月18日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

不正および法令違反－発見能力

不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆しうる事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析すべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

法令違反に関する重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避リスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書（またはその一部）に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

カーラ・キャンディ（上級法定監査人）
ケーピーエムジー エルエルピーを代表して
公認会計士
ロンドン、E14 5GL
カナダ・スクエア15

2025年7月11日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited (“the Company”) for the year ended 31 March 2025 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company’s affairs as at 31 March 2025 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (“ISAs (UK)”) and the terms of our engagement letter dated 18 March 2025. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements (“the going concern period”).

In our evaluation of the directors’ conclusions, we considered the inherent risks to the Company’s business model and analysed how those risks might affect the Company’s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to non-compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Carla Cassidy (Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London E14 5GL

11 July 2025

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンドの受託会社である

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

意見

我々は、NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年2月29日時点の資産負債計算書（投資有価証券明細表を含む。）ならびに同日に終了した年度の関連する運用計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務ハイライト（関連する注記を含む。）で構成される、添付の財務書類（以下合わせて「財務書類」という。）について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2024年2月29日時点の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライト情報についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、米国で一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、監査に関連する倫理上の要件に準拠して、ファンドから独立した立場にあり、その他の倫理上の責任を果たすことが求められている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持に責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の公表が可能になった日から1年間、ファンドの継続性に重大な疑念を生じさせると総合的にみなされる状況または事象が存在するかどうかを評価することが求められている。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、絶対的な確信ではないため、US GAASに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。不正により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは不正が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。虚偽記載は、個別にまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者の判断に影響を与える可能性が大きい場合、重大とみなされる。

US GAASに準拠した監査を実施するにあたり、我々は、以下を実施する。

- ・監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。
- ・不正または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施する。かかる手続きには、財務書類中の金額および開示に関する証拠を試査により検証することが含まれる。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。したがって、内部統制の有効性に関して意見を表明するものではない。
- ・全体的な財務書類の表示の評価と同様に、経営陣が採用した会計方針の妥当性および経営陣が行った重要な会計上の見積りの合理性を評価する。
- ・我々の判断において、合理的な期間にわたるファンドの継続性に重大な疑念を生じさせると総合的にみなされる状況または事象が存在するかどうかを確定する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期、重要な監査所見ならびに我々が監査を通じて特定した特定の内部統制に関する事項について統治責任者に報告することが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース
2024年6月7日

[次へ](#)

Report of independent auditors

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited
solely in its capacity as the Trustee of NEUB Corporate Hybrid Securities Fund

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of NEUB Corporate Hybrid Securities Fund (the “Series Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the portfolio of investments, as of February 29, 2024, and the related statements of operations, of changes in net assets, and of cash flows and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the “financial statements”).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as of February 29, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets, and its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors’ responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Series Trust and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust’s ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

June 7, 2024

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2024年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2024年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2024年4月12日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

不正および法令違反－発見能力

不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆しうる事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析すべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

法令違反による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書（またはその一部）に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

ケーピーエムジー エルエルピー

公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2024年7月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited (“the Company”) for the year ended 31 March 2024 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company’s affairs as at 31 March 2024 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (“ISAs (UK)”) and the terms of our engagement letter dated 12 April 2024. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements (“the going concern period”).

In our evaluation of the directors’ conclusions, we considered the inherent risks to the Company’s business model and analysed how those risks might affect the Company’s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

Identifying and responding to risks of material misstatement due to non-compliance with laws and Regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company's regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company's authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company's activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London E14 5GL

16 July 2024

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。